

平成26年第1回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
2.	28	金	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針） ・一部議案審議 ・陳情			
3.	1	土	休 会			
	2	日	休 会			
	3	月	休 会（一般質問通告期限）			
	4	火	休 会			
	5	水	休 会			
	6	木	本会議（2日目） ・一般質問（3人）			
	7	金	本会議（3日目） ・一部議案審議 ・総括質疑 常任委員会			
	8	土	休 会			
	9	日	休 会			
	10	月	常任委員会			
	11	火	常任委員会			
	12	水	常任委員会			
	13	木	休 会			
	14	金	休 会			
	15	土	休 会			
	16	日	休 会			
	17	月	休 会			
	18	火	休 会			
	19	水	休 会			
	20	木	休 会			
	21	金	休 会			
	22	土	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	23	日	休	会		
	24	月	休	会		
	25	火	常任委員会、議会運営委員会		議会全員協議会	
	26	水	休	会		
	27	木	本会議（最終日） ・常任委員長審査報告 ・議案審議 ・追加議案審議 ・陳情 ・発委 ・報告 ・継続審査、調査 ・閉会			

平成26年第1回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成26年 2月28日

閉会 平成26年 3月27日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
2	さつま町子ども・子育て会議条例の制定について	26.02.28	26.03.27	原案可決	総務厚生
3	さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	〃	〃	〃	〃
4	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃	26.03.07	原案可決	—
5	さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について	〃	26.03.27	原案可決	総務厚生
6	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
7	さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
8	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
9	さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
10	さつま町都市公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
11	さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
12	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
13	平成26年度さつま町一般会計予算	〃	〃	〃	2 常任
14	平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	総務厚生
15	平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
16	平成26年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
17	平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
18	平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
19	平成26年度さつま町水道事業会計予算	26.02.28	26.03.27	原案可決	文教経済
20	平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算	〃	〃	〃	〃
21	町道路線の廃止又は認定について	〃	26.02.28	可決	—
22	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	同意	—
23	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
24	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
25	平成25年度さつま町一般会計補正予算(第10号)	26.03.27	26.03.27	原案可決	—
26	平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	—
27	平成25年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	—
28	平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	—
29	平成25年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	—
30	平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	—
31	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	同意	—
陳情2	T P P (環太平洋連携協定) 交渉に関する陳情書	26.02.28	〃	採択	文教経済
発委1	T P P (環太平洋連携協定) 交渉に関する意見書(案)の提出について	26.03.27	26.03.27	原案可決	—
報告1	平成26年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	26.02.28	〃	報告済	—
	議員派遣の件	26.03.27	〃	決定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決定	

平成26年第1回さつま町議会定例会会議録

目 次

○2月28日(第1日)	
会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第 2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について (提案理由説明)	6
議案第 3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について (提案理由説明)	6
議案第 4号 費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について (提案理由説明)	6
議案第 5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正 について (提案理由説明)	6
議案第 6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (提案理由説明)	6
議案第 7号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与 の種類及び基準に関する条例の一部改正について (提案理由説明)	6
議案第 8号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について (提案理由説明)	6
議案第 9号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について (提案理由説明)	6
議案第10号 さつま町都市公園条例の一部改正について (提案理由説明)	6
議案第11号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について (提案理由説明)	6
議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について (提案理由説明)	6
議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算	6

(提案理由説明)	
議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第15号 平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第16号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第17号 平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第18号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第19号 平成26年度さつま町水道事業会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算	6
(提案理由説明)	
議案第21号 町道路線の廃止または認定について	19
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第22号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	20
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第23号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	20
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第24号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	20
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第1号 平成26年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	22
(内容説明)	
陳情について	22
散 会	23
○3月6日(第2日)	
一般質問表	25
会議を開催した年月日及び場所	27
出欠席議員氏名	27
出席事務局職員	27
出席説明員氏名	27
本日の会議に付した事件	28
開 議	29
一 般 質 問	29
岸良 光廣議員	29
行政改革・財政改革について	
町民への行政サービスについて	
川口 憲男議員	41

商工業振興について	
岩元 涼一議員	4 9
地域防災計画について	
有害鳥獣対策について	
米政策について	
散 会	6 1
○3月7日(第3日)	
会議を開催した年月日及び場所	6 3
出欠席議員氏名	6 3
出席事務局職員	6 3
出席説明員氏名	6 3
本日の会議に付した事件	6 4
議案付託表	6 5
開 議	6 7
議案第 4号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について	6 7
(質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について	6 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	6 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正 について	6 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	6 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与 の種類及び基準に関する条例の一部改正について	6 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	6 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について	6 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第10号 さつま町都市公園条例の一部改正について	6 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第11号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について	6 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について	6 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算	6 8
(質疑・委員会付託)	

議案第 14 号 平成 26 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	80
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 15 号 平成 26 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	80
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 16 号 平成 26 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	80
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 17 号 平成 26 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	80
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 18 号 平成 26 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	80
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 19 号 平成 26 年度さつま町水道事業会計予算	80
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 20 号 平成 26 年度さつま町簡易水道事業会計予算	80
(一括質疑・委員会付託)	
散 会	81

○3月27日(第4日)

会議を開催した年月日及び場所	83
出欠席議員氏名	83
出席事務局職員	83
出席説明員氏名	83
本日の会議に付した事件	84
開 議	85
議案第 2 号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正 について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与 の種類及び基準に関する条例の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 10 号 さつま町都市公園条例の一部改について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 11 号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について	85

(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第15号 平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第16号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計予算	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第17号 平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第18号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第19号 平成26年度さつま町水道事業会計予算	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算	85
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第25号 平成25年度さつま町一般会計補正予算(第10号)	95
(提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第26号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	95
(提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第27号 平成25年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	95
(提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第28号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	95
(提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第29号 平成25年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	95
(提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第30号 平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	95
(提案理由説明・一括質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第31号 さつま町教育委員会委員の任命について	99
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
陳情第2号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する陳情書	100
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
発委第1号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書(案)の提出について	101
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		

報告第 1 号	平成 2 6 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	1 0 2
	(質疑)	
議員派遣の件	1 0 2
	(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	1 0 3
	(決定)	
閉 会	1 0 3

平成26年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

平成26年2月28日

平成26年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成26年2月28日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	湯下 吉郎 君
企 画 課 長	崎野 裕二 君	財 政 課 長	下市 真義 君
税 務 課 長	松尾 英行 君	環 境 課 長	貴島 晃人 君
福 祉 課 長	王子野 建男 君	介 護 保 険 課 長	中村 慎一 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	農 政 課 長	平田 孝一 君
建 設 課 長	三浦 広幸 君	水 道 課 長	脇黒丸 猛 君
消 防 長	高木 卓朗 君	教委総務課長	上野 俊市 君
学校給食センター所長	栗野 明男 君	薩摩支所長	今東 純夫 君
企業誘致対策室長	崎野 裕二 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 6 議案第 3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 7 議案第 4号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 7号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第 8号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第12 議案第 9号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について
- 第13 議案第10号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第14 議案第11号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第15 議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第16 議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算
- 第17 議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第18 議案第15号 平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第19 議案第16号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第20 議案第17号 平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第21 議案第18号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第22 議案第19号 平成26年度さつま町水道事業会計予算
- 第23 議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第24 議案第21号 町道路線の廃止又は認定について
- 第25 議案第22号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第26 議案第23号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第27 議案第24号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第28 報告第 1号 平成26年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第29 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成26年第1回さつま町議会定例会を開会いたします。
農業委員会会長及び教育委員会委員長から、本定例会に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番、柏木幸平議員及び1番、平八重光輝議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの28日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月27日までの28日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。
鹿児島県町村議会議長会の臨時総会が平成26年2月14日鹿児島市において開催されました。総会では、まず鹿児島県町村議会議長会事務局の女子職員による横領の件について、会長及び事務局長から報告がありました。詳細は、先の全員協議会で報告済みであり省略しますが、定額預金証書の偽造が行われ横領の額が多額に上ることから、刑事告訴することを決定し準備を進めているとのことでありました。その後、2月19日に刑事告訴が行われており、今後警察の捜査により、横領の金額、実態が明らかになるものと思われます。なお、今回の不祥事により、決算予算案が伴わないため、5月開催予定の臨時総会で審議されることとなりました。
また総会の中で、議員として15年以上在職されておられます平八重光輝議員、木下賢治議員、川口憲男議員、米丸文武議員、柏木幸平議員の5人が永年勤続者として鹿児島県町村議会議長会表彰を受けられましたので、本日の会議終了後に伝達を予定しております。

次に、監査委員から例月出納検査並びに財政援助団体等の監査結果報告がありましたので、印

刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りをいたしているところでございます。この中で、1月21日の1郡1町連絡会議設立協議会に関する件と2月8日から12日にかけて行われました県内町村長海外行政視察について、補足して報告を申し上げます。

まず、1月21日に開催をいたしました1郡1町連絡会議設立協議会についてであります。御承知のとおり、平成の合併以降、県内の市町村につきましては、これまでの96から19市20町4村の43と半数以下となりまして、以前に構成していました郡町村会の組織が消滅をいたしまして、同規模自治体の共通したテーマなどについて話し合う協議の場がなくなるなど、責任ある行政運営を図る上での課題として捉えていたところでもあります。このような観点から、県北部地域における1郡1町である本町及び出水郡、長島町、始良郡、湧水町の3町での連絡会議設置を呼びかけましたところ、他の2町におかれましても同様のことを考えておられたようでございまして、すぐにこの問題については御快諾をいただきまして、1月21日に設立会議を開催いたしましたところでもあります。

今後におきましては、少子高齢化や人口減少、合併特例期間終了後の財政事情の問題、この山間地域に深刻な問題となっております有害鳥獣対策など、あらゆるこの共通課題等につきまして、トップの意見交換を初め、職員レベルでの検討会を開催するなどいたしまして、課題解決へ向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、2月8日から12日まで、土曜、日曜、祝日を挟んで5日間に行われました県内町村長海外行政視察についてであります。往復の日程を除きますと、実質3日間という研修の期間でございました。県の町村会主催によります今回の視察につきましては、発展途上国から新興国へと国際市場として注目をされておりますベトナムへの行政視察でございます。

ベトナムにつきましては、御承知のとおり南北に長く、北部、ハノイにつきましては政治的な中心地であります。もう全体的に温暖で湿気があるということでは日本と同じであります。南部のホーチミンにつきましては、乾季と雨季の2季であるということでございます。12月から4月が乾季という時期であるようでございます。1年を通じて日本の夏のような気温でございます。訪れましたのは南部のベトナム最大の商業都市でありますホーチミン市への県内の町村長及び伊藤県知事も途中まで同行をされた視察でございました。

ベトナム全体のこの人口は9,190万人、5年間で590万人増えまして、約7%近くの増加率であります。人口の7割が農村に住みまして、6割が農業をされておるということで、米とコーヒーの輸出量が世界第2位という国であります。面積は日本の9割、九州とか四国のいずれかをとったようなぐらいの面積になるようでございます。

ベトナム、ホーチミンにつきましては、鹿児島空港から上海の浦東国際空港を経由いたしまして、乗り継ぎのための待ち時間はございますけれども、航空機で4時間20分程度の所要時間でございました。時差は、日本時間よりマイナス2時間ということで、日本の正午がベトナムでは

午前10時ということになるようであります。通貨はドンということでありまして、レートは20万ドンが約1,000円ですね、20万ドンが約1,000円ということでありまして、1万ドンが約46円、50円と言ったほうがよろしいでしょうか、その辺の通貨単位でなっておりますけれども、非常に単位が大きい通貨でございます。

ホーチミン市民の主要な交通手段というのはバイクであります、車道はバイクで埋め尽くされて、延々とこれが続いているというような状況でございます、このバイクにつきましても日本製のホンダ車というのが約8割を占めておるようでございます。日本のバイク車のホンダ車に乗る。ホンダ車といっても、日本で日本人がつくった車でないと買わないというようなこともあるようでございます。それだけ信用性が高いということでしょうか。一般的な月収というのが2万円から3万というところと聞いておりますけれども、バイクが10万から12万ということですが、シートが非常に長くて、夫婦2人、あるいは2人乗りとか、あるいは子供が2人いらっしやれば夫婦2人と子供が2人、4人乗って走るといったような状況があるようでございます。この日本製に対する信頼性というのが高まって、特にホンダの単車に乗ることが市民のステータス、シンボルになっているというようなことございました。

行政視察におきましては、日本貿易振興機構のジェトロ、ホーチミン事務所及びベトナム協同組合連盟、これは日本の農水省に相当する政府組織でございますが、こういった2カ所におきまして、TPPの事情とか今後ベトナムと日本との協力関係についてのお話とか、現在のベトナムの経済のデータ、もう今経済成長率というのが過去8%ぐらいあったようではありますけれども、今若干落ちて5%内外で推移をしているようであります。それと、今国際的に環太平洋の経済連携協定のTPPの問題、こういった関税の問題等についても同じく協議がなされておるようございました。

今後、ベトナムと日本との協力関係について、ベトナム経済のデータとかこういったこと、TPPも含めてそういう、どういう加盟によってのメリットが出るのかと、こういった判断等の資料を交えながら意見交換を行ったところでございます。

また、ベトナムに立地している日本企業というのも相当数上っておるようでございますが、やはり立地してのこういう企業からの話を聞く機会もいただきました。ベトナム人という方は非常に若い労働力というのが極めて豊富であるということございまして、従業員も企業主のお話を聞きますと、非常に頭が良くて手先も大変起用であると、ものづくりについては日本人とほとんど変わらないというようなことも話をされておりました。非常に生産年齢人口というのがかなり高いということございまして、毎年250万ぐらい出ていくというようなこともあるようでございます。もう町に出ますと、眺めてみますと、どこも若い人たちでもうごった返しておったと、そういう強い印象でございました。

また、そのほかにもホーチミン市のショッピングモールでありますビンコムセンターとか、あるいは本年1月には日本の小売り大手でありますイオンがイオンモールということで出店をいたしておりましたけれども、こういった市場の視察も行ったところでございますが、昨年末ユネスコの無形文化遺産に登録されました日本の和食、これが一つの世界的なブームというんでしょうか、こういったこともありまして、日本食に対する人気が高まっております。中でも、寿司については、今まで魚類の関係を生で食べる習慣はなかったということでもありますけれども、こういった日本食の寿司等が出ますと、食べてみたら非常においしいというようなことで、もうイオンモールにおきましては、寿司の店には数時間待ちで並んでいるという、実際に見ましても物すごい数の人が行列で並んでおりましたけれども、非常に今日本食ブームになっておるようでございます。そのほかの市内にも日本人経営の食堂とか、あるいは居酒屋もございまして、ここで

もやはり日本食というのが人気を博していたようでございます。

このように、時代というのはグローバル社会の進展とかボーダレス社会の到来に伴いまして、国内市場に留まらず海外へと市場拡大をしてきているところでございます。隣の東町の漁協におきましては、中国、EU諸国への養殖ブリの販路拡大とか、あるいは友好交流町であります青森県の鶴田町もありますが、青森県におきましては、中国、台湾に向かってリンゴの輸出も行われるということもございまして。経済発展の目覚ましい中国とか東南アジアを中心とする環黄海経済圏、こういったところへの関心の度合いというのはますます高いものになってきているとうことを実感として受けとめたところでありまして。県レベルにおきましても、鹿児島は南の玄関口としての本県の立ち位置の重要性を認識されまして、今物流とか観光誘客等に力を入れているということもございまして。本町におきましても、国内外を問わずあらゆる機会等を捉えまして、もっともっと視野を広げる取り組みが必要かというふうなことを痛感いたしましたところでございます。

以上で、町長報告を終わらせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」、日程第6「議案第3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」、日程第7「議案第4号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、日程第8「議案第5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」、日程第9「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第10「議案第7号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、日程第11「議案第8号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第12「議案第9号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」、日程第13「議案第10号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第14「議案第11号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」、日程第15「議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第16「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」、日程第17「議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第18「議案第15号 平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第19「議案第16号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第20「議案第17号 平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第21「議案第

18号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第22「議案第19号 平成26年度さつま町水道事業会計予算」、日程第23「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

次に、日程第5「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」から日程第23「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上の議案19件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに平成26年度の施政方針の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、平成26年3月議会定例会の開会に当たりまして、平成26年度の町政運営について、私の基本的な考え方を明らかにしますとともに、各会計の当初予算を初めとする諸議案についての概要を御説明申し上げ、町政に対する御理解と御協力をお願いするものであります。

昨年の改選によりまして、再び町長という重責を担わせていただき、改めて身の引き締まる思いと責任の重大さを感じているところでございます。

お陰様で、私の掲げますマニフェスト及び総合振興計画に沿いました事務事業が、概ね順調に推移をしております、議員各位並びに町民の皆様に改めて厚く御礼を申し上げる次第であります。

新庁舎も無事に完成をし、町民サービスや安全安心の拠点として歩みだし、先の臨時議会から新しい議場で開会できましたことは、関係各位の御理解と御協力によるもので、改めまして感謝の気持ちとともに、旧庁舎へも半世紀に及ぶ貢献に対し惜別の念を禁じえません。

さて、今年度は特に総合振興計画や行政改革大綱などの見直しを初め、来年度10周年記念や国民文化祭への準備、社会保障・税番号制度の導入に係る対応などを図るとともに、新庁舎移転後の組織再編による体制整備を行い、私の掲げる公約の実現に向け一步一步着実に進める年と位置づけております。

合併して間もなく10周年を迎えますが、これからの自治体運営の環境を見ますと、住民と行政の協働のシステム構築は今後ますます重要になっていくものと感じております。行政改革につきましても、地方交付税がこれまで特例措置として合併算定が、来年度から一本算定に移行することから、行財政全般はもとより公共施設の根本的な見直しなど、さらに踏み込んだ改革が求められるところであります。少子高齢化、人口減少が急速に進む中で、町内全域の均衡ある発展を主眼に行政を進めておりますが、これまで政策で実行しました産業、福祉、医療、教育、文化、商工観光など、全分野の振興はもとより新たに周辺地域等活性化対策制度の創設、有害鳥獣対策の部署の新設など、これまで以上に目配り、気配りをしながら町内各地域のバランスのとれた活性化に努めてまいります。

また、2期目のスタートから実行いたしました住宅リフォーム制度や中学生までの子ども医療費の無料化を初め、予防接種費用の助成拡大、公共用地のメガソーラー発電、さつま牛ブランドの確立、農商工連携による6次産業化の推進など、引き続き取り組みを進めてまいります。議会を初め関係機関団体、町民の幅広い御協力をいただきながら、町民みんなが夢と希望の持てる元気なさつま町の実現を目指して、誠実かつ大胆に、変化する時代を的確に読みスピーディーに実行する町政運営に取り組む所存であります。

国政におきましては、安倍内閣発足2年目に入り、経済対策アベノミクスにより、円高デフレ

からの脱却が図られつつあり、明るい兆しも見えておりますが、その効果が末端までの地域経済に活力を取り戻すまでには時間が必要であると感じております。また、社会保障を安定させ、厳しい財政を再建するという大義のため、本年4月から消費税率が8%に引き上げられますが、社会保障の維持・充実については、実務の多くを市町村が担うものであり、事務事業を円滑に推進する必要があることから、国政の動向についてもさらに注視する必要があると思っております。

それでは、本年度の主な事務事業や推進方策について御説明申し上げます。

第1に「豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち」であります。

本町の基幹産業であります農林業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、農家数の減少、農業資材の高騰等に加え、対外的には、環太平洋パートナーシップ協定の農産物の貿易自由化への交渉が進むなど、農業・農村の維持、存続が危ぶまれております。このような中で、今回、国においては、農業を足腰の強い産業としていくための政策と農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用とコメ政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の4つの大きな改革案が示されました。

この中の水田フル活用とコメ政策の見直しでは、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米などの需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が自らの経営判断で作物を選択できることとし、生産調整を含むコメ政策も行政による生産数量目標の配分に頼ることなく、需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進めることとしております。そしてその進め方としては、これまで半世紀近くにわたって行われてきました減反政策を、5年後をめどに廃止という思い切った農政の大きな転換策が打ち出されたところであります。これまで水田を主体とした営農がなされてきました当地域にとりましては、重大かつ深刻な問題であることから、関係機関・団体とのさらなる連携強化を図り、国・県の施策等を活用しながら全力で農業振興に努めてまいります。

まず、第3期中山間地域等直接支払制度につきましては、取り組み支援とともに、本年度が最終年度となりますことから、この制度の必要性について強く国・県への事業継続要望活動を行ってまいります。水田・畑地農業対策については、経営所得安定対策の見直しに呼応しながら制度の活用促進に取り組んでまいります。梅につきましては、薩摩西郷梅生産組合と連携を密にし、生産安定対策とともに売れる商品づくりを目指した加工施設整備などを図ってまいります。

また、農家所得の向上を図るため、地域特産品の6次産業化研修会や施設整備助成も実施してまいります。

茶については、防霜ファン等による生産安定対策を図るとともにリーフ茶の消費拡大にも努めてまいります。

農畜産物の有利販売のため、JA北さつまと連携した薩摩のさつまブランド確立とトップセールスも実施してまいります。

畜産につきましては、本町農業の基幹作目として、生産者、関係機関・団体が一体となって振興に努めてまいります。

まず、肉用牛については、町内にあります薩摩中央家畜市場の年間子牛取引平均価格が全国1位に輝くとともに、2つの肥育事業者が九州、全国の枝肉共励会で1位を獲得するなど、さつま牛の名声が一举に高まったところであります。今後におきましても、優良雌牛の保留導入や肥育素牛導入促進、増頭のための簡易畜舎整備促進、畜産基盤再編総合整備事業によります多頭飼育農家への飼料生産基盤や農業用施設等の整備を図ってまいります。このほか、子牛購買者への宿泊助成等も継続しながらさつま牛のブランド確立に取り組んでまいります。

次に、持続可能な農業を実現するため、引き続き農業後継者や集落営農組織等の担い手の育成

と確保に努めます。また、国の制度による人と農地の問題解決に向けた施策の人・農地プランの推進については、各地域で作成したプランの実践支援のため、県及びJA等関係機関との連携強化により、各地域との話し合い活動に重点を置き、新規就農者の確保や農地集積を推進しながら地域農業の活性化に取り組んでまいります。

農業基盤の整備であります。本年度は県営中山間地域総合整備事業により柏原地区及び宮之城地区におきまして、農道・集落道整備、用排水施設整備を実施してまいります。

また、県営事業で引き続き農村災害対策整備事業、農道保全対策事業、基幹農道整備事業、中津川北地区、農地環境整備事業、上下大迫地区を実施してまいります。

次に林業関係であります。コンクリート社会から木の社会への変革を目指して、国が作成しました森林・林業再生プランに基づき強い林業の再生に向け、本年度も引き続き集約的な森林施業の推進や公有林整備を実施してまいります。さらに、森林の施業に必要な路網整備の促進に努めてまいります。

また、国産タケノコの需要拡大や、さつま林産によるチップ工場を追い風に豊富な竹資源を活用した竹林の生産活用を促進し、さつまたけのこを初めとしたタケノコ生産の拡大など、引き続き竹の産地づくりを進めてまいります。

さらに、深刻化している有害鳥獣被害に対しましては、これまで農政課、耕地林業課それぞれの窓口で対処していた事務を一本化し、農政課に専任の有害鳥獣対策係を新設し、さつま町鳥獣被害防止計画に基づき実施する総合的な対策事業をさらに推し進め、農林水産物の被害軽減に努めてまいります。

商工業振興につきましては、町内商工業の活性化と消費拡大を図るため、今年度もプレミアム付商品券を2回発行いたします。また、年々悪質化する訪問販売等の被害防止と被害に遭った場合の相談業務の充実を図るため、新たに「消費生活相談員」を設置いたします。

次に観光についてであります。交流人口を増やすには、観光事業者や旅館関係者はもちろんのこと、町全体が訪れる人に優しいおもてなしの心が溢れる町でなければなりません。そのための一翼を担う観光ボランティアガイドの充実と引き続き町民の方々を対象にした「我が町を知るツアー」を実施し、ふるさとに自信と誇りを持ち誘客につなげていくよう努めてまいります。

また、昨年町の特産である黒毛和牛とたけのこを使った黒毛和牛たけのこ丼や山太郎ガニ、アユ、手長エビを出汁にしたじょじょん鍋が開発されましたが、本年度も地元食材を活用した新商品の開発と販路開拓に努めてまいります。

あわせて、さつまるちゃんフェイスブックを立ち上げるとともに、町内外へのPR活動、情報発信を行ってまいります。

次に企業誘致対策であります。雇用、特に生産年齢人口における雇用機会の拡大と合わせて若年齢層の定住化、また町民所得の安定を図るため、地元、県内外を問わず企業訪問を積極的に行って情報を入手するとともに、立地企業を初め関連の企業等との連携を密にして新規誘致や工場増設等のセールスに努めてまいります。

定住促進策であります。企業誘致を通じて進めるもののほか、分譲宅地販売について町の助成策等のPR、トップセールスや住宅メーカー訪問など販売促進活動に引き続き積極的に取り組み、早期の分譲・販売に努めてまいります。

また、今年度は新たな取り組みとして、3年間の時限制度ではありますが、周辺地域等移住定住促進補助金制度を創設して、町内への定住促進とあわせて、町内における均衡ある定住化も進めてまいります。

第2に「思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまち」であります。

民生における医療、保健、福祉、介護部門につきましては、少子高齢化の進行と社会環境の変化に伴い、健康づくり、地域医療、在宅医療、介護と予防、子育て支援、見守り及び地域福祉など課題が増大し、さらなる組織横断的な連携の強化と体制づくりが求められております。こうしたことから、引き続き民生三課の連携会議において課題を共有し、具体的な対策を講じてまいります。

保健・医療の関係については、本町の健康づくりの基本計画である健康さつま21に基づき元気で年齢を重ねる健康寿命の延伸を基本的な方向性とした保健行政を進め、町民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを推進します。

また、国民健康保険事業及び後期高齢者医療保険の健全な運営に努め、特定健診及び各種がん検診につきましては、効率的な集団検診と利便性の高い個別検診の実施により受診率を高めるとともにさつま町国保白書を作成公表し、医療費及び疾病統計など、町の実態と課題に基づいた保健事業を進めます。

また、引き続き国保の特定健診受診率目標を70%、特定保健指導実施率目標を60%に定め、前年度未達成地区の底上げ等全体的な受診率の向上を図り、健康づくり推進の町宣言の実践に努めます。

地域医療の関係では、これまでの郡医師会及び病院に対する各種支援事業による効果が現れる中、新たに医師紹介奨励金交付事業や鹿児島大学地域医療トレーニング・キャンプ招致事業を町グリーン・ツーリズム研究会と連携して医師確保につないでまいります。

口腔保健の関係では、長い間取り組みが進まなかった小学校全校におけるフッ化物洗口普及策としまして、さつまっ子歯と口腔の健康推進事業を実施し、永久歯が生え揃う学齢期において、生涯における歯と口腔の健康の確保を図ります。

さらに、予防接種事業では、県及び九州で初めてで全国でも数例の取り組みとなる小児用肺炎球菌ワクチンPCV13の補助的追加接種に対する助成と接種奨励を行い、小児の肺炎球菌による重症感染症を予防し、子育て支援の拡充を図ります。

次に高齢者福祉についてであります。超高齢社会を迎えている今日、高齢者の生きがいづくりや、健康で安心した生活を送っていただくよう、社会全体で支えていくことが極めて大きな課題となっております。こうした中、高齢者福祉計画に定めた、思いやりと温かさが育む地域福祉創造の町の具現化に向けて、各種高齢者福祉サービスの充実を初め、人と人、人と地域の新たな絆を生み出す高齢者等くらし安心ネットワーク事業、町内事業所等の協力による高齢者見守り活動事業等を引き続き推進するとともに、福祉部の設置をさらに推進し、要支援高齢者等への声かけや見守り活動など、地域で支える体制づくりの拡充に努めてまいります。

次に児童福祉であります。核家族化の進行や共働きの増加に加え地域コミュニティの希薄化等によりまして、社会が目まぐるしく変化している中で、子育てに関する基本的な指針であるさつま町次世代育成支援対策行動計画に基づき、安心して子どもを産み、元気に育てられる支援策をさらに強化いたします。

多様化する保育ニーズへの対応策については、休日に児童を一時保育する休日保育事業や発達障害児のため障害児保育事業、学童保育事業を継続するほか、新たに病児を一時的に保育する病児保育事業に取り組み子育て世代への負担の軽減に努めてまいります。

また、総合振興計画の安心・健康と福祉のまちづくりプロジェクトに位置づけた生み育てる環境の充実を推進するため、子ども福祉係を子育て支援係として再編し、保健師の配置等により、子育てを総合的に支援する体制を構築してまいります。

次に障害者福祉であります。障害のある人が住み慣れた地域で年齢や障害の種別にかかわらず

なく生き生きと暮らすことができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実を図ります。また、障害者に対する理解を深めるために、理解促進研修啓発事業や成年後見制度利用支援事業、手話奉仕員養成事業の取り組みに加え、障害者虐待の未然防止や早期発見に迅速な対応を図るため、相談窓口の強化を図るなど、障害のある方がさらに安心して生活できる環境を整えてまいります。

第3に「教育と文化の薫る生涯学習推進のまち」であります。

教育の推進につきましては、さつま町教育振興基本計画の基本理念であります時代の変化に主体的に対応できる人間性豊かでたくましい人材の育成、さつま町の教育的な伝統や風土を生かした活力ある教育活動の推進に基づき各施策の推進に努めてまいります。

まず、学校教育についてであります。児童生徒の基礎学力の定着とその活用能力を育成するため、教職員研修の充実を図り授業力の向上を図ってまいります。あわせて心の教育、生徒指導、体力の向上、健康教育の充実などを図りながら、個に応じた指導を進めたくましく志の高い児童生徒の育成に努めてまいります。

また、学校応援団の活用やさつま学等の推進を図り、地域人材や自然、産業、伝統、文化を生かした教育活動に積極的に取り組み、地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりに努めてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、平成25年度末で耐震化率98.2%となり、本年度は残りの宮之城中学校屋内運動場の改修を進めて耐震化率100%を目指してまいります。また、児童生徒が安全で安心して学べる学校施設の安全対策及び教育環境の整備に努めてまいります。

学校規模の適正化につきましては、昨年度小中学校の適正化基本計画の見直し案を策定し、町内全区公民館及び単位PTAに対しまして説明会を行ってまいりましたが、今年度は計画に従い理解を得ながら第1次再編校の開校に向けた具体的な取り組みを進めてまいります。

読書のまち推進活動については、近年学校では、さつま読書のすすめ等の活用により、また各図書館においては、子ども図書館の創設等により、その利用者貸出冊数も増加してきておりますので、さらに読書環境の整備を図りながら町民運動としてその取り組みを進めてまいります。

学校給食につきましては、安心安全な給食を提供することが一番大切なことでもあります。このため、徹底した衛生管理に努めるとともに、地元で生産された食材を活用した給食を提供してまいります。

また、学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を推進してまいります。学校給食センターの今後のあり方については、学校規模適正化計画の進捗状況を見ながら具体的な方策を検討してまいります。

次に、社会教育についてであります。青少年の健全育成につきましては、青少年育成町民会議による各種団体等の連携した取り組みはもちろんですが、地域の特色を生かしたふるさと体験塾や親子での体験活動などを通じ、郷土に対する愛着や生きる力を醸成しますとともに、教育の出発点であります家庭教育の支援・充実を図りながら、青少年の健全育成に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、各種大会等の開催を通じた社会体育の推進と体力増進による健康づくりを進めるとともに、平成26年度には県民体育大会の男女バレーボール競技が本町で開催されますので、設備の充実や運営協力に努めてまいります。

文化の振興についてであります。潤いのある文化の薫るあふれるさつま町の創造を目指して、吹奏楽フェスタや美術展を開催し、誰もが芸術文化を感受できる環境づくりに努めてまいります。特に、青少年には優れた芸術鑑賞の機会を提供するなどしてその感性を高める努力をしてまいります。また、平成27年度に開催されます国民文化祭かごしま2015や日展鹿児島島のさつま

町での開催の準備も進めてまいります。

各地域に受け継がれてきている郷土芸能につきましては、さつまフェスタにおける郷土芸能の発表等を通じて、保存・伝承の取り組みを今後も支援してまいります。郷土の歴史資料や文化財につきましては、指定文化財などの適切な保存活用を行うとともに、歴史民俗資料館における企画展の開催や民話集の発行を通じて郷土の歴史や文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

次に、第4に「自然と調和した便利で快適なまち」であります。

道路はライフラインの根幹となるものであるため、地域振興策と投資効果などを十分考慮しながら計画的な道路整備に努めるとともに、地域高規格道路「北薩横断道路」の早期開通と広瀬道路から泊野道路間の早期事業化に向けて、関係各機関との連携を図りながら、引き続き最大限の努力をしております。

北薩広域公園の整備促進につきましては、川内川の利活用を検討する宮之城屋地・虎居地区かわまちづくりと密に連携しながら、川を生かした新たな観光資源としての整備を進めてまいります。

町営住宅につきましては、本年度は引き続き山崎団地1棟5戸の建て替えを行い、良好な住環境の整備に努めてまいります。

次に消防業務についてであります。住民に対する防火思想の一層の普及に努めるとともに、引き続き住宅用火災警報器の設置促進を図り、火災予防対策の強化に取り組んでまいります。

救急業務につきましては、救急搬送の実態を踏まえ、住民に対する救急車の適正利用の啓発とともに医師確保に努めてまいります。また、救命率の向上を図るため、応急手当の普及を推進し、救急隊員のさらなる資質の向上に努めてまいります。

また、消防施設及び消防機材等の整備を進めるとともに、関係機関や消防災害支援隊との連携を強化し、地域防災力の充実・強化に努めてまいります。

防災対策につきましては、NTT西日本と現在進めている町内避難所に災害時における特設公衆電話4回線の設置による災害時通信の確保を図るとともに、原子力防災計画に基づく避難計画の周知を図ってまいります。

交通防犯対策については、さつま警察署、交通安全協会、防犯協会などの関係機関と連携し、町民の安全安心の確保を図ってまいります。

第5に「人々の生活視点から創る環境美化の町」であります。

太陽光発電システム設置事業補助については、3年目となり、国の補助は平成25年度末で終了しますが、町単独で実施してエネルギー自給率の向上や地球温暖化防止に寄与していきたいと考えております。

年々減少していた資源ごみについては、平成24年10月より開始したその他紙類の収集により、平成24年度はわずかではありますが増加しました。しかし、可燃ごみについては年々増加傾向にあることから、ごみ分別の周知徹底を図り、可燃ごみの削減に努め、設備の長寿命化を図ってまいります。クリーンセンターの運転管理につきましては、民間委託を行うことでコスト削減や専門的な技術やノウハウを生かし施設・設備の長寿命化を図ってまいります。

今後取り組むべき小型家電の収集、資源ごみの増加、蛍光管や乾電池のリサイクルに対応するため、クリーンセンターにストックヤードを建設することとしております。

第6に「住民と行政が協働するまち」であります。

計画的行政推進につきましては、第1次総合振興計画の計画期間が平成27年度で終了することから、次期基本構想等につきましてアンケートを通じた町民や各種団体等の意見の集約などを初め、策定に向けた具体的な作業を進めてまいります。また計画行政という視点からはこれま

で進めてまいりました事務事業評価等を機能させるため、組織機構の見直しに合わせまして予算編成と事務事業の進行管理、そして点検と見直しまでをプラン・ドゥ・チェック・アクションのマネジメント・サイクルを意識ながらの運用を図ってまいりたいと考えております。

第2次さつま町行政改革大綱が本年度で終了しますことから、達成事項の指標を検証しながら、平成27年度以降の新たな計画並びに職員の定員管理計画の見直しを進めてまいります。質の高い町民サービスを目指すために、職員の資質向上が重要であることから、自主研修の機会を設け、個人もしくはグループでの研修を拡充してまいります。本年度はマイナンバー法の施行によりまして、福祉、年金、健康保険など社会保障システムの整備を図ることとされており、関係部署間の連携を密にしながら関係例規の整備並びにシステム等の改善措置を図ってまいります。

町内の公共交通対策につきましては、平成24年度からの全町的に実証運行を行いましてほぼ定着をしてきております。しかしながら、変更要望のある路線につきましては、一部見直しを行うとともに、利便性を高めながら利用の促進を図ってまいります。防災・防犯・景観の保持のため、24年度に創設いたしました危険廃屋解体撤去費補助制度は、多くの皆様に利用いただいていたところですが、最終年度として引き続き取り組んでまいります。

次に、平成26年度予算編成の概要について申し上げます。

我が国経済は、一昨年発足した第2次安倍内閣が掲げた経済政策、いわゆるアベノミクスの効果により、長年続いたデフレ経済を脱却しつつあり、緩やかではありますが、景気回復の兆しが見え始めております。政府の平成26年度地方財政対策では、前年度と同様に通常収支分と東日本大震災分とに分類をしまして、通常収支分は、地方が安定的に財政運営できるよう、社会保障の充実分などを含めて一般財源総額は平成25年度水準を上回る額を確保することとしまして、平成26年度の地方財政規模は、対前年度比1.8%程度増の見込みとなっております。

また、社会保障・税一体改革により社会保障の安定財源確保としまして、本年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることとなっており、平成25年度補正において、緊急経済対策や低所得者並びに子育て世帯への給付金などの影響緩和措置が計画されているものの、増税後の地域経済への影響が懸念をされるところであります。

一方、これまで本町財政の健全化に向けた取り組みの中で、人件費の削減や公債費の削減に努めた結果、地方債残高の減少によって実質公債費比率を初め、財政指標は順調に好転してきております。

さらに、財政調整基金や公共施設整備基金などへの積み増しを行い、将来に向けた安定的財政運営のための財源確保に努めてきておりますが、普通交付税の段階的縮減や社会保障費の増大、防災行政無線のデジタル化を初めとする新たな行政需要や、老朽化する公共施設の維持管理経費への対応など、大規模な施設整備等が見込まれる中で、これまで以上に厳しい財政運営が求められるところであります。

このような状況を踏まえながら、合併後10年を迎えるに当たりまして、これまで取り組んでまいりました事務事業を検証し、総合振興計画と町政マニフェストを基本にしながら新規事業に取り組む一方で、既存事業の廃止など、事業の選択と集中を念頭に置いた予算の編成を行ったところであります。

また、公共施設維持管理経費については、住民生活に関係するものや緊急を要するものなど優先順位を付けながら、例年より予算枠を拡充し予算措置を行なったところであります。

平成26年度さつま町一般会計の予算の総額は126億9,000万円となり、昨年度と比較いたしまして3.5%、4億6,000万円の減となったところであります。

全体的には庁舎建設事業費が7億2,600万円、公債費が7,500万円、さらに人件費が

7,700万円、それぞれ減となる一方で、新たに消防救急無線のデジタル化や、消防資機材の整備等によりまして、消防費が2億8,400万円の増となり、また社会保障関連経費の増大により民生費において1億9,600万円。ごみ処理施設の維持管理経費の増大等により、衛生費において8,100万円のそれぞれ増となるなど、住民生活に関連した事業を優先した予算編成としたことから、実質的には前年度を上回る予算となっております。

歳出予算の性質別内訳は、義務的経費が71億1,736万3,000円で、1.7%、1億2,223万1,000円の減。主な要因としましては、人件費、公債費の減であります。投資的経費が13億520万9,000円で33.1%、6億4,637万3,000円の減。主な要因としましては庁舎建設関連事業費等の減であります。また、物件費などその他の経費が42億6,742万8,000円で7.8%、3億860万4,000円の増となっております。

歳入面におきましては、景気回復の兆しの中、町税が5%、9,431万2,000円の増となり、地方交付税については0.2%、1,228万6,000円の減。また、繰入金については庁舎建設基金等の減などから45.9%、3億9,349万5,000円の減。国庫支出金については、臨時福祉給付金等の影響で10.2%、1億1,486万8,000円の増となっております。また、町債については17.8%、2億3,660万円の減となったところであります。

このようなことから、歳入の財源割合は地方税や繰入金などの自主財源が34億3,338万6,000円で27.1%。地方交付税や国庫支出金、町債などの依存財源が92億5,661万4,000円で、72.9%となっております。

町税の増など明るい兆しが見えるものの、まだまだ依存財源の体質にあるところであります。財政運営を取り巻く環境は震災復興予算の維持、膨らむ社会保障関連経費など、多くの課題に直面している中で、平成27年度からの普通交付税の段階的縮減を目前に控え、さらなる行財政改革を推し進め、多様化する行政ニーズに的確に対応し、町民サービスを確保するために財政の健全化と持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、特別会計の関係であります。まず、国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

国民皆保険制度の中核をなす国民健康保険事業を取り巻く環境は、高齢化の進行、産業構造の変化に伴う被保険者の減少、低迷する経済情勢の中、疾病構造の変化や医療技術の高度化等による医療費の増嵩により厳しい状況にあります。

このような中、本年度の予算総額は33億3,200万円で、前年度当初予算と比較して9,850万、2.8%の減となっておりますが、保険給付費ベースに見合う国庫支出金等を厳しく前年度実績等で算定したことから、国民健康保険基金から1億2,000万円を繰り入れて、予算を編成いたしました。このため、国保基金は平成25年度最終補正による繰り入れで予定額を差し引きますと、残額はわずか180万円となりますので、持続可能な国保財政確保に向けた保険税税率改正等の抜本的な検討を進めてまいります。

保険事業における特定健康診査や特定保健指導、人間ドックやPETドック事業など、積極的な推進に努め、生活習慣上の早期発見・早期治療につなげ、医療費の削減を図ります。

また、収納率向上対策や高医療市町村からの脱却を目指した医療費適正化事業により、国保財政の健全化に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村が参加する「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」が運営を行いますが、市町村業務である届け出等の受付事務、保険料の普通徴収の業務などを正確に実施しまして、円滑な事業運営に努めてまいります。

本年度の予算総額は3億4,082万円で、前年度当初予算と比較し2,181万8,000円、6.8%増となっております。

ちょっと小数点の打ち方がおかしいですね。訂正をお願いします。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度は第5期介護保険事業計画の3年目であります。人口構成の高年齢化等により介護サービス給付費も増加をしてきている状況にあります。このため、本年度の予算総額を32億1,689万3,000円とし、前年度対比2億1,333万5,000円、7.1%増といたしました。

主には介護サービス給付費の伸びによるもので、引き続き介護予防事業、認知症対策、在宅家族介護者の支援、介護支援ボランティア制度、高齢者元気度アップポイント事業など、高齢者の社会参加を図りながら安心して暮らせる地域社会づくりに努めてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は2,058万5,000円とし、前年度対比141万5,000円、6.4%の減となっております。介護予防対象者へのケアマネジメントにより、状態の改善や重度化予防等にかかる適切なサービス利用に取り組んでまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。

本年度の予算総額は4,357万5,000円で、前年度の当初予算とほぼ同じような規模となっております。農業用水の水質保全や地域の生活改善には重要な事業でありますので、機械設備の適切な維持補修を図りながら、今後の大規模改修に備え、施設等の維持補修基金の積み増しを図りたいと考えております。

次に水道事業についてであります。

日常生活に必要な不可欠なインフラとしまして、安全・安心な水道水を持続的に供給するため、施設などの適切な維持管理と配水管の整備・改良などを計画的に行うとともに、給水人口の減少等により、給水収益が年々減少している中で、水道事業と簡易水道事業の統合化、料金統一化に向けて、水道利用者の理解が得られるよう推進してまいります。また、国の地方公営企業会計制度の大幅な見直しによる水道事業会計処理の変更を行い、経営の実態をより正確に把握することにより、公営企業としての経営基盤の強化や事業経営の安定化、並びに町民サービスの向上に努めてまいります。

次に、水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務予定量を給水戸数4,648件、総給水量103万2,700立方メートルを予定しまして、予算額を収益勘定で収入総額1億5,656万4,000円、支出総額1億3,780万5,000円と定めております。また、資本勘定においては、収入総額1億2,698万8,000円、支出総額1億9,428万1,000円と定め、不足する額6,729万3,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしており、危機管理体制及び維持管理体制の強化を図るための中央監視システム整備事業や、国道328号配水管改良工事の整備等を実施してまいります。

次に簡易水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務量を、給水戸数5,665件、総給水量123万6,571立方メートルを予定し、予算額を、収益勘定で収入総額2億9,556万8,000円、支出総額2億8,462万8,000円と定めております。

資本勘定においては、収入総額7,215万円、支出総額1億7,999万4,000円と定め、不足する額1億784万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補

てんすることとしており、引き続き鶴田中央浄水場ろ過砂の入れ替え工事及び簡易水道事業統合化に向けての事業認可手続き等を実施してまいります。

16ページ、先ほど申し上げましたとおり、後期高齢者、上段のほうであります。数字のほう、小数点が比較のところ、2,181万であります。小数点が点の打ち方が間違っておりますので、訂正をお願いしたいと思います。2,181万8,000円でございます。

続きまして、予算案以外の各議案について、提案理由を説明申し上げます。

まず、「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」であります。

これにつきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項各号の規定に基づきまして、さつま町子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」であります。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第4号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

これは、消費税法及び地方税法の一部を改正する法律の施行による消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、関係する条例の整理について本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」であります。

これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、子ども・子育て会議委員の新設及び障害程度区分審査会の名称変更に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」であります。

これは、一般職の職員の給与に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町一般廃棄物処理施設の使用手数料を適正な額に改めようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

これは、かぐや姫グラウンドの使用料を、隣接する施設使用料の額に統一し、また消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第11号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、道路法施行令の改正、並びに消費税法及び地方税法の一部を改正する法律の施行による消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

これは、消防法施行令及び建築基準法施行例の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね10時45分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○福祉課長（王子野建男君）

それでは、「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」その内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

引き続きまして、「議案第3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

続きまして、「議案第4号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（王子野建男君）

続きまして、「議案第5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（王子野建男君）

引き続きまして、「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

続きまして、議案集の7ページをお開きください。

「議案第7号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（高木 卓朗君）

議案集の8ページをお開きください。

「議案第8号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（貴島 晃人君）

それでは、議案集9ページをお開きください。

「議案第9号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第10号 さつま町都市公園条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

続きまして、議案第11号でございます。

「議案第11号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（高木 卓朗君）

続きまして、議案集の12ページをお開きください。

「議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、続きまして、「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時03分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○財政課長（下市 真義君）

引き続き、「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

引き続き、「議案第15号 平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第16号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計予算」につきまして御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

引き続き、「議案第17号 平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」につきまして御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○環境課長（貴島 晃人君）

それでは、「議案第18号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第19号 平成26年度さつま町水道事業会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（脇黒丸 猛君）

引き続き、「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっています各議案に対する審議は3月10日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問者の人数次第では、各議案に対する審議を3月7日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

△日程第24「議案第21号 町道路線の廃止または認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第24「議案第21号 町道路線の廃止または認定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第21号 町道路線の廃止または認定について」でございます。

これは、道路改良及び道路台帳整備に伴いまして、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、路線の廃止または認定をしようとするため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第21号 町道路線の廃止または認定について」、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第21号 町道路線の廃止または認定について」は、これを可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第21号 町道路線の廃止または認定について」は可決されました。

△日程第25「議案第22号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、日程第26「議案第23号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、日程第27「議案第24号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第25「議案第22号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、日程第27「議案第24号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第22号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち、楠木園建雄氏が平成26年5月9日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き楠木園建雄氏を選任しようとするものであります。

次に、「議案第23号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち仮屋努氏が平成26年5月9日付をもって任期満了となることに伴い、新たに北原美義氏を選任しようとするものであります。

次に、「議案第24号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち豎山修啓氏が平成26年5月9日付をもって、任期満了となることに伴い、新たに山口正展氏を選任しようとするものであります。

以上、3件につきましては、いずれも地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（松尾 英行君）

議案第22号から議案第24号までの議案3件について内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから順番に、討論、採決を行います。

まず、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第22号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任については」同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第22号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第23号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第23号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定しました。

次は、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第24号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第24号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定しました。

△日程第28「報告第1号 平成26年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第28「報告第1号 平成26年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」を議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第1号 平成26年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」説明を申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき、提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（崎野 裕二君）

それでは、報告第1号 平成26年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について、去る2月21日に開催されましたさつま町土地開発公社理事会におきまして、承認をいただきましたので、議会へ報告をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告第1号に対する質疑は、3月27日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第29「陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は日程第29「陳情について」であります。本日まで受理した陳情についてはお手元にお配

りした文書表のとおりであります。
所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。
3月6日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後2時20分

平成26年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

平成26年3月6日

平成 26 年 第 1 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 26 年 3 月 6 日 (第 2 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(13) 岸 良 光 廣	<p>1 行政改革・財政改革について</p> <p>(1) 平成 27 年度からの普通交付税の段階的縮減が確定しているが、今後行政改革・財政改革を進める上で、町長の基本的な考えを伺う。</p> <p>(2) 色々な業務の民間委託の比率を上げる事が必要と考えるが、町長の考えを伺う。</p> <p>2 町民への行政サービスについて</p> <p>(1) 町が認可して行われている事業について、近隣と比較して、金額が高くなっている事業等があるが、町長はどのような考えか伺う。</p>
2	(10) 川 口 憲 男	<p>1 商工業振興について</p> <p>(1) 少子・高齢化、そして農村地域の過疎化が進む状況の中で、町の活性化のための経済振興策は急務と考える。特に商工業の低迷は著しいと思われるが、これまで商工業の活性化、振興策をどのように進めてこられたか伺う。</p> <p>(2) 屋地商店街のアーケードの撤去、コンビニエンスストアの進出、大型店舗の撤退などが相次ぎ、商店街の店舗では不安を抱きながらの経営をされている。このような状況を踏まえ、町としての対策の考えを伺う。</p>
3	(7) 岩 元 涼 一	<p>1 地域防災計画について</p> <p>(1) 原発の緊急事態に対応するため地域防災計画が策定され、住民避難についての実施計画が定められたが、対象地域住民への周知状況は。</p> <p>また、自力避難が困難と思われる住民を想定した避難誘導等については検証しておくべきではないか。</p> <p>2 有害鳥獣対策について</p>

順番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
3	(7) 岩元 涼一	<p>(1) 有害鳥獣からの被害軽減策として取り組まれている捕獲者に対する助成や報奨金の支給制度は成果を上げていると考えるが、猟期期間中の捕獲については対象となっていない。</p> <p>更なる成果を得るため、猟期期間中もその対象とする考えはないか。</p> <p>3 米政策について</p> <p>(1) これまで国策として取り組まれてきた米政策が大きな転機を迎えようとしている。それを補完するための新たな施策を創設するとされているが、生産者には伝わっていないのではないか。国の進める施策や町の取り組み方針についての周知と指導について伺う。</p>

平成26年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成26年3月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	湯下 吉郎 君
安全安心対策課長	湯下 吉郎 君	企 画 課 長	崎野 裕二 君
財 政 課 長	下市 真義 君	税 務 課 長	松尾 英行 君
環 境 課 長	貴島 晃人 君	農 政 課 長	平田 孝一 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	赤崎 敬一郎 君
教委総務課長	上野 俊市 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成26年第1回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数
の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、13番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。新庁舎ができて、本年1人目の一般質問でございますので、ちょっと緊張しておりますがよろしくお願いたします。

まず、行政改革、財政改革について、平成27年度からの普通交付税の段階的縮減が確定しているが、今後、行政改革、財政改革を進める上で、町長の基本的な考えを伺う。いろいろな業務の民間委託の比率を上げることが必要だと考えるが、町長の考えを伺う。

次に、町民への行政サービスについて、町が認可して行われている事業で近隣の市町村と比較した場合に、金額が高くなっている事業があるが、このことについて町長にどのような考えを持っておられるか伺う。できれば、この後の質問について、関連質問についていろいろと質問していきたいところがありますので、町長には誠に申しわけありませんが、回答は明瞭、簡単に短時間で回答していただけるようお願い申し上げます。1回目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。まず、岸良光廣議員からの御質問の2項目についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の今後行政改革、財政改革を進める上で町長の基本的な考え方を伺うとの御質問でございます。

簡潔にということでございますけれども、やはり、この基本的な考え方については、しっかりと申し述べる必要がありますので、その時間はいただきたいと思っております。

御質問にもありますとおり、普通交付税は合併特例措置によりまして、合併後10年間は合併前の旧町単位で交付税を保障する、いわゆる合併算定替えにより算定を行っております。合併後10年を経過した平成27年度以降は段階的に縮減をされまして、合併後15年を経過する平成32年度からは、合併後のさつま町1町で算定を行う、いわゆる、この一本算定に移行することになっておるところでございます。

平成24年度の決算における合併算定替えと一本算定の算定額を、この部分だけの比較をいたしますと、現在の約60億円から12億円余りが少なくなるということで、約48億円程度になることが予想されるところでございます。

さらに段階的な縮減が行われます。すなわち平成27年に90%、平成28年に70%、平成29年度50%、平成30年に30%、平成31年に10%、平成32年に結局ゼロということ

になりまして、5年間の累計額におきましては30億円余りの減少となるところでございます。この額につきましては、平成24年度末の財政調整基金が、残高というのが今これぐらいありますので、仮に現在の予算規模をそのまま推移をしていくということになりますと、5年後には財政調整基金というのがもう枯渇をするということが予測をされるわけでありまして。

このような状況を見据えた上で、これまで効率的な行政運営を目指しまして行政改革の大綱を策定し、いわゆる職員の定員管理計画に基づきます職員数の抑制、あるいは長期借入金の公債費負担適正化計画によりまして地方債の残高の改善に努めております。そしてまた、職員給与の適正化、これの引き下げ等はずっとやっておるわけでありまして。そのほかの公共施設につきましても民間への指定管理制度への移行とか、あるいは譲渡、廃止をしてきております。そのほか使用料の見直し、事務事業評価の導入、こういったことで行財政全般にわたっての積極的な改革に取り組むを進めてきておるところでございます。

また、多様化する住民ニーズに対応するため、住民に身近な業務については、最も身近な立場にあります町に、県からの権限移譲を受けまして、職員の意識改革はもとよりでございますが、まず附置業務の見直しによりまして行政サービスの向上に取り組むをいたしまして一定の成果をおさめてきているというふうに考えております。

このような中でございますが、議員の御質問のとおり歳入の約4割を占める普通交付税の段階的な縮減という、身近なこういう現実に対しまして、乗り越えなければならない最大の課題であると認識をいたしているところであります。

この行政改革大綱を基本にしながら、これまで以上に厳しい姿勢で歳出全般にわたる経費節減を図るということがございます。事務事業の評価によりまして継続的な見直しを行う。そしてまた、公債費、いわゆる長期借入金の抑制のため、これからの地方債の借入れについては、ある程度借入れの限度額を設定をする必要があるかと思っております。

それと、人件費に関しましても、職員の定員管理の見直し、そしてまた、公共施設の整理統合とか、あるいは指定管理制度、民間譲渡、あるいはこういったことも考えておりますし、また、歳入面におきましても町税等の自主財源の徴収率の向上とか、あるいは使用料、手数料の受益者負担の見直し、こういったことについても取り組みをして、中長期的な視点に立った町政運営に努めていきたいと考えております。

次に、民間委託の比率を上げる必要があるんじゃないかということでございますが、これにつきましては合併当初におきましても、この行政改革大綱を定めておりまして、民にできることは民にということで進めてきております。それ以来、ずっと一貫した取り組みでございますが、主な取り組みとしましては、私が就任をいたしましてから、公の施設の民間への指定管理制度の導入を初めとしまして、公有財産の施設の管理、たくさんありますので、こういったことについての除草とか、あるいは剪定作業とか、こういったことについてはシルバー人材センターに一元化するということが委託をいたしております。それから、26年度からはクリーンセンターの民間への委託とかいうことも行って、今事務も進めているところであります。

そのほかの事務の関係につきましても、公金の徴収、あるいは収納の委託、あるいは支出事務の委託にも、民間委託も、いわゆる個人のところにもお願いをいたしておるところであります。そのほか、公共施設のいろんな管理の関係、清掃とか保守点検、維持管理、あるいは道路の関係についての測量の関係、そのほかの保健、福祉の分野の民生管理についても委託をしているところでございます。

このようなことで、町は何をすべきか、行政はどこまで関与すべきか改めて問われているところであります。これらにつきましては、住民組織とか、あるいは各種団体、企業等が公共サービ

スを行って、お互いに補完をしあうような協働のまちづくりというのが、これからは求められてきておるところであります。

民間委託の関係につきましては、行政サービスの質の向上はもちろんでございますが、行政責任が確保できて町民の理解が得られるか、こういうことが大前提になるかと思っております。さらに、民間の専門的な知識、技術の活用が十分に図られるかどうかということ。それから事務の効率化、経費の節減につながるかということ。あるいは、安全、安定的で施設の長寿命化が図れるか、とこういった課題があるかと思っておりますので、それと同時に、職員の退職とか採用を見越した上での計画と整合を取る必要があるかと思っております。

このようなことから、行政の守備範囲というのを極端に狭めて、将来の住民サービスやあるいは組織体制に支障が出る、こういうことになるといういろいろと問題がありますので、民間委託を導入する事務事業につきましては、各方面から総合的に、慎重に検討を行って、進めていく必要があるかと思っております。

次に、町民サービスについての町が認可している事業で、近隣と比較して金額が高くなっている事業等があると。これについてどう考えるかということでもあります。

具体的な事業等の例示がございませんでしたので、こちらの推測としてお答えをさせていただきます。一つの浄化槽の維持管理料のことじゃないかと考えているところではありますが、そのことで回答をさせていただきます。

これにつきましては浄化槽清掃業については、浄化槽法に基づきまして当該業を行おうとする区域を管轄する市町村の許可を受けなければならないとありますので、それに基づいて、町内の2業者に許可を出しているところでもあります。本町内の浄化槽の維持管理料につきましては、2業者で若干の相違はありますけれども、年間の管理料を5人槽と比較しますと、薩摩川内市の業者とは約4,000円、伊佐市の業者とは約1,000円高くなっておるようでありまして、出水市の業者とは約3,000円、阿久根市の業者とは約6,000円安くなっておりまして、各市町村の業者で料金設定が異なっているようでもあります。浄化槽維持管理料につきましては、各地域の実情に応じて使用者と業者との間の契約になっておりますので、いわばこの民間同士の契約でございます。そういうことで、料金のことを行政がどこまでタッチできるかということは非常に難しい面があるかと思っておりますのでございます。

以上で終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○岸良 光廣議員

非常に丁寧な説明していただきまして、残りが48分しかなくなりましたので、これからの質問については、できれば短時間でお答えいただきたいと思っております。

まず、今町長が説明されたように、平成27年度から31年度までに約30億普通交付税が削減されるということなんですが、私も、この30億の金額というのを先ほど町長がパーセントで示されましたが、本当にさつま町民の方々は平成27年度が約1億2,000万、28年度が3億6,000万、29年度が6億1,000万、30年度が8億5,000万、31年度が11億、これが平成26年度、今年一般財源が120億ぐらいですので、その中から毎年これだけの財源が、交付税が削減されるということ、予算がなくなるちゅうことなんですよ。これをほんとに町民が知ってるのかなと思えば、私も非常にその辺が疑問なんですけど、そこで、これから質問するのに当たって一番大事なことなんですけど、皆さんよく分かっていることだと思うんですが、町長にお伺いします。

この財源というのは、当然、税金なんですけど、この税金というのは誰のための資金なのか、当

然、分かっていると思います。まず一番、ほかのことを質問する前に町長にそのこと、まずお尋ねします。誰のための資金なのかお答えください。

○町長（日高 政勝君）

交付税といっても、あるいは国の補助金にしろ、県の補助金にしろ、あるいは町税にしろ全て町民あるいは国民の皆さんが負担した税金ですので、これは負担した町税であれば町民の皆さんのため。そこは当然のことでございます。

○岸良 光廣議員

ありがとうございます。ですよ。これはさつま町民が安心して暮らすための資金なんですよ。そこで、先ほど町長がいろいろ説明されたんですが、まず、国民健康保険、これが26年度で約1億2,000万の基金からの、いろいろなものをして国民健康保険の基金の残が180万しか今度は残らないということになってきますと、来年度予算では一般会計から、もしこれが基金がなければ、一般会計からこの分の国民健康保険の不足する分を流用されるのかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。お答えください。

○町長（日高 政勝君）

国民健康保険は、社会保険とかそれ以外の、今、日本全体が国民皆保険の時代ということで、保険制度が充実した国でありますので、いずれかの保険に掛けていただくということで、事業所とかあるいは企業の皆さん方はそれぞれ社会保険があるわけですが、それ以外の皆さん方は国民健康保険ということで、いわゆる保険料を納めて、もしもの病気の場合に保険で対応していただくということになっております。したがって、この国保財政については非常に、今厳しいです。先ほども、当初の説明で申し上げましたとおり、町内のこの国民健康保険は、医療費が鹿児島県内でも5位という高さでありますので、それなりに、今まではある程度は基金の中で対応して、国保税も数年ずっと上げておりませんが、今のこういう状況がくると方針で述べましたとおり、近いうちに検討をしていかなければならないということがございます。

したがって、一般会計から、もし国保財政が苦しくなれば、簡単に一般会計、いわゆる町民の税金の中から、国民健康保険の皆さん方に対して繰り出しをするかと、ある程度は制約はあるかと思っておりますが、法定外の繰り出しとなりますので、通常法定的に認められる繰り出しも当然あります。ありますが、一般の町民の皆さんから国保の被保険者に対して繰り出しをすることになりますと、それは広く、こういう議会の場で議論をして、ほんとに必要かということについては、議論した上で繰り出しをしていかなければならないと思っております。したがって、国保財政そのものについては基本的には保険の皆さん方が負担をしていく。税金をある程度必要な財源として見直しをしていく。このことが基本になるかと思っております。

当然、医療費の抑制に対する健康づくりとか、そういう活動も当然必要であります。

その上で、どうしても国民健康保険税にも限度がありますので、それについては御理解いただいて、一般会計からある程度は繰り出しをする。そういう実態にならざるを得ない面も出てくるかと思っております。

○岸良 光廣議員

私は、だから今町長が言われた一般会計から流用する場合もあるんですかという質問で、ただ、回答として一番最後に言われた、町長が言われた、そういう場合もあるという回答だけでよかったんですが、非常に時間がかかって残りが少なくなってまいりました。

そこで、先日の町長の施政方針の中で、今も出ましたけど、国保の税率の見直しも検討していく方針であるということは、当然、これは国保の税率が上がるということは、町民に対して増税ということになってくるわけです。そこで、ほんとにこの国民健康保険の利率の見直し、増税を

するに当たって、じゃあ、さつま町の行政は、本当にいろいろなところで予算をぎりぎりまで絞ってやってるのかなちゅう観点で見えていきますと、非常に疑問があります。

まず、その一つ目は、ふるさと農村クリーンセンター及び中継ポンプの管理、これは先ほど町長が言われました、地元の2業者の方が管理をなさっておられますが、合併以前の資料がありませんでしたので、いろいろ関係部署に聞いてみますと、合併して約10年になろうとしているんですが、これは入札でされております。ところが、合併して10年になろうとするのに、入札ですよ。入札をしているにもかかわらず、毎年金額が同じなんです。業者も同じなんです。まず、これもらった、見積書をもったんですが、入札金額が342万8,572円、これに消費税を足しまして約360万、これが約10年間、入札ですよ。入札するちゅうことは、幾分か下っていくのが当たり前だと思うんですが、10年間これが全くかわらない。業者もかわらない。もう一つだけ言うならば、今、入来それから祁答院が、以前はさつま町と同じ管轄にありましたが、入来それから祁答院のほうも業者が同じですよ。ということは、入札をしてやってるんであれば、この金額が少しずつでも下ってきてるんであれば、私も理解をするんですが、関係部署に聞いても、そうですよねという答えしかないんです。だから、この辺も本当に町として、大事なさつま町民のお金を預かって、行政は町民にかわって1年間の予算をつくって、それを妥当な予算でいろいろと計画をする。それを議会に提出してもらって、議会がそれを承認して行政がそれを執行するわけです。ところが、執行されるところが、これをまず疑問と思わないことが行政はちよっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。民間から考えればまずあり得ません。これまず一つ申し上げておきます。

それと、クリーンセンターの件が出ました。これは、確かに、町長はさつま町のトップですので、町長はさつま町が今後どういう方向で行くんだという方向性を示される。その町長が示した方向性に対して、副町長あるいは各課の課長がいろいろと細かいところを計画し、実行していくわけでありましたが、昨年12月度に、このクリーンセンターで当初予算が約年間4,200万、3年間で約1億2,000万、この金額は高過ぎるんじゃないですかという私が指摘をしたときに、これはまだ入札前だから、予算が下るという説明と町長が特殊作業なんだということを強調されました。しかしながら、今現在、まだ実習も行われておりません。昨年12月にこの件が出たときに、執行部の案に賛成が12人、反対が3人で、賛成多数でこれ議会を通過したわけですが、そのときに町長が言われたのは、特殊作業であるから実習も早急に行わなきゃならないことを言われたんですが、4月1日から落札した日本管財サービス、これが運営に当たることになっておるんですが、今現在、まだ実習は行われておりませんが、その辺はどのようにお考えか、まずお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

まず、時吉、佐志地区を対象にしております農業集落排水維持管理の関係については、確か、毎年2業者から、いわゆる見積もりで取っております。これは、一つの業者に単純に随意契約をやってるわけじゃないんですよ。おっしゃるとおり、金額は確かにほとんど同じ値段できております。ということは、いろいろな値上がりもあるんでしょうけど、それだけ結果的に、この2業者の中で競争した中で低いほうをお願いをしてるわけでありまして。ほかの場合も、ほかの町を考えたときも、さつま町が1,540人規模のことで360万、おっしゃるとおりでございます。例えば、鹿屋市の場合も1,470人ぐらいいらっしゃいますけど、550万なんですよ。こういうことをみましたら、適正な競争は行われて、管理をしていただいている。私はそのように受けて思っております。それから長島町の場合等におきましても、1,800人で485万1,000円ですか、南九州で1,230人で457万2,000円ですから、こういう数字から見た限

りにおいては、適正な競争のもとで入札をされていると、私はみておるところです。結果的に金額は、たまたまずっと昔からかわらんということで、それだけ安い、まあ値上がりも相当あるんでしょうけども、実際、2業者が競争されて、そこで取ってらっしゃいますので、それで適正な額かなと、私は受けとめているところであります。

それから、クリーンセンターが26年の4月1日から民間に委託をしようということで、先ほどの議会でも議決をいただいたところであります。これは、確かに専門性というのは当然必要であります。そういう技術的なことも必要であります。その中で、当初、予算の中ではなぜかわらんんじゃないかというような御質問をいただきました。御意見もいただきました。実際、予算を議決をいただいて入札をいたしましたら、約1,369万5,000円安くなっております。これは、確実にそれだけ民間に委託することによって安くなっておるわけであります。予算の債務負担行為からしますと、入札の結果1,369万5,000円減額、安くなっておりますので、それだけは御理解をいただきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

今、町長が、まずこの360万の約10年間、業者が1回もかわらずに約10年間入札をして、適正な金額だというふうに言われましたが、これが本当に、失礼な言い方ですけど、行政というか公務員的な考えだと思うんです。これ民間で考えたら、恐らく、きょうこの答弁を聞いておられる方々がこの実態を聞いたときに、何やこれはという思われる方は、私は大勢おられると思います。だから、決してこれは適正な入札状況じゃないんじゃないかなというふうに考えてることを、まず申し上げておきます。

今後については、検討されるべきであろうなというふうに考えております。

それから、クリーンセンターの件ですが、確かに、今町長が言われましたが、当初の4,000万からは下っておりますが、私が昨年12月のときに申し上げた事実と異になってきております。そこをちょっと説明させていただきます。

確かに、入札の結果、日本管財サービスが3年間で9,900万、1年間で約3,300万、ところが、これを、今日本管財サービスがハローワークに募集をかけてる人件費、これをほんとに行政の方知っておられるのかなと思うんです。私が説明したとおり、こちらで人を採用すれば最低どんだけみても、20万ぐらいしかいきませんよと。その人件費で計算されてるんですかと12月に申し上げたと思うんですが、今ハローワークに日本管財が約4名、5名やったかな、給与見込みが13万から20万です。もっとですね、今、実際クリーンセンターで女性の方が選別もされておりますが、これが20万ですよ。13万から20万、ハローワークに出しておられますが、13万から20万、一番最高の20万で5名雇い入れたとします。それと、ボーナス、賞与が1年間で1.5か月分なんですけど、ちょっとこれ多めに1.8か月分、日本管財が出したとしたときに、じゃあどれだけ人件費かかるのかなと。一番大事なことは、この作業は人件費だけですよね。建物の償却はあるわけでもなし、電気代をこの業者が払うわけでもない、あるいは固定資産を払うわけでもない。一番大事なことは、この作業が人件費だけでカウントされる。これは間違いないですね。ちょっとお答えください。

日本管財サービスが今回請け負った仕事については、これはその作業だけの金額ですよと。要するに、建物の償却とか電気代、そういうものはこれには一切入ってるんですか、入ってないんですか。それをまずお答えください。

○環境課長（貴島 晃人君）

クリーンセンターの運転管理につきましては、ほぼ人件費だけでございます。運転に要する経費ということで、修理等は、当然町で払うものでございます。

○岸良 光廣議員

今聞かれたとおり、人件費だけなんです。それで計算しますと、20万、最高額これが5名と仮定した場合、12か月で、それに1.8か月分の年間の賞与を足したときに、それと女性が13万出てますが、これは私が12月のときに説明したように、シルバー人材センターが1日6,500円の20日、これで約13万になってます。おそらく女性の作業者を、そういうふうにかけてるんだらうなあとと思いますが、それを含めたときに、1,692万なんです、人件費が。町は3,300万で、この仕事を委託して、委託を受けた日本管財サービスは、人件費で約1,692万ですよ。51.8%。普通民間の企業が粗でこんな利率のいい仕事ないですよ。これはこれでもいいんですよ。

ただし、これだけの税金を投入するのに、本社がさつま町にないわけですから税金は入ってきません。私が一番問題視しているのは、これだけの税金を投入して仕事委託するのであれば、さつま町の地場産業も参入できるような形でしてあれば、まだ税金で返ってくる金額もあるわけですね。そこを考えたときに本当に行政としてぎりぎりまで考えておられるのかなちゅうのは、非常に私は疑問になっています。特に、なぜこんだけの高い金額をだされたかというのは、福岡の業者だからでなくて、恐らく、失礼な言い方かもしれませんが、これを試算される方は全て役場の行政の方です。自分たちの人件費のところでは計算されたのかなという疑問が一つあるのが1点。これは回答されなくても結構です。

だから、今後は、これが3年間になっておりますが、3年後に本当にこの作業に地元の企業が参入できるようなお考えがあるかどうか。なぜこれ申し上げるかちゅうと、私が聞いたところでは、日本管財サービスから出向してくる人員は1名だけと聞いております。今のところ、今さつま町が採用している臨時職員が約2名ほど、この日本管財サービスに移行すると。それと地元の雇用が約2名やったかな。2名か3名雇用すると。それに、町の今現在、このクリーンセンターの作業に従事している職員が、昨年の12月の説明でも、1年間残って技術指導に当たるという説明でした。ということは、日本管財からは1名だけきて、あとは今現在作業を行っておる臨時職員あるいはシルバー関係、そういう人材が日本管財サービスに移行して、それに新規職員が2名なのか、3名なのか、これで4月1日から、もしスタートをするちゅうことであれば、町長が言われた特殊作業だから地元採用はできないんだと、地元企業は難しいんだというこの説明は、私はほんとに矛盾があるなあとということだけは申し上げておきまして、次の質問に参ります。

今、私が申し上げたのはほんとに3年後、地元企業が参入できる可能性があるかないか、そこだけお答えください。

○町長（日高 政勝君）

地元企業を排除するとかそういう趣旨は全くないんですよ。とにかく、この炉の管理というのは、町民生活に毎日直接、密接な関係のある施設でありますから、もしもの操作というのは専門性の資格のある方が管理をしっかりやっていただく。ずっと支障がないようにやっていただく。これが基本ですので、そういうためには、そういう資格があって、実績があって、信頼のある業者をとということで、地元の方が一生懸命そういう資格を取られて、その実績を積んでいただければ、それは決して排除をするものではないわけです。門戸は当然そうあれば、お互いに競争して、そして選択ができる可能性があれば、これは可能性あるかと思っております。

○岸良 光廣議員

町長が言われた、今、答弁なんです、その経験がと言われますと、地元企業が地元のさつま町のところはどこも経験する場がないんですよ、この作業は。一番大事なことは、さつま町のクリーンセンターの作業をスタートしたときには、さつま町の職員も経験ゼロですよ。それを、メ

一カーから半年ぐらいでしたかね、実習を受けて町の職員がずっと運営してきたわけです。一番大事なこと、皆さん忘れてならんちゅうことは、先ほど私が申し上げました、この日本管財サービスからは1名の出向しか今計画されてないんですよ。残りの人材はさつま町の臨時職員の移行とシルバーと、それから新規地元雇用が2名か3名だと思いますが、その中で、先ほど申し上げました年間3,300万、3年間で9,900万。年間の3,300万のうちほとんど人件費が約1,692万、これ私が計算したところなんですけど、どんな少なく見積もっても粗利益で48%以上粗利益が出るような予算なんですよ。

これが、なぜ地元企業がこれに参入できないかちゅうことは、これはほんとに、今さつま町の指名委員会等の副町長を中心として各課の課長が参加されていると思うんですけど、こういう計画をするときに、ほんとに地元の民間企業の経営者、あるいはそれに準ずる方々も入ってもらって、この予算、計画をするときに、私はほんとに民間企業の実感を取り入れていかなければ、これから財政が厳しくなるというときに、こういうほんとに私何回も、地元で民間の会社を営営してきましたけど、さつま町にたくさんおられます。そういう方々が、ないよっ、粗で48%も出っとかというような予算を執行している。ほんとにこれは行政が正しいのかと。これを考えていくなれば、3年後に、やはり地元企業の参入できるような、そういう指名をする。そういう資格については、今後は指名委員会にも、地元の民間企業の経営者の方々のそういう意見、知識、そういうものを取り入れて行っていかれるほうがいいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。お答えください。

○町長（日高 政勝君）

とにかく特殊と言う言葉も、岸良議員おっしゃったとおり、前からそういうことを言うてはおりますが、普通の公共施設の管理をしてる、そういうものとごみ焼却という一つのそれこそ特殊な専門の技術、炉の管理というのがありますので、どの程度燃やしたらこの炉の、焼却の温度の管理とか、これ以上燃やしたら炉がもう傷んで長寿命化ができないとか、その辺の技術というのがあるわけですので、その辺のためにはしっかりと管理ができるような業者でないといかんということが、いろいろあるわけでありまして。

したがいまして、こういった施設については、1日も休まることのできないものであるだけに、しっかりと管理をしていただく、そういう業者でなければならぬと思っておりますので、地元の方が一生懸命努力をされて、あるいは経験を積まれてそういう参加資格を得られれば、それはもう当然、先ほどから申し上げますとおり、そういう該当者がいらっしゃれば、これはもう当然として指名推薦委員会の中で検討はされるかと思っております。

○岸良 光廣議員

私が、今お聞きしたのは、その指名委員会は、今確か副町長が長をされて何人かの課長が入っておられると思いますが、その指名委員会に民間企業の方のそういう意見を取り入れるというか、指名委員会に関係のない、例えば土木建設業であれば、土木建設業以外の方、そういう地元の経営者、そういう経営能力のある方々の、そういう方も参加していただいて指名委員会として検討する意思はありますか、どうですかちゅうのを聞いているんですよ、そこだけをお答えください。

○町長（日高 政勝君）

指名推薦委員会の中に、そういうメンバーに入れるということですか。それは、立場が、やはり行政が発注する側ですので、それは、そのメンバーに入るちゅうことはできません。

○岸良 光廣議員

でしょうね。私がこういうことを言うともう失礼かもしれませんが、ただ、今説明したようにこういう予算を見ると、民間の経営感覚からいけば先ほどもでました10年間入札をして2業

者が、町長は適正な競争していただいて、適正な入札をしていただいたというふうにお答えになりましたよね。じゃあ、質問しますけれど、この10年間入札をして2業者が競争して、にもかかわらず、360万という金額が1円も下らずに、業者が1回もかわらずに、こういうことがされておる中で、ほんとにこれが適正と言われれば、私は大丈夫なのかなと思うんですよ。そういうこと考えれば、行政の職員の方々を信用しないではありません。だから、予算が厳しくなってくるのであれば、そういうところに民間の力を活用するために、民間の方にもこういうのを検討する会をつくって、該当の企業でなくてそのほかの民間企業の方にも、これ検討していただいて、ほんとにこれはどうなのかと。なぜ、こういうこと言うかといいますと、この管理をするのに2日か3日に1回、昼間管理をします。もし何かあったら夜行ってチェックをしますという説明されているんですが、この作業内容を行政として、どういう作業をなされているのかチェックされたことがありますか、仕事内容をお答えください。

○環境課長（貴島 晃人君）

農村クリーンセンターの維持管理につきましては、週3回ほど点検をしていただいております。当然、最終処分場といいますか処理施設、それと中継ポンプが5か所ほどございますので、そこを清掃あるいはそれぞれ異常個所がないかを点検をされておって、月に1回だったと思いますが、それぞれ報告書も来ておりますのでそれで確認をしております。

○岸良 光廣議員

ですよね。報告書を見ておられますよね。ところが、現場は一切見てないんです。どういう管理の仕方、何時間かかっているのか。週に2回もしくは3回と言われますけど、それ行政誰も確認してないんでしょう。業者を疑うわけではないんですよ。確かにそういう管理、チェックはされるでしょう。でも、発注してる側の行政がそういう作業がどのように行われているのか、実際、この金額が妥当なのかどうか、誰も見ないんですよ。

これからさつま町の5年間で30億の予算がカットされる。平成32年からは年間12億円、26年度予算で120億、約1割予算が削減される。その中で、国民健康保険も枯渇する寸前であるから、健康保険の利率を見直しを考えたい。増税ですよ。こういうことやろうとしている中に、細かいことかもしれませんが、こういう町が委託をしている事業について、これがほんとに適正なんだ、妥当なんだと言われるのであれば、その作業を行政で1回でもどういうチェックを何時間ぐらいかかっているのか、普通民間であれば、この作業委託してるのであれば、何人で何時間かかってどういう点検をしてどのくらい経費かかっているんだと、だからこのぐらいはかかるだろうなというのは、民間の人は見積もりつくってみんなそれぞれチェックするんですよ。ところが、恐らくこれをみたところは、そういうチェック機能は恐らく果たされていないと、ただ、毎年毎年決まった業者に決まったとお見積書ももらって、はいそれでよろしいですと印鑑を押して仕事を発注してる。そのようにしか、私は見受けられません。これは、今後の発注については、行政がそれを発注してもらうためには、民間の活用も必要だろうなというふうに考えてることは申し上げまして、次に参ります。

先ほど、町長が浄化槽の件で言われましたが、私も調べたところ、これは薩摩川内市、伊佐、阿久根、出水にあるんですが、まず5人槽、薩摩川内市が2万6,040円、さつま町3万2,060円、7人槽、薩摩川内市が2万9,925円、さつま町4万1,490円、10人槽、薩摩川内市が4万3,200円、さつま町が5万4,890円、それぞれ10人槽で1万4,500円、7人槽で1万1,500円、5人槽で6,000円薩摩川内市が安いんですが、そこに薩摩川内市が、じゃあ何社でやってるんだろうかな、現状は3社みたいです。以前は4社あったみたいです。4社あって1社この管理から撤退し、現在3社で行われております。

3社で行われて、これだけ比較があるんですが、私はさつま町も浄化槽管理ちゅうのは、水道工事業者、浄化槽を埋設して使えるようにする、そういう水道業者の、この浄化槽管理の資格を持つてる業者があるんですよ。そういう業者の参入も町が認めて、ほんとに適正に業者間で競争をしてもらえば、薩摩川内市と比較しても下ると思うんですが、ほかのところも、さつま町が2社、伊佐大口が1社、阿久根が2社、出水が2社です。出水は、特に、いろいろあるんですが、長島町なんかともちょっと金額は違うんで、私が一番近隣、薩摩川内市と比較したときにこれだけの差がありますよと、薩摩川内市は4社あったが3社になってますが、さつま町は2社ですよと、それを今後は、もう1社でも2社でも参入を認めてやるべきじゃないかなと思うんですが、その辺は町長のお考えはどうでしょうか。お答えください。

○町長（日高 政勝君）

浄化槽の点検、清掃につきましては、町内の2業者に、今許可をしているところでございます。これについては清掃法に基づいての中の計画で、もう2業者という指定をしているものですから、既存のそういう業者のほうにお願いをいたしているところでございます。今の町内の規模からいっても2業者で十分対応できるということで、何ら支障的なものもないわけでありまして。

ただ、おっしゃるとおり金額的なことは先ほど申し上げましたとおり、川内市と比較したら向こうのほうは、非常に取り扱いの件数が多いということもあるのかどうか分かりませんが、業務内容がどうなっているか分かりませんが、若干向こうのほう安くなっておるようでございます。過去もさつま町がちょっと高いということで、一旦下げられたこともある経過がございますけれども、ほかの阿久根とか、あるいは先ほど申し上げましたとおり出水ですかね、そういったところからしますと、さつま町が幾らか安くなっておるようでありますので、これについては業者が増えることによって単価が下げられるか、そこのところはまだはっきり研究もいたしておりませんが、今のところは2業者で十分対応していただいているというようなことで何ら支障もなくやっておるものですから、そのような形で清掃の計画の中で2業者ということにしているところでございます。

○岸良 光廣議員

それでは、町長、過去10年間と今後10年間、毎年浄化槽の申請がどのぐらい増えておられるか、当然ご存じだと思うんですけど、ちょっとお答えください。

○町長（日高 政勝君）

確かに、今、単独槽から、あるいは合併処理槽に切りかえのための助成を出したり、町単でもこういった5人槽、7人槽、10人槽に対しても助成を県とか、あわせて出しておりますので、毎年増えていることは事実です。はっきりとした基数はちょっと申し上げられませんが、

○岸良 光廣議員

環境課長。毎年どのぐらい増えてるか、平均でかまいません。お答えください。

○環境課長（貴島 晃人君）

合併処理浄化槽の増加につきましては、最近若干減っておりますが、120基程度、去年、おとし大体増えておりますので、本年度も120基に近いぐらいの設置になるのかなとは思っております。

○岸良 光廣議員

ですよね。過去10年からすると、10年間に約120基としたときに1,200件。10年前から現在、これから10年後1,200件以上が浄化槽の管理が増えてくるわけですよ。それで、先ほど町長が、ほかと比べてさつま町が安いところも、さつま町の方が安い場合もあるんだと言われましたが、私がなぜこれを取り上げているかということ、住民サービスですよ。

これから、いろいろな税金も上がってくる中で、国民健康保険も増額を計画している中で、少しでも町民のサービス、お金がかからないようにするためには、薩摩川内市が一番安いわけですよ。この安いところを目標にして、企業間で競争してもらって、安い金額で同じ浄化槽管理をしてもらおうという場合には、やはり業者をもう1社でも、2社でも増やして企業間競争をしてもらおうと、これが本当の住民サービスにつながると、私は考えておるんですが、全くそういう考えがないのかなと、今答弁聞いておまして、行政はよく言われるのが新しいことはしたくない。面倒なことはしたくない。全て前例、前例ということよく聞きますが、住民サービスを考えた場合に、こういうところも今後については見直しをかけていくほうが、ほんとに町民が安心して、安全で暮らしやすいさつま町になるんじゃないかなと。特に、今、定住化策もいろいろさつま町の人口が減少する中で、定住化策を取って、なおかつ、それでさつま町の人口を増やしていこうというふうな、町長がすばらしい計画を持っておられますが、そういうのを進めるためにも住民サービス向上については、私は、この浄化槽管理も業者を増やすということを、将来的には考えていかれるべきであろうと思うんですが、その辺、町長お答えください。

○町長（日高 政勝君）

岸良議員がおっしゃるとおり、住民サービスは各方面にわたっておりますので、とにかく私の基本的な考え方というのは、少ない経費で最大の効果を上げると、これがサービスであるというふうに考えておりますので、あらゆる面にさまざまなことを取り組んできております。御指摘にあるとおり、確かに民同士の契約になってるものですから行政がどこまでタッチできるかというのが、非常に難しいところがあります。ただ、そのためにはおっしゃるとおり、今業者をたくさん入れて競争させて料金を安くしたらどうかと、そういう発想も確かにあるかと思いますが、今後、おっしゃるとおり、この合併処理槽も基数がどんどん増えておりますし、この辺のところ、ほんとに2社で十分対応できるか、問題ないかとおっしゃることは、今後の、次の段階の計画のときに、検討は必要かと思いますが、とにかく御指摘の趣旨は十分受けとめておりますけれども、その段階で、また再度その時期になりましたら、この基数等も考えながら検討する時期があるかと思っております。

○岸良 光廣議員

ぜひそうしてほしいんです。といいますのが、さつま町の、例えば役場、日特、薩摩川内市の京セラ、富士通はなくなりましたが、それ以外のさつま町で働いていらっしゃる方々、一般の農業の方、あるいは民間に勤めていらっしゃる方、この人たちの年間所得ちゅうのは、恐らく、私は300万から多くても350万いくのかなというふうに考えてます。それを先ほど言いました日本管財が年間3,300万でさつま町から委託された。その中で、雇い入れる従業員に対する給与が最高が20万ですよ。男性が。20万、保険から何から引かれますと手取り16万から17万ですよ。手取り16万から17万しかない所得の中で、薩摩川内市と比較したときに4人槽でも年間6,000円違うんですよ。7人槽では1万1,000円違うんですよ。いかにこの金額が大きいかちゅうのを、まず町長にもあるいはそのほかの関係の課長、あるいは方々にも理解していただきたいなど。だからまず一番大事なことは、民間が今年間所得、一般の方々がどのぐらいの所得をもらっているのか、これは、当然、私は業者の方の年間所得を言ってるんじゃないですよ。一般の町民の平均所得ちゅうことですよ。それからみれば、決して安くない金額なんです。

それを町民が安心、安全に暮らしやすい生活をするためには、民間は競争しなきゃならんような環境になりゃ、民間は強いですよ。どんどん自分たちで改革をして値段を下げていきますよ。実際、このさつま町にも、名前は出しませんが、例えば建築関係で瓦もありますよね。これ

も技術革新をして、ものすごく軽くて丈夫で、鹿児島県の伊藤知事も推進をするような、そういう瓦をつくっている業者もおります。そういう業者がいる、これは何かというと民間の競争力なんです。そういう競争力をいかにこの行政のこういう作業にも、あるいは事業にも取り入れていくか。これをしなければ厳しい財政を乗り切れんだろうなというふうに、非常に思っているものですから、その辺をお伺いしたところです。

それと、時間もありませんので、最後に町長にお伺いしたいんですが、これから、いろんな予算の制約もあってきます。職員の数を減らすわけではなくて、恐らく予算がこれだけ厳しくなってくると、今後は職員の給与だとか、あるいは関係団体への補助金がありますよね。そういうものに対しても、これからは非常に厳しい決断をしなければならぬ時期がくるんじゃないかなと思うんですが、その辺の町長のお考えはどうか、お伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどからずっと基本的な一つの論議の中にあるのは、今後の財政の運営の展望をみたときに、非常に厳しくなるであろうと、そういう中でおっしゃるとおり職員の人件費の問題、確かに、今、来年の4月1日、合併からちょうど100人少なくしようということで、27年4月1日では325までやる。そこまでは必ず実行したいと思っております。それで、次なる第3次の行政改革大綱を策定する中で、本年度ですが、26年度ですけれども、この中でどのような定員管理計画を作成するか、そしてまた、今までの町単の助成金ですね。この辺も、当然検討の視野に入れて、具体的につぶさに精査をしながらやっていきたいと思っておりますので、その辺は先ほどありますとおり、今後30億円の減額、そういうことをしっかりと視野に入れて、第3次の大綱はしっかりと練り上げていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

岸良議員に申し上げます。質疑の時間が2分になりましたので、制限時間以内に終えるようにお願いします。

○岸良 光廣議員

分かっております。では、もう時間がありませんので、最後に、これは、私のほうから要請として伝えておきますが、民間委託をするに当たっては、地元企業が参入できるような条件づくりをしていただきたい。特に、3年の経験だとか、設備がなきゃあでけんとか、そういうものを全部撤廃して地元企業がいろんな、行政が民間委託するものに対して参入しやすいような、あるいは参入できるような条件づくりを、ぜひしていただきたいというふうなことを要請しまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、13番、岸良光廣議員の質問を終わります。

ここで、暫く休憩します。再開はおおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

[川口 憲男議員登壇]

○川口 憲男議員

新庁舎も完成し、新たな議場での初めての定例会で一般質問ができますことは、私個人としても幸いに思いますし、より一層町民の負託に答えられるよう、議員として、また庁舎内でも努力をしていくべきではないかと思っております。

まちのシンボルとして庁舎災害対策拠点として、庁舎の活躍がより一層目指されることを願って、先に通告しました項目について質問いたします。

中心市街地の発展は、まちの活力につながると考えています。平成18年7月の北部豪雨災害の築堤工、そして虎居地区の街並み、護岸工事も完成いたしました。しかし、屋地商店街は一部アーケードの撤去、交差点改良が進む状況にあるが、小規模店舗の進出、長年の大型店舗が1月閉店し、現在解体工事が進んでいます。

国の経済政策の地域への効果は一、二年で現れるでしょうか。この中心市街地も10年前までは繁栄していましたが、農村の過疎化、少子化、商店の後継者不足が大きな要因で、現在は苦しい経営状況です。

この新しい庁舎も完成し、10月には落成式の運びですが、この新庁舎が地域発展の起爆剤になることを願いつつ、次の2点について町長に質問をいたします。

1 問目、これまでの商工業の活性化、振興策をどのように進めてこられたのか伺います。

2 点目、屋地地区商店街はコンビニエンスストアの進出、大型店舗の撤退等商店街は不安を抱きながらの経営である。このような状況を踏まえ、まちとしての対策、商工業のさらなる振興策は。

以上、2点について町長の考えを伺います。1回目の質問といたします。

[川口 憲男議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長 (日高 政勝君)

川口憲男議員から御質問いただきました商工業の振興についてお答えをさせていただきます。

初めに本町の商工業の振興策をどのように進めてきたかについてでございます。議員、御意見にありますとおり農村地域の周辺の過疎、少子高齢化につきましては、本町商工業を始めとしまして地域経済等に対しましても、少なからず影響が出ていると考えております。

また、商店街を取り巻く環境としまして大型店や郊外型店舗の進出、消費者ニーズやライフスタイルの多様化などに加えまして、店主の高齢化、後継者不足などさまざまな要因が起因をいたしまして、厳しい状況にあると認識をいたしております。

このような現状を踏まえまして、私といたしましてもマニフェストの戦略目標として、元気の出る商工業のまちを掲げまして、魅力ある商店街づくりを推進するため、小売店舗のイメージアップを図ることを目的とした「小売業等店舗整備事業」を創設をしたのを初めとしまして、県に対しましては虎居の交差点改良に引き続き、屋地地区の交差点の改良等も要望いたしまして、今回、道路整備によるアーケードの撤去、そしてまた虎居屋地本通りの街路灯の整備支援によりまして、環境整備に努めてきております。

交流人口、宿泊者の増に対応いたしまして、旅館業等の施設整備事業の創設も行ってまいったところであります。また、地元購買力向上のためのプレミアム付きの商品券も2回、年に発行いたしまして、地域経済振興に努めてきております。そのほかの、将来の商工業の振興を担う後継者の皆さんや新規参入者の皆さん方への支援も行っているところであります。

このプレミアム付きの商品券の事業効果につきましては、本年度11月までの発行を含めまし

て年2回、平成20年度から10回にわたりまして、発行総額が4億8,400万円、そのうちにプレミアム付きの総額につきましては、4,212万2,500円となっております。

この商品券の小売店舗等での換金率でございますが、平成25年7月分においては44%の換金となっております。大型店舗等に半数以上がやはり流れてしまうという結果が出ております。しかし、過去の平成23年11月の発行時におきましては、プレミアム付き商品券の発行にあわせまして小売店舗等における商戦を展開していただいたこともございまして、換金率が大型店を上回る54.7%台の結果が出ております。

今後におきましても、既存のスタンプ会とか、あるいは各業界の努力を促進いたしまして、地元商店での購買力が高まって地域経済の活性化につながることも期待をいたしているところでございます。

また、小売店舗等のイメージアップを図ることを目的としまして、小売業の店舗改装の支援事業、申請者が25年度におきましては6件ございまして、141万7,000円の助成をいたしたところでございます。また、新たな商工業者に対する支援制度の新規参加者につきましては、3件の該当者がありまして、90万円の支援を行っております。

さつま町の商工会におきましては、事業主の高齢化と後継者不足によりまして、商工会の会員が脱退をする、あるいは未加入者が増えているというような状況にあるようでございます。このようなことから、会員の加入促進というのが一つの課題になっているようでございます。会員の加入状況としましては、合併時には742名いらっしゃったのが、平成24年度におきましては638名ということで、14%の大幅な減少になっているようでございます。

また、新規事業主においても商工会離れによりまして会員の未加入といった現状も出ておるようでございます。こういった未加入者に対しまして、商工会の経営指導員によりまして事業主の経営状況がなかなか把握できないということもありますし、制度活用による救済というのが遅れる、救済できない場合も発生しかねないということで懸念がされております。

こういったことから、小売店舗等に対する経営指導の強化の一環としまして、商工会長と町長の連名で平成25年10月には、このパンフレットを作成いたしております。「知っている？あなたのまちの商工会」ということで、発行いたしておりますが、指導員の巡回によりまして加入促進の強化にもつながっていると思っております。

加入者がこのようなことで、26年2月末現在で650名となりまして、新規加入者が脱退者を上回る結果が出てきております。今後におきましても、商工会加入者のメリット等の周知を図っていくことが、また大事かと思っております。ということで、さらなる努力が必要かと思っております。

それから、23年度から実施をしております国の補助事業であります。地域雇用創造推進事業、これを活用いたしまして地域経済の活性化と求職者の人材育成を目的に、雇用の拡大に向けたメニュー事業、人材育成メニューあるいは起業支援等の、生業を起すであります。起業支援等のセミナーを開催をして来ておるところでございます。

このセミナーの中には、この店舗の経営力向上に関するものもあり、商店街の事業主の参加を得ることができたものと考えております。また、このセミナーを受講されることによって、4名の方が新たに起業をされております。

今後におきましても、商工会を初め各関係機関・団体と連携をしながら、国・県の事業の有効活用と、先に述べました町の単独の事業の自立を図って、商工業の振興を図ってまいりたいと思っております。

やはり商工業の皆さん方におかれまして、今非常に景気の低迷等がございまして、ものが売

れないという厳しい時代でございますけれども、まあ、当然、大型小売店とか量販店等のこういった競争もありますが、やはりそういうところとの差別化を図っていただく。やはり魅力ある商店、商品づくりに、さらなる「自助努力」このことが基本になるかと思っておりますので、さらに頑張りたいことを願っているところでございます。

次に、屋地商店街アーケードの撤去とコンビニエンスストアの進出、大型店舗の撤退などの町としての対策についての御質問でございます。

中心市街地の商店街環境の変化によりまして、小売店舗の経営状況というのは厳しい状況にあるかと考えております。特に、今回の大型店舗の撤退におきましては、商店街の買い物動線がこの商店街から遠のき、小売店舗への購買力の低下が避けられないというふうに考えております。町としまして、このようなことを真摯に受けとめまして、商店街の活性化を図ることが大事かと思っているところでございます。

まず、屋地本町下町の通り会を中心としました屋地商店街まちづくり会議を立ち上げていただきました。商店街のまちづくり、環境整備について昨年度から何回となく協議を一緒に重ねてきているところであります。

その結果、平成26年度から鹿児島県の地域振興事業というのがございますが、こういった事業を活用いたしましてアーケード撤去後の歩道の整備、イルミネーションの支柱、あるいはこのベンチ、バスシェルター、あるいは横断幕のサイン等の設置ができるものをつくったり、商店街のまちづくりとしましてのハード面の環境整備を一緒になって進めているところでございます。

また、商工会とされましてもこのソフト面で連携を図りながら、今この若い人たちを中心に「みやんじょ de ちょいのみ」とか、あるいは女性の皆さん方のさつまの「さき福かざり」あるいはまた「百縁祭」等で集客のイベントの開催をして、ほかにはないこの元気のある商店街づくりに努めていただいております。

なお、今回の大型店舗撤退の空き地につきましては、自社地ということもありまして、売却を希望をされているようでございます。立地条件が優れた場所でございますので、商店街の活性化につながるような新たな生業のものが進出してくることを期待をいたしております。このことにつきましては、さらに商工会と一緒に、十分連携をとりながら取り組みを進めてまいりたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

津々お答えをいただきました。最初に申し上げておきますけれども、町長、やっぱり商工業振興については以前、24年の12月にも質問をいたしまして、同じような答えをいただいております。

手始めに、関係団体と連携し既存事業の拡充、県事業などの有効事業の活用、振興策の調査研究を検討し、町全体の活性化を図るとの24年のときには答弁をいただいております。まあ、その成果を踏まえまして、これからも各団体と活動を図っていくという、今度答弁をいただきましたのですが、その以前までに、今日までにそういうところとの会合とかいろんな活用策とかいうのがあったのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

基本的にはいろんな商工業振興のための、せっかく今アーケードの関係、先ほど申し上げましたとおり、虎居は災害復興の関係等もありまして、交差点の改良等については県と一緒に、要望をし続けて来まして、ああいう整備がされたわけでありまして、歩道も含めてこの整備をしていただきました。それと同時に屋地区の商店街の振興の一環としまして、やはり交差点改良とい

うのが大きな課題でございました。

宮之城中学校が、また移転をしたこともありまして、通学路としましては整備の必要があるということで、今、町道としましては整備を今進めているところでありますけれども、あわせて商店街の振興という一環からも、中心市街地でございますので、あの辺の景観整備も含めまして、県のほうにとにかくもう一回事業を入れて環境整備をしていただきたいということで強くお願いをいたしまして、振興局の局長自ら現地にも来ていただきまして、いろいろと要望もいたして、今ようやくそれぞれ下町のほうから歩道整備というのが始まってきております。

先ほど申し上げたようなことを要望いたしております。逐次整備が出来ていくと思っておりますのでございます。右折帯をつくったりいろいろあるかと思っておりますけれども、そういうことを進めてきております。

もちろん商工会とされまして、これまでそれぞれの「通り会」の皆さん方と一体的に話し合いをされております。そしてまた、いろんな商店街に限らず行政とかいろんな産業の分野と一緒に、合同での話し合いの機会もされておりますので、我々もそのメンバーの一人として、十分この関係の産業振興の組織と一緒に進めてきているところであります。

○川口 憲男議員

おっしゃるように関係団体との連携とか、それから「通り会」いろんなところの話し合いを持ちながら、そういう取り組みを行っていくということのようです。

しかしながら、この大型店舗が私も聞いたのが12月の初めに撤退するとの話を聞いたんですけど、それから後、町としてその跡地、大型店舗の所有地ですから余りそこ当たりにはできないでしょうけれども、これと量販店の進出で空き店舗がいきなり幅広い、敷地広い店舗になっていて、なんか的ができないような状況になって来たのは確かだと思うんですけども。

そこらを踏まえてその大型店舗の撤退、それから量販店の進出、そういうところで町のほうにもそういう話があったものなのか、それと大型量販店の方々がそういうところに対して、新たな完全に撤退するけれども、その後どうするかというような話が町のほうにも伝わって来たのか、ちょっとそこをお聞かせ願います。

○町長（日高 政勝君）

タイヨーさんが撤退をされるということについては、年末、商工会のほうにお話しがあったようでございます。そういう情報を察知をしまして、うちの商工観光課長が直接お伺いして、いろいろお話を伺ったということでございまして、それについては、また課長のほうから経緯等については御報告申し上げます。

量販店の関係、あとをどうするかとここについては、まだ具体的に社有地でございますので、どのようにお考えなのか、解体をして更地にしたいというようなお考えもあるようですので、今もう解体が始まっておりますけれども、あとの問題については、まだ具体的に社として何かするかと、そういうことには今のところはないようです。

先ほどもありましてとおり、商工会とうまく連携をしながら、今後のあり方というのは十分協議をしながら、行政としてどういう対応をしていくかは一緒になって取り組みをしてまいりたいと思っております。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

先ほどありましてとおり12月に商工会のほうに話があったということで、そのあと商工振興係のほうで店のほうに出向いて、なぜこうなったかということ、それから雇用の問題、今後の雇用、タイヨーストアに勤めていらっしゃる雇用の関係、それからこの跡地の問題、その辺については会社のほうの考え方をお聞きしまして、会社としても更地にして、そして早くできたら、さ

つま町の店の商店街の活性化につながるように、早く売りたいという考えでございましたので、上司のほうにはそういう内容をお伝えしたところでございます。

先ほど町長のほうも申されたとおおり、自社地でございます、前向きな考えであったということだけは伝えているところでございます。

以上です。

○川口 憲男議員

ありがとうございます。この問題は相手があることですから、相手からの情報も得なければならぬと思いますが、商工会と行政として十分そのあたり、また周知をしていただきまして、望まれる姿と言ったらあれでしょうけれども、いい方向に持っていかれるように要請をしておきます。

それと、町長、会員数なんですけれども、合併当時の件数が742件ぐらいあって、平成24年645件、平成25年には少々は増えたんですけれども、そんなに増えていない。そして25年をとりますと新規加入が30件あって、そして全体的には25件脱退されているんです。聞こえはいいんですね、「30件増えた」と、「その中の25件は脱退されたよ」と、そこあたりはやっぱり商工観光課が答えるべきでしょうけど、町長としてそこはどんなふうに捉えていらっしゃるんですか。30件入ったんで、これはよかこっじゃんどんか、25件は脱退したよと、こういうふうな流れはどういう方向にあると、町長は考えていらっしゃるんですか。

○町長（日高 政勝君）

確かに経営指導員とか商工会自体の加入促進の努力があって、今までの減退の方向がちょっととまって、少しでも増えたということは非常にうれしいことであると思っております。

この背景には、やはり高齢化が農業経営にかかわらず、やっぱり商工業の分野でも高齢化がどんどん進んでいく。やっぱり後継者がいないということもあるし、また、ここしばらくずっと地域経済というのがデフレとかそういうことがあって、ものが余り売れない。量販店への影響というのは確かにあるかと思えます。

そういうことが一つの背景にあって、やはり脱退者が出てきているというのではないかなと受けとめているところであります。

○川口 憲男議員

まさに最初の答弁でもおっしゃいましたように、農村の過疎化、少子高齢化、それが商工業の活性化にもつながっているんだということを申されましたけど、まあ、5件でも増えたからいいだろうというような考え方で、別な考え方をすればそういうところもあると思えます。

しかし、改めて申し上げれば、町長、商工業のこの振興計画、さつま町の総合振興計画を23年に策定されまして、これが27年度までの計画なんですけれども、このところで数値を見ますと、新規参入者の目標を新たに15件も掲げられているわけですね。

そうしますと、担当課からいただきました資料を見ますと、23、24、25年の3カ年で5件新規参入者支援補助をされていますし、そのほかにもあると思うんですけれども、やっぱりどうしても過疎化が進む中で、そういうまちづくりをしていきたいと、魅力ある商店街づくりを推進し、空き店舗の活用、新規参入者の支援策等の充実と消費者ニーズに合った事業支援の展開を進めるとともに、地元産品を初め、地元商店街の愛用運動を推進しますというようなことを振興計画にうたっております。

ぜひ先ほど一番最初に申し上げましたように、商工会を初め関係団体、それから既存の事業と拡充を図り、県の事業を活用し、さらにまち全体の活性化策が図れますように、これは強く町長に要望したいんですが、今までの流れを見ますと商工業に対しては、余り伸びがないと私は感じて

おります。町長、そこらのところを改めて意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この商工業に限らず、やっぱりまち全体の活力のためには、やはり人であると、やっぱり人がいるところに商いができる。まちの活性化もあると思っていますから、やはり今はこれは全国的な傾向として、どんどん人口が減っていく、こういう社会になりますので、当然として購買力もそれに伴って、あるいは高齢者に伴って若い人たちよりもやっぱり高齢化になると購買力が落ちる。

これは自然の経済のシステムになるでしょうから、ここはどうしても、今回も新しい政策として出しておりますのは、人口をこれ以上増やすことはなかなか難しいですけれども、これ以上人口が減らない政策をどう取っていくかというのが、非常に喫緊の課題になっているかと思っておりますので、Iターン、Jターン、あるいはUターンにしる、そしてまた地元の若者が町外に少なくとも出ていく数を減らせる、地元にとどまる、そういったためにはどうするか、教育、文化、あるいは企業、働く場とかさまざまな政策を網羅しながら、本当に住みやすいまちだと、そういう形をとっていかないと難しいと思いますので、これはもう総合的な取り組みをする必要があるかと思えますし、議員の皆さんからもいろいろ御知恵をいただいて、一緒になって取り組んでいく必要があるかと思っております。

○川口 憲男議員

私も町長の今の答弁には同感いたします。非常に人口減を食い止める策、増やす工夫ちゅうのは並みならぬ努力ではできないんじゃないかと思っています。しかし、全国を見ましても、どの町村もやっぱりそれに非常に苦慮をしているわけですが、新たにそれに取り組んでいかなければ、単独のまちとしても潤っていかないのが現状ではないかと思えます。

近隣、私も地域内をちょっと回るんですけど、何せ昼間に人がいないというのが、ものすごく寂しさを感じるところがありますので、人口減の問題は先ほど町長の答弁にありましたように、庁舎内一体となって減らさない工夫はどうしたらいいかは、今後対策を練っていただきたいと思えます。

次に、2番目はこの商店街の大型店舗、それからコンビニの進出、ここのところは先ほどの答弁にもありましたけれども、この26年度の予算編成を見まして、25年度と比較しまして新たなそういう、こういう商店街が苦しんでいる、あるいは町内全体の商工会の方々が苦しんでいる、そういう施策に精通したものがないような気がするんですね。もう少しハード的なものは、今これで精いっぱいでしょうけれども、ソフト的な面をもうちょっと商工会と進めていただきまして、担当課とも詰めていただきまして、そこあたりに力を注ぐ対策はないものか、町長、お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

確かにこの有効策、本当に何をしたら一番効果が出るか、商工会自体も元気が出るかということ、いろんな知恵があるかと思うんですけども、先ほどありましたとおり商工会自体もちょい飲みをしたり、あるいはさげもんをしたり、あるいは百縁祭をしたり、いろんなアイデアを出されて、ちくりんスタンプもありますけども、このさつま町にとってはほかの商店街としたら、やっぱりすばらしい取り組みをされているなど、元気のある商店街として評価が高いかと思っておりますけれども。

やはりもっともっと元気になる起爆剤的なものが何かないか、やっぱりここは商工会だけではなくて行政、そしてまたいろんな関係機関の皆様方の、例えば議会の皆さん方ももういろんな知恵を出し合って、活性化対策、画期的なものなんかがあれば、どんどんお教えいただければ、も

うそれについてはできる範囲で一所懸命やりたいと思いますから、今考えられることはどんどん今、こうして出しておりますので、さらに有効な手立てというのがあればお教えいただければありがたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、1問目でも答弁していただきましたように、関係団体といろいろ連携してそういう活性化になるような模索をしていきたいということがありました。

今、先ほど町長も申されましたように、今すぐこの問題ちゅうのは、いかにすれば活性化ができるかちゅう問題はちょっと時間がかかると思うんですけども、以前合併した当時、さつま町の議会の中にも中心市街地活性化議員連盟、名称はちょっとろ覚えですけど、たしか中心市街地活性化議員連盟というのが発足されておったんですけども、それは旧町の宮之城時代からあったということで、議員としても、議会としてもこのまちの中心地をどう考えるかというのがあったということなんですが、これはまた、我々議員サイドでも提案をして、やっぱり考えていかなきゃならない問題じゃないかと思っておりますし、庁舎内あるいは町長、第三者機関でもいいんですが、商工業振興委員会、これは仮の名前ですけどこういうようなのをつくって、うちのまちはどうあるべきなのか、商工会はどうあるべきなのか、あるいはまちづくりはどうやるべきなのかというような議論をされるようにしていただきたいと、私は考えているんですけども。

先ほど申されましたように、町長もその中でいろんな意見を吸収して、何かしていくというような考え方の会はあったほうがいいというようなことでしたのですが、改めて今申し上げました庁舎内の関連課、農業に関しては農政課なりの専門員をつけてそういう審査をした。あるいは保険関係でも健康相談員だったですか、一昨年つくられておられました。

やっぱりこういうのを庁舎内でもいいし、第三者機関でつくって、もう少しまちの発展のためにどうしたらいいかということを考えられる機関を、町長の諮問機関でもいいし、あるいは第三者機関でつくられるような考えがないかお聞きいたします。

○町長 (日高 政勝君)

過去、通商産業省の事業でありまして、中心市街地の活性化いわゆる郊外型の商店が広がっていく時代があって、また、もう一回中心市街地を見直そうというそういう事業があって、さつま町も手を挙げて、宮之城の時代ですが、この屋地虎居地区の商店街の活性化をしようということで、いろいろ検討をしてきた経緯がございます。

ただ、事業をするところまでは至りませんでしたけれども、いろいろなソフトとしての話し合い活動は十分行ってきて、それにまたいろんな知恵が出て、今日の取り組みにつながっているのではないかと私は思っております。

そういうことで、今、議員御指摘のとおりこういう状況が出てまいりましたので、やはり庁舎内のこういう部内的なものも当然ですが、やはり商工会の皆さん方と、そしてまた、場合によっては専門的な立場からコンサルとかいろいろな経験豊富な方もお呼びしながら、そういう勉強をする機会、それも大事ななと思っておりますので、まあ、その辺はまた具体的な取り組みについては、今後いろいろ研究をして見たいと思っております。

○川口 憲男議員

ぜひ町長、その商店の方々の意見を聞く会というのは、屋地と下町のほうでいろんなところがありますということでしたけれども、もう全町的にさつま町の商店はどういうふうな活性化をしていったらいいかということで、意見を聞かれるところがあってもいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それと大型店舗のこともタイヨーさんが撤退されて、その跡用地なんかというのは、まだ町に

もきていないということなんですけど、やはりそういうのがあったという情報が来ておりますけれども、この中でも例えばいろいろなところで道の駅構想が非常に潤っているところが、テレビでもいろんなところでも情報でも得ております。

必ずしも道の駅構想でなくても、町の中駅構想とか、そこにこの地域の特産物、あるいは特産品を含めて、今、牛丼というのもしておるし、あそこに行ったらすぐ食べられるよちゅうような商店等もつくっていく、そういうようなあれもできると思うし、それから今、高速道路のパーキングエリアに行きますと、もう普通のパーキングエリアではなくして野菜も売っているし、果物も売っているし、いろんなものも売っているとそういう発想も必ずしもパーキングエリアでなくても、そういうこのまちなかにできないものかとか、いろいろ話題はあると思うのです。そこらあたりを話し合いをするところをちょっとつくっていただけないかなと、そういう議論の場を。それは町長も考えるということでしたので、申し上げておきます。

最後に、今、ダム再開発で温泉街が相当潤っているんですね。これが29年までだったですかね、延長されまして潤っているんですけども、何せ外から来られたお客さんが宿泊地がないというのが現状なんですよ。

それと私にちょっと話があるのは、高校生あるいは大学生のキャンプが2泊3日とか、春休みを利用してとか、この前冬休みだったんですけど、そうしたときにさつま町には宿泊地がないと、それでいけんかしてそこに押し込んでくれよという話もしたんですけど、とてもじゃないけど、再開発事業の方々ももう前に抑えられておって、どうにもできないという考えをいただきました。

そこで、この商工観光課、ことしの26年度の予算でも、旅館業施設整備事業補助というのを出していますよね、20万から超過分の30%と、そうしましてことしは100万ちゅうことで、恐らく1件でとまってしまうんじゃないかというようなことです。ここらあたりのそういうような充実を図られるような考え、旅館等をもう少しそういうふうにして、宿泊の方も多いんですけども、どうしても市比野、川内のほうに取られてしまうというような状況があるんですけども、そこらあたりの交流人口200万人を示すようなところで、町長、もう少しここあたりに手厚く補助される考えはないですか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの商店街の活性化の一環として、やはり核店舗的なものは失われると、やはり買い物の動線というのは当然と変わってくるかと思っておりますし、やはり集客性のあるようなものが立地をしていただければ、小売店とかそういう皆さん方への動線につながっていくのかなと、いわゆる回遊性のある形になるかと思っておりますので、できるならそういった核になるものが立地をしていただくようなことが大事かなと思っております。

そのほかの、今、旅館の問題が出ましたけども、旅館につきましても交流人口200万人を目指そうということで、大きなキャッチフレーズを掲げて、相当今、さつま町においてはスポーツとか文化、あらゆる面でたくさん訪れてきていただいております。

いろんなイベントも観光特産品協会のほうでも主催をしていただいたり、いろいろ努めていただいておりますので、ありがたく思っております。したがって、あとはこの集客性をどうするか、いわゆる受け入れ体制、旅館等が例えば泊まっていただくことが、また活性化につながるわけでありますので。

今、ダムのほうも27年から29年まで延びまして、その点ではダムの作業員の皆さん方が宿泊をしていただいております。このことも実際、私も旅館業者の皆さんと一緒にダムの現場事務所の所長さんに、直接パンフレットを持って、こういう近くにこういうところがありますから、

ぜひ使っていただきたいと、夜も昼も使ってくださいと宿泊のほうで、まあ、現在は宿泊者もいらっしやって、あるいは夜も活性化しておりますけれども、これが済んだあとがどうなるのかなというのが、一つは心配です。

確かに虎居にありましたこういった宿泊施設も、もう2カ所も全くないという状況が出てきております。私はそれで、これだけ、この河川敷が立派になって景観のいい場所に、昔みたいにビジネスホテルでもこれはできるのかなということで、宴会ができたり、上はホテルですねビジネスの、そういうホテルでもできないかなと思って、何とかいろんなところに働きかけもしてみたいと思いますけども、既存の旅館業の皆さん方に影響があるかもわかりませんが、本当必要なところだなと実感として受けとめております。

そのようなことで、既存の旅館業の皆さん方には、私は就任をいたしましてから、とにかく交流人口を増やすためには、やっぱり受け入れる施設がある程度の環境整備をしていただきたいということで、こういう事業を創設いたしまして、現在、何軒かこれを利用していただいております。もっともっと利用を増やすためにはおっしゃるとおり、もっと手厚くということもあるかと思っておりますけれども、まあ、100万までは限度としておりますが、やる気がある方はどんどん活用していただければ、本当ありがたいと思っております。

ただ、財政的な問題がありますので、どの程度まで拡充できるかは、今のところは申し上げられませんけれども、とにかく受け入れ体制の充実というのは、非常にこれから大事ななと思っております。まあ、交流人口も特にスポーツ合宿は、夏場は本当芝を3面に、町は2面にしておかげで、もうどこにもない施設になっておりますので、もう県外からたくさん来ていただきますけれども、泊まる場所の問題があって、場合には町内ではなくて町外のところまでお願いをしないといかんという実態がございます。できたら町内にそういう利益が発生するように願っておりますけども、そういう意味でも今後、そういう面は含めていろいろと勉強させていただきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、最後に答弁の中にもありましたように、魅力ある商店、商品づくりに自助努力もしてほしいということを述べられました。ぜひいろんな町長が出席される会合とかいろいろありましたら、また、きょうは商工会長もお見えですので、ぜひやっぱり商工会と一体となって、その商店街の方々にも、そういう、いけんすれば品物が売れるかと、先ほど町長の答弁にありました、「何をしたらよい効果がでるか」ということは当然されているんですけど、そこあたりも十分今後の話し合いの場の中でも議論していただきまして、人口増を望めないということではなくして、少しでも人口増を図る、それから新規小売店舗、新規参入者が増えるような状況を取り組んでいただきたいと、要請をしておきます。終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、10番、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、7番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告いたしておきました3点について質問をいたします。

初めに地域防災計画についてであります。

昨年6月にさつま町地域防災計画の原子力災害対策編が策定され、本町におけるUPZの範囲を対象とした避難経路や避難方法、避難場所などが明記された原子力災害避難計画が12月に策定されたところであります。

本計画は、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策のうち、初期対応として実施する事故発生の連絡直後から、住民の避難完了までの対応について定められており、想定される各事案についての対応策が示されています。あつてはならない不測の事態に備えた計画であり、住民の避難を最優先に考えた計画であることから、計画自体は評価するものであります。

しかし、計画と実際の行動とは隔たりがあるのが常であり、机上の空論となつては意味がありません。対象となつた住民がその計画自体について理解がないと円滑な避難行動はできないのではないのでしょうか。そのためには、避難対象地域の住民にこの計画について周知し、共通理解を得ることが大事ではないかと考えます。

町として、この計画がどこまで住民に周知されていると考えておられるかお伺いいたします。

また、自力での避難が困難と思われる住民の方については、町の災害時要援護者避難支援プランに基づき支援者、区公民館や公民会、あるいは自主防災組織等の支援を受け、避難を行うものと規定されていますが、実際の状況を想定した検証を実施しておくべきではないのでしょうか。町長の考えを伺います。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

この件については、これまでも幾度となく議論がなされ、電気柵や防護フェンスの設置、報奨金の支給制度などその対策が講じられてきたところですが、総体的には依然として深刻な被害を及ぼしているのが現状であります。侵入を防止するための圃場周辺の環境改善や、放置作物を除去するなどの指導や手立てが講じられていますが、高齢化や生産人口の減少により思うような効果が得られていないところでもあります。

その中であつて、銃器による猟や箱わなによる捕獲については報奨金などの制度が活用され、一定の効果があるのではないかと推察するところではありますが、約3カ月にわたって設定されている猟期期間中のイノシシ、鹿の捕獲についてはその支給対象とはなっていない。猟期期間はもとから認められている制度であることや、申請された害獣が町内で捕獲されたものであると特定することが困難であるなどの課題があり、支給対象から外されているのだと思いますが、支給対象となっている駆除期間中の捕獲実績が増加傾向にあるところを見ると、報奨金制度による効果が現れているのではないかと考えます。

猟期間中の捕獲についても、報奨金の支給対象とすることによって、これまで以上の効果が得られるのではないかと考えます。このことについて、町長の考えを伺います。

3点目に、国が進めようとしている新たな米政策についてであります。

国はこれまで国策として40年以上にわたって取り組んできた減反政策を大きく転換し、国が関与する方式から自己の判断で作目等の選定や生産数量を決定する方式に移行するとしています。国主導による減反政策、つまり米の生産面積に対し一定の割合で作目変更などの生産調整を行い、その変更作目に対して助成金を支払うという政策が取られてきたところですが、これからは一転して自己の判断による生産体制に移行することになります。

過剰生産により供給量が増えれば、需要と供給のバランスによる市場原理に基づいた取引が行われている市場においては、米価の大幅な下落が予想されます。これまでも、米価は下がり続けてきましたが、生産経費の一部を直接払いで補てんするという観点から、民主党政権が導入した農家戸別所得補償政策により、10アール、1万5,000円が補てんされてきた農家所得も、今回の見直しにより半分に減額され、平成30年には廃止されるとのことです。

国は減額分の財源を日本型直接支払や飼料用米の生産助成に振りかえるとしています。新たな政策が本町のように主食用米の生産を主体とする地帯に即応したものであるのか、戸別所得補償金の減額に見合うような施策内容になっているのかなど、不明な点も見受けられるところであ

ります。

これまでに国から示されている制度の変更内容や、新たに実施される新規事業、また町における取り組みについても座談会などを通じて生産者に情報提供をする必要があるのではないかと考えます。町長の考えをお伺いいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員のほうから3項目にわたりましたの御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、地域防災計画についての原子力災害の関係についてであります。福島原発事故を教訓に見直されました「国の防災基本計画」そのほかの新たに制定をされました原子力災害対策指針等に基づきまして、さつま町の地域防災計画「原子力災害対策編」というのを昨年6月に、新たに策定をいたしましたところでありまして、7月以降、20の公民館で開催をされました町政座談会において、この原子力災害対策の基本的な事項については、住民の皆様方に説明をいたしましたところでございます。

御質問の原子力災害避難計画につきましては、受け入れ先である霧島市、鹿児島市の市長にそれぞれ直接お伺いしまして了承をいただいたところでございますが、昨年12月に策定しましたけれども、この計画につきましては避難時の情報伝達の体制、災害時要援護者の支援、避難前後の避難所生活等を考慮いたしまして、公民会単位での避難行動を基本として作成をいたしております。

現在、町民の皆さん方へ避難場所とか、あるいは避難経路等をお知らせするための準備を進めております。具体的にはこれから開催が予定される年度末の公民会の総会、あるいは年度初めの花見の機会を捉えまして、全公民会へ職員を出席をさせまして避難計画と、もう一つ課題となっております、ごみの減量化の問題、これとあわせて説明を行うことといたしております。

もう一点の自力避難が困難と思われる住民を想定した避難誘導等については、検証しておくべきではないかという御指摘でございます。このことにつきましては、現在進めております災害対策基本法の改正に伴います、「避難行動要支援者名簿」これの作成をする必要がございますので、避難行動要支援者の把握に、まず努めるということが大事かと思っております。

そしてまた、地域住民がお互いに助け合って地域の安全を確保する、共助の活動が最大限に発揮されるように、今あります自主防災組織の機能強化のための定期的な訓練等の実施をお願いをしていきたいと考えております。

原子力災害につきましては、国・県・市町村が連携して対策を講じなければならない特殊な災害であります。今後、実施する訓練等を通じまして、課題等を検証しながら実効性のある計画としていかなければならないと考えているところでございます。

続きまして、2番目の有害鳥獣対策についてでございますが、捕獲報奨金を猟期中も支給する考えはないかということでございますけれども。現在の有害鳥獣の報奨金の関係については、平成23年度に猟友会とも協議をいたしまして、駆除期間に限ってイノシシを6,000円から5,000円に、ニホンジカを8,000円から1万円に、猿を2万円から3万円に、それぞれ改正をいたしまして駆除に努めていただいております。この金額については、ほかの市町村と比べますと本町は高めであるというふうに考えております。

25年度におきましては、国の捕獲等の対策事業としまして、6月から新たにそれぞれこういった獣害ごとに8,000円上乗せをするという措置が出てまいりましたので、この関係からイ

ノシシが500頭、ニホンジカで1,380頭、アナグマ、タヌキ等で121頭、日本猿で10頭、鳥類におきましては93羽が捕獲されて、昨年と比較しますとイノシシで130%、ニホンジカで161%の大幅な捕獲実績が出てきております。

このようなことから、調査員によります調査結果でも地域によっては、被害が少なくなったという報告もいただいております、それなりの効果が出ているのかなあと考えております。これもひとえに地元の猟友会の皆さん方の御協力によるものでありまして、感謝を申し上げるところでございます。

近隣市町の中で、御質問にあります狩猟期間に報奨金を支払っておる市が、伊佐市が平成24年度からニホンジカのみであります、7,000円。阿久根市はこの25年度からですが、イノシシとニホンジカともに6,000円を支払っております。

そして、25年度の平成26年2月現在の捕獲頭数は、伊佐市でイノシシが261頭、ニホンジカが975頭、うち猟期内在が685頭。阿久根市でイノシシが341頭、うち猟期内在が82頭、ニホンジカ391頭、うち猟期内在が225頭となっておりますこととでございます。

本町におきましても、捕獲頭数というのは先ほど申し上げましたとおり、年々大幅に増加をしております、関係の予算も議会にいつも補正のお願いをして、議決もいただいております。

また、一方では被害防止面から金網策とかワイヤーメッシュ柵の設置事業要望も増えてきておりまして、町の一般財源の持ち出しも相当なものになっておるところであります。このようなことから、狩猟期間中の捕獲報奨金の支給については、現在の報奨金の枠の中で、先ほど申しあげましたそれぞれの報奨金の獣害ごとの単価見直しができないか、猟友会の方々と十分協議を進めていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、これを新たに狩猟期間中の分もプラスアルファとなりますと、相当な財源が必要になりますので、この辺は先ほど申しあげました報奨金枠の中で何とか単価見直しの中で調整ができないものかどうかを、まず猟友会と話し合いをしていく必要があるかと思っております。

次に、3番目の米政策の問題でございます。国におきましては、約半世紀にわたりまして実施してきました米の減反政策、これを5年後をめどに見直しをするということで、米を競争力のある市場農産物へ移行する政策を打ち出されたところでございます。

新しい米政策におきましては、先ほど議員からございましたとおり、行政による生産数量目標の配分に頼らない政策へと転換をされることとなっております、主食用米の生産を主体にしました本町の水田農業経営にも大きな影響が出てくると予測をいたしております。

国におきましては、一つは担い手の農地の集積、集約化を加速させるということで、農地中間管理機構の創設をするということで、これを県の段階に置くということになっております。

それから、2つ目は意欲のある農業者の参加を促すための経営所得安定対策の見直しをするということ。それから、3番目に、主食用米の偏重ではなくて、麦とか大豆とか、あるいは飼料用の米、こういった需要のある作物の生産を振興するという、自らの経営判断でそれぞれの作物を選択する状況を実現するための水田のフル活用と米政策の見直しをするということになっております。

それから、4つ目は集落コミュニティの共同管理等によりまして、農地が農地として維持されるように、日本型の直接支払制度の創設といった、これら4つの改革が打ち出されたところであります。

創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境整備するということと、地域一体となって農業、農村の多面的な機能を維持・発揮して食糧需給率の向上と、食糧の安定・安全保

障を確立していく。いわゆる強い農林水産業をつくり上げることにしております。

御指摘にあります新たな施策についての周知と指導についてでございますが、例年1月にJA北さつまの集落座談会にあわせまして、町のほうも農政座談会を実施をしてきておりました。しかしながら今年度、新たなこういった米政策について、なかなか情報の収集、新聞報道等ではある程度計画案が示されて収集ができておりましたけれども、国への決定がなかなかずれ込んだということがありまして、1月の座談会にはもう間に合わない、情報提供するところまで至らなかったというところがございます、この座談会は中止をしまして、内容が確定した段階で別途説明会を開催をすることにいたしましたところであります。

その後、1月の14日と2月3日に国・県のブロック別の説明会が開催をされました。例年よりもこういうことで説明会が遅れましたことや、関係機関との内容協議に時間を要したこともありまして、2月での座談会開催は見送ったところでございます。

今月の3月に入りまして、17日から25日にかけて各集落の座談会を開催しますけれども、今回は米政策の座談会という名称で、この座談会も集落というよりも町内の20公民館ごとに経営所得安定対策、あるいは水田フル活用等の米政策の見直しを中心に説明会を実施をすることとしております。農政関係の町の単独の補助事業もあわせて説明をしていきたいと思っております。

また、水田活用の直接支払交付金とか産地の戦略枠、いわゆる産地交付金、こういった活用を図ることで農家所得の向上と農家経営の安定につながるように周知を徹底をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○岩元 涼一議員

ただいま答弁をいただいたところでございますが、対象地域において説明会を実施して周知を図っていくというようなこととございまして、立地自治体等においてはこの避難訓練が実際行われたというようなこととございまして、その中においていろいろと不備があったとか、連携ミスがあったというようなことで、計画どおりにはいかなかったというような反省をされるようでございます。

それは本町に当てはめてみても、計画どおりに進むかと言え、これは実際にやってみないことにはわかりませんが、私の考えるところでは、いろいろな不備が出てくるのではないかなというふうに思うところでございます。

それと、自主防災組織を通じて定期的な訓練の実施をお願いしていきたいというようなこととございまして、やはりこういう原発事故、過酷事故を想定した避難手順のシミュレーション、そして関係機関との連携、そして住民同士による共通認識を深めておく、醸成しておくということが肝要ではないかなあと考えるわけですけれども、先ほど答弁されました訓練、これをお願いしていきたいというような考えのようですけれども、どのような内容というか、そういうのを考えておられるかお聞かせいただきたいと思っております。

○安全安心対策課長（湯下 吉郎君）

先ほど申されましたように、関係機関との連携というのは警察署、それから消防署とも連携をしながら避難をしていただくわけなんですけれども、行政推進員である公民館長、それから公民会長にももちろん説明しますとともに、年1回防災訓練をしておりますが、それを原子力防災対策編として避難のシミュレーション等を描きながら、具体的にはまた今後いろんな関係機関と調整をしながら進めていくということでございますので、これまでの各市町が実施されたそうした

課題を検証しながら、さつま町版としてつくり上げて避難体制を構築していくというところでございます。

○岩元 涼一議員

訓練、ここでその計画についてはこういうふうにしたいと、今、総務課長のほうからありましたが、答弁の中ではもうそのような答弁でこれはもう仕方がないことだなと思うんですが、しかし実際の訓練になれば、そううまくいかない。それはもう実態であろうかと思えます。

そして、また、この計画においては自家用車での避難を基本と考えているというようなことでございますので、もう時間帯とかそういうのによっては道路の渋滞の状況とか、自分の避難先、場所をこうして明記してございますから、そこに行くためにはどういうふうな方法で行ったらいのかとか、それはもういろんなことが実際考えられるわけですが、現時点においては住民の皆さんに周知をして理解をしていただくしかないわけでございますが、あつてはならないことですが、そういう事態があった場合には立地自治体のほうもあるわけですから、そして、またさきのあれでは川内原発は全国の中でもUPZ圏内に全国で5番目ぐらい多い人口があるというような数字も出ておりますので、そういう点についてはしっかりとした訓練となるように、実のあるものになるようにということを申し上げておきたいと思えます。

それと先ほど町長が避難先については、自ら出向いて首長をお願いしたというようなことでございましたが、実際行かれてお願いされたときの受け入れ先の反応と申しますか、あと実際のところになったら協力体制をもらわなければならないわけですが、そこ辺の協議について、町長が感じられたことをお知らせいただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

昨年の年末の24日ですか、霧島市の市長とそれから鹿児島市の市長のほうに直接出向きまして、それぞれの霧島市で受け入れの人数は決まっております。どここの公民会何名とか、そしてまた、鹿児島市の場合は大体何名ということで、それぞれの受け入れの施設がありますので、そこについては具体的に協議をして進めることにいたしております。

それぞれの両市長は、非常にやっぱりお互いさまのことですから、お互いにしっかり提携をしながら連携を取りながら十分やっていきたいと思います、非常にありがたい気持ちを持って受け入れをしていただいたところでもあります。

鹿児島市なんかは、例えば薩摩川内市とかいろんなところから、また受け入れをしていらっしゃるし、当然、鹿児島市自体も郡山町とかそういうところの皆さん方がやっぱり30キロ圏内に入ってきますから、我が市民の皆さん方もちゃんとやっぱりどこにするかというのも当然ありますけども、よそのそういう市町の町民の皆さん方も温かく迎え入れていただきました。両市長も本当に我がこととして受けとめていただきましたので、大変ありがたいことだと感謝を申し上げているところであります。

○岩元 涼一議員

当然、行政の自治体の長でありますので困ったときはお互いさまと申しますか、そういう意識は働きますので、「いや、私のところではちょっと」というようなことを言う首長は恐らくはないと思ったんですが、やはり町長が自ら出向いてそういうお願いをされたということが大事ではないかなと思えます。相手の受け取り方によっても。それは副町長ではだめということではございませんので、誤解のないようお願いいたします。（笑声）

それと、地域防災計画ではUPZ外の区域の住民に係る防護措置について、「基本的にUPZ内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして国の指示等により実施するもの」となっておりますが、実際、UPZと申しますのは、福島原発事故においては、風向きによっては5

0キロを超えるところまで有害物質が飛散したというような実例もあるわけですが、これを本町に当てはめてみますと、これも今までもこの議会の中でも何回となく議論の遡上に上ったところですが、本町の30キロ以遠の町内は、今回の場合はUPZ内の町民の方を町内のUPZ外のところにも避難させるという計画になっているようですけれども、先ほど申し上げました50キロ圏、あってないようなものであると思うんです30キロ圏、50キロ圏というのは、風向き気象状況によっては。

ですから、基本計画にはうたっていないですけれども、UPZ外の町内の皆さん、そこに対しても例えば状況によっては避難せざるを得ない、そういう状況が発生するわけですので、町単独でもそういう計画というものは立てられないのかどうか。そういう計画を策定しておく必要はないのかどうか、その点について町長のお考えをお聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

今回30キロ圏までUPZという形で拡大いたしましたので、基本的には30キロ圏内の皆さん方を町内の30キロ圏外のところに避難をさせる方、あるいは30キロ圏外のいわゆる町外に広域避難をさせる方、そういうことで霧島市に4,850人、鹿児島市に1万271名という形で避難をお願いしたわけでありまして、おっしゃるとおり、現実には風向きによって30キロ圏じゃとてもとどまらない、50キロ圏とおっしゃるとおり、そういうことも想定はされます。

そういうことで必ずしも今の計画がそのまま当てはまるかという、当てはまらない場合も想定がされます。したがって、そういうこともやっぱり想定に入れながら30キロ圏外の皆さん方も、場合によっては広域避難をしなければならないということがあるかと思っております。

市町によってはそこまでも考えて、今回そういう避難先も相談をしながら、独自で策定をされたところもありますので、私どももできたら、今回それが事務量的にできるかどうかはわかりませんが、とにかくそういうできる最大限の努力をしながらしていくことが大事かなと、それが安心つながることだと思っております。

○岩元 涼一議員

住民の生命を預かる立場にもございますので、原発からコンパスで線を引いたようなくくりとか、そういうものは実際のところどういう効果があるのかなというような、私も考えを持っておりますので、町内については町長が申されたように、そういう想定した計画を検討していただきたいと申し上げておきたいと思っております。

国は今回のエネルギー基本計画で、この原発の発電をベースロード電源、そういう形で主要な電源と位置づけているようですけれども、こういう過酷事故そういうのがあった上で、まだ運用したいというような考えを持っている再稼働に前向きに考えておりますので、先ほど質問しましたこの計画、そういうものがあってはならないことですが、もしあったときにその実効性があるかどうか、そこに一番意味がございますので、そういうことを考えて、念頭に置いて、その訓練とかそういうのに取り組んでいただきたいと思っております。

次に、有害鳥獣対策についてでございますが、当局におかれましてもこれまで多大な労力、そして先ほどもありましたように多額の予算をつぎ込んで、被害の根絶を目指して努力されているという点については、非常に評価するところでありますが、いかにせん相当なまだ潜在頭数があるのではないかなと予測をするところでございます。

先ほどありましたように、効果が出て被害が少なくなっているような地域もあるというようなことですが、しかしイノシシ、鹿等においては境界とか、そういうものは存在いたしませんので、また少なくなった地域には他のところから移動してくると、一時期被害が減ったからといって安心してはおれないというようなことですが、先ほど町長のほうからもご

ございましたように、この被害を避けるために電気柵、フェンスいろんなさまざまな手段を講じておられるようですけれども、やはり一番効果的なのは銃器による猟、あるいはわなによる捕獲、とにかくこの生息頭数を減らすことが一番大事なことではないかなと、効果のある方法ではないかなと考えるところです。

その助成金の支給額を見ますと、駆除期間中にも大分増えておるようでございますので、この報奨金の支給制度、これが非常な効果を出しているのではないかなと思うところでございます。お聞きしますとこの駆除期間中の捕獲と比較すると、やはり猟期期間中の捕獲は効果があると、猟をされる方からも聞いております。

そういう面から猟期期間中に捕獲される獲物についても、この報奨金の支給対象とするのがいいのではないかなと考えるところであります。町長からも猟友会と話をして、その総枠の中で増減を図りながらやっていきたいというようなことでもございますけれども、猟友会の意見、そういうものについては、担当課あたりにはどのような声が寄せられているのかお伺いしたいと思います。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

猟期中の報奨金につきまして、私のほうにもそういう要望等が来ておるところでございます。今おっしゃるように猟期中において、そういう報奨金があれば、まだ捕獲が進むんじゃないかということもございます。その中で言われるところにおきましては、今ある単価の問題等を言われる方もありまして、その辺を調整しながら進めたらいいんじゃないかなちゅう話も来ておるところでございます。

以上です。

○岩元 涼一議員

この3カ月間で捕獲される頭数というのも、相当な数に上るのではないかなと考えておりますが、今、担当課長の説明で猟友会のほうからもそういう意見というか、申し入れがあるというようなことではございますが、以前からこの問題については議論もされてきたことだろうとは思いますが、今でもまだ実施できていないわけですが、そこに実施に踏み切れない、例えば障害とか問題そういうのが、どういう点があって、その対象にならなかったのか、そこについてお伺いいたします。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

実施に向けてちゅうことではございますが、猟期中は狩猟者の方が、普通、駆除の場合は町内だけということですが、猟期中につきましてはどこでも行けるちゅうのもございます。それとまた、向こうからもあっちこっちから人も入ってくるというようなところもございまして、捕れた個体に対する特定ちゅうのがなかなか難しいというそういうのもありまして、今までこういうことになっているというふうと考えているところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時04分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○岩元 涼一議員

休憩中のことは忘れまして質問に集中していきたいと思いますので、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

先ほどの答弁にもあったかと思いますが、やはりどこで捕獲されたものか特定できないというのは、やはり障害になっているのかなというような気がいたしますが、実際、実施されている猟期中にこういう支給制度をされている自治体におかれては、どのような特定というか、そういうのをされているか、調査されたことはないかお伺いいたします。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

今、猟期中に報奨金を支払っているところについては調べましたけれど、その確認方法まではちょっと調べておりません。

○岩元 涼一議員

これから調査をするというようなことかと思いますが、やはりそういうのが先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、猟期中の捕獲の成果というものが、実施されている自治体においては効果が現れているのかなというような気がいたします。そこ辺も当然検討をしないといけないのではないかなと考えるところであります。

実施している自治体、実施していない自治体、いろいろあるわけですが、先ほど申しましたが、その境界というものがイノシシ、鹿、あるいは猿等についてはありませんので、いろんなところに出没するわけですが、そういう自治体が協力して、例えば統一価格にするとか、統一報奨金にするとか、例えば猟期中も可能であるとか、そういう政策というようなものは町長が、近隣の自治体の首長と協議するような場というか、そういうものはないのかどうかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

猟期内のこういった取り扱いの問題、そしてまた有害鳥獣許可を出して捕獲をする時期の問題、まあ猟期間も報奨金を出すということになりますと、やはり通年とした形での捕獲ができるということで、それなりの効果は確かに出てくるかと思っております。

ただ、猟期間内についてはお互いに町内の人が町外に出たり、町外の人が町内に入ってきたり捕獲をするということで、どこで捕れたというのか、なかなか確認ができない。そして、また有害鳥獣に捕った期間内のものを、そういった猟期内のものに回していく、そういうことも考えられるわけで、今のところ単価差がありますから、そうすると高いまちに持ち込んでくるということになると、その辺の確認が非常に難しいところがあります。

したがって、これはもうそういうところはお互いに性善説のもとにやらないとできないわけですが、今考えられるのは広域処理というのが、イノシシにしても鹿にしても町界ごとに境があるわけではなくて、山があればどこでも入ってくるということになりますから、できたらこの阿久根市にしろ、伊佐市にしろお互いにこの隣接したまちでありますから、お互いにこの広域的な連携のもとに処理が行けば、本当に効果が出てくるのかなと思っております。

したがって、できたら今単価差がそれぞれ違いますので、これを同じ料金に統一して、もう年間通して猟期中も有害鳥獣の許可の期間も一緒にできますという措置になれば、それぞれがまた報奨金も同じ価格になればいわれているやりとりも恐らく発生もしないし、確認もそれなりにぴしゃっとできるし、そうすると広域処理というのが出てまいりますので、効果が発揮できるのかなあと思っております。この辺は、また隣接の伊佐市長あるいは阿久根市長とは機会を持ってお話をしていきたいと思っております。

ただ、猟友会の皆さん方の考え方というのが基本にありますので、その辺の御理解をいかに求

めていくかというのが、一つのまた課題でありますので、その辺はまた今後十分協議の機会を設けていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

ただいま、町長のほうからありましたように、そういう協議会、そういうものを設けて積極的に協議を進めていくというようなことですが、やはり自治体の代表者は町長でございますので、そういう同じような案件を抱えて、悩みを抱えている自治体であれば、その場で首長同士が胸襟を開いて忌憚のない話をするというのが、非常に大事だと思います。それには当然、担当課も一緒になってということですが、町長がそれぞれの自治体の長として果たすべき立場におられるのではないかなと思いますので、前向きに検討されるように要請をしておきたいと思えます。

それと、25年度に県が実施した鳥獣被害調査監視事業というのがありますが、担当課に言わせると非常に成果が上がる事業であるということですが、しかし、これも、県の事業が打ち切りとなったということで、被害の情報収集、あるいは被害発生時に速報できる体制づくりができるというようなことでもございまして、県のほうにそういう効果のある事業ということで、町長のほうから、県のほうへもまたお願いしていただきたいというか、要請を行っていただきたいというような考えはあるわけですが。

しかしこれも県事業においては、緊急雇用対策という側面があるというようなことで、その事業内容を見ても従事者も3人というような形で決まって、予算もついていたわけですが、非常に効果のある事業であるというようなことですが、町単でも先ほどから厳しい財政の話が出ておりますが、効果のある事業であるとするならば、人数を減らしてでも町単でも取り組めないか、そういうのを今後、検証する考えはないか、ちょっとお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かに有害鳥獣の問題については、私も県の町村会の代表として、県のいろんな会議に入っている御意見も申し上げているところで、被害を受ける立場でこの委員としてなっておりますので、このメンバーは鳥獣保護の委員の方もいらっしゃるし、いろんなこの狩猟の代表の方とか、いろいろ入っていらっしゃいますが、そういう機会がございますので、とにかくいろいろ御意見は申し上げていきたいと思っております。

とにかく、いずれも深刻な問題として受けとめておりますので、さらなるいろいろと御意見を申し上げます。特にこの町村会の要望の事項の中にも、県のほうでも、できればこの期間中の報奨金を考えていただけませんかということも申し上げておりますけど、なかなか実現に至っておりませんが、今後いろんな機会に必要なことは申し上げていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

この有害鳥獣については、個人的な意見を申しますと、3年なら3年ぐらいかけて集中的に徹底してやるというか、そういうのをしていかないと、年にどれだけというノルマみたいな形でいくと到底減っていくようなことはありませんので、選択と集中という言葉も町長も以前使われたようなことがございますが、そういうところで、集中した施策をとって、考えていただきたいと思えます。

そのためには猟友会がございまして、猟友会との連携というのが一番大事になってくるかと思えますので、猟友会の意見、考えそういうものを十分連携を深めて協議しながら、この施策には取り組んでいただくように要請をしておきたいと思えます。

それから、3番目の新しい米政策についてでございますが、聞くところによりますと農地中間

管理機構等については、どこが所管してというか、県としてはそれぞれの自治体にお任せといたしますか、そういう形で事務事業なんかが下りてくるかと思うんですが、そうなった場合に、土地の貸借については農業委員会、農地の基盤整備それについては土地改良区、そして事務等については水田再生協議会、そういうところ、それと作物の生産振興については農政課、そういう形でばらばらといたしますか、幅広い部署にわたっているような気がするんですが、そういうのが来た場合、本町としてはどの部門で対応していかれる考えかについてお伺いたします。

○町長（日高 政勝君）

基本的には農政の水田の米に係ることが所管でございますので、あくまでも農政課が主管になっていくと。そしてまた農地中間管理機構の今まで農業委員会というのが農地のそういった取り扱いをやっておりますので、農業委員会との連携、そして、また耕地の関係も当然、農地中間管理機構が例えば広域的にもっと広い田畑ということになると基盤整備の関係で、耕地の所管が出てきますし、またどうしても担い手の確保となると担い手支援室、お互いに横の連携をとにかく十分取っていかないといかんということでございますので、今は部内的にもそういった農林業関係については窓口は横割りをしっかりせんといかんということで、当然やっていますし、そしてまた、町内の関係の機関団体もそういう横の連携をうまくしていこうということで、今はもう農林業連携会議の協議会も立ち上げたところでございます。そういったことも常に連携を取って、方向性を一緒にしながら取り組んでいくと、こういう形にしていく予定でございます。

○岩元 涼一議員

国ははっきりしない県もはっきりしないというような点もあろうかと思いますが、実際、下ろされてくるのは町がその対応をしないといけないのではないかなと思っているんですが、今回の施策の大きな柱として飼料用米というのがございます。

これについては助成単価が最高10万5,000円という数字だけが一人歩きして、町内の農家の皆さんもその飼料米に取り組んでみたいというような興味があるやに聞いておったんですが、しかし作付の調査の段階では、そういうのはなかったというようなふう聞いております。

現時点でこの飼料用米、これについて先ほど町長も新しい施策の中で飼料用米というのが出てくるということを話をされておりましたが、これについての取り組み、それについてはどのようなお考えをお持ちはお聞かせいただきと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

今回の米政策の見直しの関係でやはり目玉となるのが、飼料用米の導入であると思っております。おっしゃいますように交付単価のほうが先走りをしてしまって、なかなか私どものそういった事務がついていってないというのが実情でございます。

先ほど言いましたように、国の説明を受けて今月17日から25日まで、公民館ごとに座談会を開催して、説明をしていきたいと考えておりますけれども、この飼料用米のメリットでいきますと、排水不良田や未整備田でも作付は可能であり、農地の有効利用が図られると。田植えから収穫まで通常の稲作管理栽培が同じで取り組みやすい。それと農機具についても新たな投資を必要としない。麦・大豆等の連作障害回避にもつながるといようなメリットの反面、今度はまたデメリットもあるようでございまして、一つはやはり検査体制がどうしても整わないと、やはり専門家による品質検査、あるいは玄米等の重量測定、これはフレコン等である必要があるということで、そういった測定用の機械がないと。あるいは価格が安い、それと流通コストがかかると、それとやはり流通が複雑であるといようなことがございまして、なかなか取り組みが難しいような状況であります。

今年1年は私どものこの産地というのは米どころでございまして、主食用米の産地であります。

この飼料用米が入ってくることによって、やはりデメリットも大分考えられますので、今年1年は様子を見ながらJAさんとも協議をしながら、本格的に導入していくかどうかは、また協議をしていきたいと考えているところでございます。

○岩元 涼一議員

基本的には本町はまだ取り組む体制ができていないというようなことでございますが、おっしゃったようにいろんな不備が、検査体制をどうするか、流通をどうするか、保管をどうするかといった非常に多くの問題があつて、今課長の答弁の中にもあつたように、様子を見たいというようなことでございますが、近隣の自治体がそういうので実際取り組むようになってくると、本町だけ主食用米産地だからちょっとできませんというような言いわけもできないかと思ひます。

これは国がちゃんとこういう制度を定めておりますので、それをするためには、今年1年検証したいというようなことでございますが、その中にはもう来年以降、じゃ、実際どうするかというような具体的なことも含めて協議を進めていかなければならないと思うんですが、そこまで進めていかれるつもりか、町長でも農政課長どちらでもいいですが答弁をお願いします。

○農政課長（平田 孝一君）

飼料用米の取り組みの関係でございますけれども、先ほどいろいろデメリット、メリットいろいろ申し上げましたけれども、県の説明会を受けたあとに、農協管内の行政の担当者、一応薩摩川内市、さつま町、伊佐市の行政担当者、あるいは再生協議会の職員いろいろ協議をいたしました結果、なかなかこの米の主食用産地の中で飼料用米が入ってくると、いろいろとやはり異品種混入なり、問題も発生するというようなことで、なかなか本格的に取り組めないというようなそういう話もしたところでございます。

そういった中で、おっしゃるようにやはりこの5万5,000円から10万5,000円の範囲内でそういった交付金が出るというのは魅力でございますけれども、これからの将来の米価の移行なりそういった推移、そういったものを見合わせながら飼料用米というのを推進していく必要があると。

実際、養鶏農家なり養豚農家、そういったところからは作付要望というのも出ているようでございますけれども、やはり先ほども申し上げましたように、主食用米の私どもは産地だということで、そういった取り組みを進めておりますので、そういったことも含めながら飼料用米の今後の取り組みについて、この1年でいろいろ検証をしながら、そういった取り組むかどうか、作業を進めて見極めていきたいと考えております。

○岩元 涼一議員

飼料用米については、米の主食用米産地にとってはちょっといろいろ問題があるのかなという気はしますが、先ほど申し上げましたように国が進める施策である以上、本町の事情は通用しないわけございまして、農家からそういう要望が出てくるようなことであればそれに対応せざるを得ないところがございまして、JAも合併いたしましたして、薩摩川内、さつま、伊佐と広範囲になっておりますので、鹿児島県における一大主食用米産地でもございますので、十分協議をしながらこの問題については取り組んでいただきたいと思ひます。

政府が農地を集約する、先ほどの農地中間管理機構もですけども、集約して大規模農家を育てていくという政策であるようでございますけれども、それを否定するものではないですが、しかし一方で小規模農家、そういうものの切り捨てにつながる恐れも十分あると私は考えているところでございます。

日本のこの狭い国土の中で非効率と言われる生産体系でございますけれども、そういう方々がいてこそこの国というか、さつま町という土地が守られているという側面もありますので、施策

を進められるに当たっては、そういうところを十分考えていただきながら、進めていただきたい
と思います。

今回、米政策が新しく変わるということでございますので、行政がかかわる事務事業などが遅
滞することのないよう、各部署が連携を取り、農政の推進に努めていただくように申し上げまし
て、質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、7番、岩元涼一議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後1時25分

平成26年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

平成26年3月7日

平成26年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成26年3月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	湯下 吉郎 君
安全安心対策課長	湯下 吉郎 君	企 画 課 長	崎野 裕二 君
財 政 課 長	下市 真義 君	税 務 課 長	松尾 英行 君
環 境 課 長	貴島 晃人 君	福 祉 課 長	王子野 建男 君
介護保険課長	中村 慎一 君	健康増進課長	小椎八重 廣樹 君
農 政 課 長	平田 孝一 君	商工観光課長	赤崎 敬一郎 君
建 設 課 長	三浦 広幸 君	水 道 課 長	脇黒丸 猛 君
消 防 長	高木 卓朗 君	教委総務課長	上野 俊市 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 3 議案第 3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 4 議案第 5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 8号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 8 議案第 9号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について
- 第 9 議案第10号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第10 議案第11号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第11 議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第12 議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算
- 第13 議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第14 議案第15号 平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 議案第16号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第16 議案第17号 平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第17 議案第18号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第18 議案第19号 平成26年度さつま町水道事業会計予算
- 第19 議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	2	さつま町子ども・子育て会議条例の制定について
	3	さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
	5	さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
	6	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	7	さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
	8	さつま町手数料徴収条例の一部改正について
	9	さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について
	12	さつま町火災予防条例の一部改正について
	13	平成26年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳入
		1款 町税
		2款 地方譲与税
		3款 利子割交付金
		4款 配当割交付金
	5款 株式等譲渡所得割交付金	
	6款 地方消費税交付金	
	7款 ゴルフ場利用税交付金	
	8款 自動車取得税交付金	
	9款 地方特例交付金	
	10款 地方交付税	
	11款 交通安全対策特別交付金	
	12款 分担金及び負担金（関係分）	
	13款 使用料及び手数料（関係分）	
	14款 国庫支出金（関係分）	
	15款 県支出金（関係分）	
	16款 財産収入（関係分）	
	17款 寄附金	
	18款 繰入金（関係分）	
	19款 繰越金	
	20款 諸収入（関係分）	
	21款 町債	
	歳出	
	1款 議会費	
	2款 総務費（関係分）	
	3款 民生費	

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成26年第1回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第4号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第4号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由については、2月28日に説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。「議案第4号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第4号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、同じく2月28日提案がありました日程第2「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」から日程第19「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案18件について総括質疑を行います。なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第2「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」、日程第3「議案第3号 さつま町 新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」

○議長（舟倉 武則議員）

まず、日程第2「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」及び日程第

3 「議案第3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題とします。
提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案第2号及び議案第3号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号及び議案第3号については、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」、日程第5「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第7号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、日程第7「議案第8号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第8「議案第9号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」、日程第9「議案第10号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第10「議案第11号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」、日程第11「議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第4「議案第5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」から日程第11「議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案8件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案第5号から議案第12号までの議案8件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案8件については、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第12「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第12「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

3款2項児童福祉費の中の委託料、放課後児童健全育成業務、地域子育て支援拠点業務、それから子ども・子育て支援事業計画策定業務が予算計上されておりますが、この件につきましては、放課後のほうが3件、それから子育てが1件というようなふうに予算配分してありますが、これは全てにこの事業者が手上げ方式でされているものなのか。

それから2点目に、3款民生費2項児童福祉費の中の児童発達支援事業負担金補助及び交付金の中の児童福祉サービス利用者負担金と児童発達支援事業負担金について説明を求めたいと思います。これは、クオラバンピーノ、川内つくし園、それから霧島市のぽっぽくらぶのところに負担をするというような状況でしたが、現在のこういう障害者福祉のほうの支援状態はどうなのかをお聞きします。

もう1点は、4款衛生費……。

○議長（舟倉 武則議員）

川口議員。ページを言ってください。

○川口 憲男議員

ああ、ページ。すみません。

最初のが、86ページ民生費児童福祉費2目の児童福祉費です。

次が、88ページ民生費児童福祉費2目の児童福祉費の中の負担金補助及び交付金の条項です。

3点目が、96ページ衛生費保健衛生費6目の保健衛生施設費。宮之城保健センター、鶴田保健センターが、それぞれ保健センター管理費で統合された予算が出ておりますけれども、宮之城保健センターに関しましては、図書館運営とそれから保健センターが同時にされてます。商工観光課が向こうからこっちに移った関係で手広くなってると思うんですが、これから先のこの保健センターの管理をどういうふうに捉えられているのか、ここは町長になると思いますけど、その3点について、まずお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

私のほうからお答えするものについてはお答えをさせていただきますが、商工観光課が一時、前入った施設の解体をいたしたものですから、事務所がないということで、臨時的にこの屋地楽習館のほうに事務所を構えておりました。保健センターは隣接の場所で、特に向こうとの連携というのは今のところ直接的にはないんですけれども、いろんな連携は取った形ではできたと思っております。

ただ、屋地楽習館については、やはり図書の機能の施設でありますので、あるいは現在の状況を引き続き、図書機能としての施設として活用していきたいと思っております。

鶴田のほうは、もう当初から保健センターということで利用されておりますので、これも一時的に利用促進を図るために、何かこう、もっと有効活用できないかということで検討はいたしましたけれども、今のところはやはり現状のままでいきたいということでございます。

同じ施設が2つあるということで、この辺の活用の仕方については今後もどちらかに統一すべきではないかという御意見もあります。統廃合の問題とかあるかと思っておりますけれども、鶴田は鶴田なりに利用の仕方というのが今もありますので、これは今後の公共施設のあり方、そういう点から、総合的にまた検討はしていきたいと思っております。

○福祉課長（王子野建男君）

放課後児童クラブに関します御質問でございます。

御指摘のとおり、ただいまこの放課後児童クラブにございましては、町内3カ所の保育園等に委託をいたしまして実施をしているところでございます。

目的につきましては、御案内のとおり、保護者の皆さん方が労働等で、仕事等で昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対しまして、放課後、授業終了後に適切な遊び、そしてまた生活の場を与えながら、児童の健全育成を図るということを目的にしながら実施をしているところでございます。

今現在、先ほど3カ所と申し上げました。失礼いたしました。4カ所でございます。といいますのは、永野学童クラブが町が運営をしていることもございまして、これが町独自で実施している事業でございます。あと、残りがそれぞれの保育園のほうに委託をしながら実施をしているわけであります。

両者にありましては手上げ方式なのかという御質問でございますけれども、なかなかこの児童クラブにございましては、実施にあつては非常に各保育園、負担が大きいもの等もございまして、町のほうが県の助成をいただきながら助成をして、運営をしているというようなことでございます。

近年、子供さんをめぐる悲惨な事故、事件というものがある中で、こうした事業にあつては保護者の皆さん方も安心して子供を預けられるということで、非常に今現在、滞りなく事業のほうも推進がなされているところであります。

利用料にありましては、それぞれ保育園によって違いが若干ございますけれども、それぞれの保育園のほうに負担のあり方についてはお任せしているということでございます。

それから、クオラバンビーノにかかりますサービスのあり方、そしてまた負担金の状況がどうなのかという御質問でございます。

バンビーノにありましては、御存じのとおり、この平成24年度からだったですか、クオラのほうに委託をしながら、山崎のほうで事業を実施しているところでございます。近年、発達障害児といわれるお子さんが年々増えつつあるというような状況の中で、町のほうでも何とか取り組んでいきたいということで、今現在、事業のほうも推進されているところでございます。

このバンビーノが設置されたことによりまして、町内にこうした療育施設がなかったということで、遠くまで通所する必要もなくなったということで、交通のリスクというものが軽減をされたという効果もございまして、それから、町外の施設にございましては敷居が高い感じがあったというような保護者の御意見等もございました。町内施設であつて、この精神的な負担等も軽減がなされたということで、非常にこの対象の保護者の方にも喜ばれているところでございます。

そこで、バンビーノ、クオラさんのほうに負担金として年間450万円の負担をしてございます。当初は550万ほどだったですか、100万ほど多い負担をしていたわけでありまして。といいますのは、町内に、先ほど申し上げましたとおり、施設がなかったということもございまして、どうしてもこういう療育施設が欲しいということでそうした要請をしたわけでございますけれども、施設の問題、そしてまた、それにかかわる設備等々を考えますと、なかなか施設のほうでも、法人のほうでも取り組みが難しいということもございまして、町のほうからこうした助成交付金を補助しながら運営に当たっているというようなことでございます。

いまだにこの施設のほうでも赤字が続いております。まだあと二、三年はこうした形で助成が必要ではなかろうかなというふうに思っているところであります。

以上です。

○川口 憲男議員

町長、さきにお答えいただきましたんですが、さっき答弁の中に、公共施設のあり方の中で今後検討していかれるということでした。健康増進の国保のほうでも、特定健診とかいろんな健康診断のところがございますけれども、そういうところで有効に使われるような考え方を示してい

ただきたいと思っております。ぜひ、空きが多くちゅうことじゃなくして、頻繁に使われるちゅうような施設にいただければ、その有効活用が図れるんじゃないかと思っておりますので、今後、鋭意努力をしていただきたいと思います。

それから、今のそのクオラバンビーノの件ですけれども、今現在もまだ赤字が続いているということをお聞きしまして、仕事をしてもらう以上、大変なんだなということを感じたところでございますが、先般、鹿児島県の知事の話だったですか、その中でもありましたように、この発達障害児への障害者支援事業を各町1点はぜひつくっていくんだちゅうことをされたんですけど、さつま町についてはもう、いち早くこれができるんですけど。

課長、もう1点。このバンビーノのところが施設も手狭だと。そして、希望者が目白押しまで行きませんが、待機児童ちゅうのはおかしいんですけども、希望してらっしゃる児童がいらっしゃるということですが、そこあたりのところをどう捉えられているのかをお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほど課長のほうから答弁がありましたとおり、さつま町に、必要を迫られてどうしてもやっぱりそういう施設が必要だということで、民営のほうでやっていただいたわけでございます。それについては、今ありましたとおり、立ち上げてからまだ間もないし、収容していただく児童の方も少ないということで、運営費については大変御苦労もいただいております。

したがって、まだ収支が整わないという状況があるところでありますが、町としましては、もう必要を迫られた施設として支援もいたしておるところでございます。設備も既存の施設を改造されて、一部を増築になっておりますけれども、やはり狭いというのは実感として受けとめていらっしゃるようであります。

これを、さらに増設したいとかそういう気持ちもあられるんでしょうけど、まだスタートして間もないし、そしてまた大きくすると、やっぱりその辺の今後の需要というのをどの程度つかんでいくか、また人件費の問題とかも出てまいりますので、ここしばらくは今の現体制をしっかり運営をして軌道に乗せていく、このことの方があるようでございます。施設長の皆さん方とも毎年意見交換をする機会を設けておまして、いろんなお話も伺っておりますし、行政で支援できるところはしていきたいと思っております。

ただ、問題としては、特に、この前も一般質問の中で木下敬子議員のほうから出されましたとおり、送迎が大変ということなんですよね。例えば、御家庭から保育園のほうにお送りされて、そしてまた保育園からそういうバンビーノのほうに送らんにかんと。仕事を持つての方はやっぱり1日に何回も往復をせないかんと。帰りももちろんですけども。そういう助成の、向こうにお願いするための交通関係、通学、それに大変御苦労をされておるということで、お仕事をもちながら1日に何回も途中でこの送り迎えをせないかんとというのは非常に御苦労があるようでありますので、その辺のところは、町のほうでも何とかこの支援ができないかということは今、詰めをいたしているところでございます。

○福祉課長（王子野建男君）

クオラバンビーノの待機児がいるのではないのかなという、それに対する対策というようなことではございますが、23年度にございましては、バンビーノの利用者が24名でございます。25年度、ただいま30名ほどの利用があるわけではございますけれども、これによりましては、町が実施しております遊びの広場という事業がございまして、そちらのほうで保健師のほうでそうした発達障害と見られるようなお子さんに対して保護者へのこの勧誘といたしまししょうか、そうした形で入所を進めているということではございまして、今現在30名前後の利用者があるところでございます。

この待機児童ということでございますけれども、今現在バンビーノのほうにありましては、午前もしくは午後の療育ということで実施をしているわけでありまして、今現在30名ということでございますので、それを週5日間に振り分けながら療育をしてございまして、さほど待機者がいるという状況ではないということでございます。

以上です。

○川口 憲男議員

町長、課長、了解いたしました。

で、ちょっと私、3問言ったつもりやったんですけど、言いなおしをしましたので、最後の1問を。

94ページ衛生費の中の保健衛生費、口腔衛生対策事業費が計上されております。時期的にはちょっとうすら覚えなんですけど、さつま町に合併してからだったと思いますけれど、同じようなこのフッ素対策で、各学校の理解を求められて実施するような提案というのがあったような、うすら覚えがあります。そのときは、たしか、それに同意されるような学校が少なかったのじゃなかったかなと聞いております。

今回この衛生推進事業を推進する中で、各学校の対応策と申しますか、万全に取られて、そこまで理解されてこういう予算計上をされたのかお聞きします。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

今回、新規事業として計上いたしました「さつまっ子歯と口腔の健口推進事業」であります。これは、町内全小学校におけるフッ化物洗口を普及しようとするものであります。今議員のほうからありましたように、さつま町、それから旧宮之城町、口腔保健については、強力に進めてきた経緯があります。平成に入ってからですけれども、平成元年から、乳幼児健診時にフッ化物塗布、それから保育園と1つの幼稚園にフッ化物洗口を導入して、現在に至っております。保育園、幼稚園は毎日法です。月曜日から土曜日まで。それから、学校におきましては、柏原小が平成2年4月から、山崎小が平成3年9月から、佐志小が平成5年7月から、泊野小が平成10年1月から実施しておりましたが、現在では柏原小と佐志小の2校のみの実施となっております。

ただ、このフッ化物洗口の効果、有効性はデータでも如実に出ておりまして、これをさらに今回しようとするわけですが、このフッ化物応援につきましても、県の歯科口腔保健計画、それから町の総合振興計画「健康さつま21」、それから厚労省のガイドラインに基づいたそういう計画によってやるわけですが、隣の川内市もまた一大プロジェクトとしてやっております。ということで、本町としては県内でも先駆者の位置にあった部分と、データ、効果が出ているということで、改めてしようとするものであります。

今までに至りまして、一番の御理解と御協力をいただくのは学校現場と保護者であります。これまでに郡歯科医師会、薬剤師会、それから教育委員会とも数回の打ち合わせ、協議、資料作成等々をしながら、これまでに校長会への時間をお借りしましての説明会、それから、昨夜は町のPTA連絡協議会における会長さんへの説明会等を行いました。また、教育委員会でもそれぞれまた学校現場のほうにはおろしていただいている実態であります。

今後、先ほど申し上げました、学校現場と保護者が一番の御理解をいただかなければなりませんので、4月以降、学校の実態、実情を配慮しながら、校長先生とも教育委員会とも連携を取りながら、学校説明会、学校の現場の先生方、保護者への説明会を順次開催させていただき、最終的には保護者の同意をいただきながら事業を推進していきたいということで計画をいたしております。

過去にやっておりましたが、そういうふうにして現在2校ということでなっておりますので、

今回この事業の進め方如何によって今回成功しなければ、なかなか次には難しいという状態もあり得ますので、慎重を期して進めているところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

所管が違いますので1点だけお聞きしますが、42ページ総務管理費の中の職員研修費640万1,000円、予算計上26年度してございますが、それぞれ謝金、普通旅費、研修負担金ということで明細が出ておりますけれども、この職員の教育を徹底するんだという話はたびたび聞いておりますけれども、26年度は具体的に、この640万1,000円の予算の中でどういうことを計画されていらっしゃるものかお聞きいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

今年度の場合は、特に町長が職員研修を拡充しようということでございまして、この経費の中に、職員が自ら手上げ方式で先進地あるいは先進の事務事業等について研修をしようということでございます。グループに対する助成、そしてまた個人に対する助成の経費ということで、100万円を見込んでおります。

それからまた、職員においては、総体的に研修する必要というのは、今、法令順守のコンプライアンスの研修、それから行政対象暴力の研修、そしてまたメンタルヘルスの研修というのを具体的に検討しているところでございます。

○新改 幸一議員

ただいま説明にもありましたが、このグループ助成、30万かける2団体としてあるんですけれども、このグループ助成2団体、どういう2団体となるんですか。そのあたりちょっと教えてください。

○総務課長（湯下 吉郎君）

2人以上を団体と見なしながら、統一的なその目標に向かって研修する団体ということで、個人は1人ですけれども、2名以上を組織して行う場合を団体と捉えながら予算措置をしたというところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○東 哲雄議員

57ページの2款1項17目公民館の無線放送施設の整備でございますけれども、これにつきましては、合併を機に設置をされているパターンが多いわけでございますけれども、ただ、最近、合併もなかなか進まないということで、通常この補助で設置をされている集落も多々あるようでございます。

そういう中で、町内にはもう10戸から15戸程度の小規模の公民会、こういうのがあるわけでございますけれども、そういうところも合併が進めばそういった無線等の設置も可能になるわけでございますけれども、現状ではなかなか厳しいということが言えると思っております。

そういう中で、さきの25年度の補正でも、この公民会合併に伴う交付金等もあったわけでございますけれども、今後、その質問の中でこの合併等をどのように進めていくかということでございましたけれども、相互の集落の話し合いをしてほしいという、それがこれまで一貫した答弁であったわけでございますが、こうした小規模の集落の方々をやっぱり何とかしていかなければ、そういう無線等の設置もできないということになってきます。自前でできればいいわけですが、それもなかなか叶わないという状況にあると思えます。

そういうことで、合併をしてもう10年を迎えるわけでございますけれども、今後におきまして、こうした小さな集落について、これまで一貫して言われてきたこの話し合いも当然ですが、やはり行政としても合併または隣接の集落に編入という形でも何とかできるように関与をしていく必要がもう迫ってきているんじゃないかなという、そういう思いを持っているわけでございますけれども、その辺について町長の考えをお聞きしておきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

公民会の合併につきましては、宮之城の時代からいわゆる条例をつくって、とにかく適切、いろいろ運営が円滑にいくような規模というのが必要ではないかということで、いろいろ促進してきた経緯がございます。合併をしてからも引き続きこういった公民会の、自治公民会ですので自主的な話し合い活動というのが基本にはなりますけれども、そういうところについては、行政のほうからこの一緒に話し合いを進めて、そういう方向に取り組んでもらうということで、いろんな助成金も創設をしてきたわけでありまして。

そしてまた、設備の関係についてもできるだけ簡易になるようにちゅうことで、有線から無線のほうに切りかえをしたり、それに対するまた助成をしたり、いろんな取り組みをしてきております。

したがって、もう160近い公民会が今では130、昨夜も話し合いがあつて、また虎居の西手東と西手西が一緒になっておりますけれども、とにかくやっぱり小規模の集落にとっては本当に高齢化も進む、そしてまた、その運営そのものにもいろんなところでひずみが来ておるといような状況が出てきておるようでありまして、議員がおっしゃるとおり、やはり適正規模の中で運営をしていただく、自主的な活動をしていただく、このことがやっぱり理想ではないかと思っております。

集落によって、相当この小規模でも離れた地域があつて、隣のところでもなかなか距離的に難しいところも確かにありますし、場合によっては、隣接に適当な規模の公民会もあるというところもあると思っておりますので、この辺については、地域の皆さん方ととにかくやっぱり話し合い活動が基本になりますので、いろんな財産の問題とか、いろんないきさつが過去あつたりして、なかなか難しいところもありますけれども、そこはもう時代がどんどん変わっておるわけでありまして、将来のより活力のある自治運営のためには、そういう方向で話し合いをしていただければ。行政のほうは積極的に中に入っているような運営のあり方、そしてまた予算のつくり方とか、いろんなところで一緒に話し合いができるかと思っておりますので、その辺はまた今後一緒になって進めていきたいと思っております。

小規模の公民会というのは、これからがますます厳しい状況に、いわゆる共助の社会、これが言われておりますし、協働の社会、そういう意味合いからも、やはりある程度の規模で運用していただくことが今後の村づくり、地域づくりにはつながっていくんじゃないかと思っておりますので、行政としてもその辺は十分支援はしていきたいと思っております。

○東 哲雄議員

今の話をお聞きいたしました。高齡化が進んで集落の機能が存続できないという、そういう状況にもう現にきているというふうに思っております。この件につきましては、また機会を見て、議論させていただきたいと思っております。

○米丸 文武議員

154ページから5ページ、9款1項消防費の非常備消防施設費についてと、それから常備消防施設費というこの中で5つほどお聞きしたいと思うんですが、この中で消防車庫の新築工事費等ということで1,845万7,000円計上されております。これは、消防車庫のどこを新築さ

れる予定なのか。

それから次に、防火水槽及び消火栓の整備工事費ということで3,200万ほど上がっております。今これを計画されている場所と、今後のこれをまだしなければならぬ状況の見込みとか、これからの計画も含めて答弁をいただきたいと思います。

それから、5番目の消防ポンプ自動車更新、これは、それぞれの消防車がたくさんあるわけですが、17台ですかね。そういうような中で、これが計画的に更新をされていくのかどうか、今回はどこの部分を計画されておるのか。

次に、常備消防施設費でございますが、消防の救命無線デジタル化整備ということで1億9,500万計上されております。どのような形でこれを整備をしていかれる予定なのか、機能的にはどういうふうなことを考えておられるのか。

それから、もう一つが、高規格の救急自動車及び高度救命処置用資機材更新ということで3,300万あっておりますけれども、どのような内容のものを更新して整備されようとしているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○消防長（高木 卓朗君）

ただ今御質問のございました、まず1点目の消防車庫建設に関してですが、建設する場所につきましては、佐志分団の消防車庫を建設計画を目指しております。また、この中には土地の購入費も含まれております。

2点目の防火水槽設置場所、これは各年おきに4期ずつ国の補助を受けまして建設しておりますが、今回建設する場所につきましては、山崎地区、船木地区、中津川地区、虎居地区、この4カ所でございます。

それと、消防ポンプ自動車の非常備のほうですけれども、消防ポンプ自動車の更新でございますが、これは、川原分団の水槽付消防ポンプ自動車、1.5トンの水槽付でございます。これの更新を計上いたしております。

また、このポンプ車の更新等につきましては、車につきましては20年以上経過して老朽化したもの、これを年次計画的に更新している状況でございます。

それから、消防救急無線のデジタル化整備につきましては、現在使用しております消防本部の消防救急無線アナログでございますが、これが電波法の改正によりまして平成28年5月31日までが使用期限となっております。これに向けまして、年次計画的にこれまで電波の伝搬調査あるいは基本設計、25年度につきましては実施設計をしてきております。で、26年度に整備すると、車両並びに消防本部通信司令施設の無線関係施設一式更新するという状況でございます。そしてまた、27年度はアナログとデジタル化を共有した試験運用、28年度にアナログ施設の撤去というような計画で進めております。

それと、高規格救急自動車並びに高度救命処置用資機材の更新でございますが、これにつきましては、現在、救急車が予備車を含めまして3台おりますけれども、平成11年度に購入いたしました高規格救急自動車、これを更新しようとするもので、高度救命処置用資機材につきましては、自動体外式除細動器あるいは気管挿管等の用具、そしてまた心電計、心電図伝送装置、こういったものを高度救命処置用資機材とっております。これを備えた車両が高規格救急自動車ということで、これを今回更新しようとするものでございます。

以上です。

○米丸 文武議員

消防車庫等の新築については、昨年度でしたか、船木地区の車庫等も建築されてきており、定期的にされておるんですが、年次的にこうして車庫の新築、更新という形で取り組んできておら

れるんですが、相当な、ここで23分団あるわけでございますけれども、これを年次的にやっていくような計画なのか、それとも手狭になったとか、建物が古くなったとかというようなことでの更新をしていくような計画なのか。それについては、今回は佐志分団の車庫の新築ということでございますが、そのような計画については総体的にどのように思っておられるのか、その点についてお伺いしたいと思うんですが。

○消防長（高木 卓朗君）

消防車庫の建設についてですけれども、消防車庫につきましては、築30年以上経過したもので老朽化の激しいものということで計画いたしております。この車庫につきましては、佐志分団につきましては平成27年度にする予定でございましたけれども、日本特殊陶業さんのほうから車庫のほうに寄附をしたいということで受けまして、1年前倒しまして平成26年にするということでございます。

さきほど申しました、車庫につきましては30年経過したものの、老朽化したもの、車につきましては20年以上経過したものというようなことで、年次計画的に進めているところでございます。

○米丸 文武議員

高規格の救急自動車のことでございますが、本当にこの町内でも毎日この救急車の出動をしていない日はないぐらいの頻繁な出動をされておりますが、これらにつきまして、いろんな高度の救命措置の機材等も更新したりしなきゃいかんというようなことでございますが、今のこういう措置をした救急車自体というのは、3台の中の全部に整備をされているのか、どうなんでしょうか。

○消防長（高木 卓朗君）

さきほど申しました、予備車を含めまして、高規格救急自動車3台保有しておりますけれども、3台とも高規格適用、あるいは高度な救命処置ができる資機材を装備いたしております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○木下 賢治議員

所管外のことにつきまして二、三お尋ねしたいと思っておりますけれども、まず、49ページの2款1項7目の周辺地域対策活性化事業費についてなんですけれども、このことについては以前、町長のほうにも提言もした経緯がございますけれども、正直言いまして、取り組むという話を聞いたときに大変ありがたく、期待をしておりました。説明を受けた中で、それぞれの地域ごとにポイント制でその頻度を図るなどして大変苦慮された分も伺えるわけですけれども、今回新規事業として示されたその住宅の新築、リフォーム事業に対する助成対応ということなんですが、従来ありました住宅のリフォーム支援事業とかぶる面もあるわけですけれども、中身についてはもちろん違う部分もあるわけですが、そういう面で、町長、この前、課長のほうには尋ねたわけですけれども、その周辺地域の活性化という大きな冠がある中で、住宅のリフォームだけで周辺地域の活性化というものが図られるとは私も思っていないわけですけれども、そのほかの部分に進行していくような考えというものが町長自身あられるものか。もし、あられるとしたら、どのようなものを想定されていらっしゃるものか聞かせていただきたいと思います。

それと、4款の1項健康増進係のほうで、新規事業で鹿大のワークキャンプを予定されているわけですけれども、そのことについて説明をいただきたいんですが、このような対応をほかの行政、市町村でとられたところが実際あるものか、それとあわせて、大変問題になっております本町の場合の地域医療の課題の解決の展望といえますか、今年度新しく展望されるような事例で

もあればお知らせしていただきたいと思います。

それと、もう1点、47ページの2款1項の企画費の中の、これも以前、町長に先般提言をしたわけですが、町の高等学校の振興対策についてなんですけれども、答弁の中では、町長も前向きな答弁をいただいたわけなんですけれども、予算的に見えないもんですから、状況として本当に、現在の募集等を鑑みて危機的な状況というのはもう御承知のとおりだと思うんですけども、これについての予算だけの支援ということもないわけですが、予算を使わなくても支援はもちろんあるわけなんですけれども、予算編成の上でその辺の検討がなされたものか、またそういう今後の進む方向性というものをどのように捉えていらっしゃるものかお願いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今回、新しく周辺地域等の活性化事業に取り組むということで御提案申し上げているところでございます。とにかく、これだけ人口がやっぱり減っていく状況の中で、何とか歯止めが利かないかという手だてを考える必要があるというようなことでございます。特に、人口減の中で、中心地以外の周辺部の減が著しいという状態がありますので、やはり周辺部の活性化というのが必要なというのを中心に考えたところでございます。特にここだけということじゃなくて、やはり町全体の中でやっぱり基本的には進めていく必要があるんじゃないかということで、そこには若干の差は設けたところでございますが、今回新たに御提案申し上げているところでございます。

これは、とにかく人が移動がしやすい状況をつくるということが一番大事ななと思っておりますので、これ、住宅の関係について中心に考えてきたところでございます。やはり、人が定住をしていくためには家が必要でありますので、その家をつくるためにはなら周辺部には手厚く、それでまたその準、また中ほどのところはその次の段階、そして中心部にはまたそれなりの対策をとというようなことで、それぞれ段階的な対応策を考えてきたところでございます。

いろんなことが考えられるわけなんですけれども、部内でもいろんな角度から検討した中で、今回はこういう形でこの提案をさしていただいたところでございます。これが一つのきっかけとなって、そういう周辺部とか、あるいはこの町全体に波及効果というのが出てくれば、少なくともやっぱりこの人口の減に少なからず歯止めが利けばありがたいなという気持ちでしたわけでございます。

もちろんこれ以外でも、いわゆる周辺部の活性化のためにはいろんな手立てがあるかと思っております。それについては考えてはいろいろありますけれども、これはまた財政的なことも伴いますし、段階的にこういう状況をやってみて、まだ不足な点があるなというところはまた補足をし補完をしながら、さらに促進をしていくことも大事かと思っておりますが、当座この予算的な関係もありますので、当初は2,000万ほどお願いをした中でこれを進めていきたいと思っております。

それから、鹿大のワークキャンプのことであります。

昨年、いわゆるこのシンポジウムを行ったときに、地域医療を守るシンポジウムであります、鹿大の先生方をお招きして、そういう意見交換の中で、南日本新聞の坂田常務のほうからも「さつま町はグリーン・ツーリズムでいろんな活動を盛んにされておりますが、そういう結びつきを何か考えたらどうですか」ということの良い御提案をいただきましたので、まあ、それはいいことだなと。グリーン・ツーリズムの皆さん方も一生懸命この活動をされておりますが、そういう提携の中で、先生方の、これからお医者さんになる鹿大のそういった生徒の皆さん方がそういうキャンプをしながら、このさつま町とのつながりというのができていけば、この郡医師会とのまた関係もある面においてはつながっていくのかなと思って、今回実施をすることにいたしましたところでございます。

これまで、ほかのところでやっておったところがあったようですが、そこがもう終わったということでありましたので、グッドタイミング的に鹿大のほうに担当課のほうに行ってもらいまして、いろいろ話をしましたところ、具体的にそれがもう実現をするということになりましたので、本年度からそういうワークキャンプを鹿児島大学のこういったいろんな分野の先生方に来ていただいて、先生になる方々、まあ、学生ですけども来ていただいて、さつま町とのつながりをつくっていきたくて。こういうことで、さつま町はいいところだと、ここで働いてみたいということにつながれば、本当ありがたいなと思っているところでございます。

それから、中央高校の問題であります、これは本当、つい先日、応募状況が新聞で発表になりました。あれを見まして、本当もう愕然といたしました。あれだけ私も非常に危機的な状況だというようなことで、昨年の高校対策振興協議会の中でも私のほうからいろんな委員の皆さん方に呼びかけをして、このままでは本当こう大変な状況が来ますよと。それで、本当にお互いに地元にある高校としてしっかりと考えて対応していかんといかんですよねということで、それぞれ中学校の校長先生とか、あるいは、もちろんいろんな関係機関の皆さん方もいらっしゃったので広く呼びかけをしながら、一緒になって取り組んでいきたいと思いますということでお願いをいたしました。

高等学校とされても、中学校のところにもいろんな呼びかけをしながら、いろんなPRも一生懸命されてきていたようでございますし、まあ私といたしましても、全公民館座談会をする中で、この問題については現状はこうですよと、何とかここ地元の高校を育成するために、支援をするために、お子さんのいらっしゃる方は考えてみてくださいということも強く訴えてまいりました。それで、また広報誌でも訴えた機会もありましたけれども。

ただ、背景にこれだけやっぱり児童数、生徒数が減っていけば、今年の場合、特に数が少なかったのかなと思っております。県内の高校の募集状況を見たときに、例えば、普通高校であれば、薩摩川内市の川内高校も定員割れをしておりました。かねては相当こっちから流れていく傾向がありましたけれども、本当、背景には確かに生徒数の減というのがあるかと思いますが、一つはまた、私立高校の勧誘というのがものすごくやっぱり強いと、そういうこともあります。スポーツにしろ、あるいは専門的な勉強をしたい、あるいは進学を高めたい、そういうことで、本当に公私ともに競争の世界であります。数少ないこの生徒数をいかに確保していくかということがそういう中でありますので、やはり特徴のある学校の教育ということを学校自体もやっぱり頑張ってもらわないと、大学の受験率あるいは合格率とか、就職のそういう100%を目指すとか、あるいはいろんな国公立の合格率を高めるとか、やっぱりそれなりの努力をお互いにしていかないと、なかなか難しい面もあるかなと思っております。

町としましても、公立高校の高等学校であります、義務教育ではないですので、どこまで支援できるかということも検討はしてきておりますが、ことしの状況を見て、41名ぐらい普通高校であれば2クラス維持できるかなと思ったところが、28名ですかね。100名の中に28名しかいなかったということは、あれを見て本当愕然といたしましたわけではありますが。

これから、いくらいろんな行政のほうで支援をしても、どこまで出来るか、本当、もう難しいところに来ているのかなと思っております。串木野高もああいう形でいろんな手立てを市役所もしました。やっぱりそれでも、若干は増えてますけど、全体はあんまり変わらない状況ですよね。それで、子供たちがもうこれだけ減っていけば、これを何とかこう増やす努力、いつも言ってる少子化対策を本当やっていかないと、これからの社会というのは、もういろんなところにひずみが出てくるというふうに考えております。

手をこまねいているということではなくて、一生懸命、町としても財政的な面でもかかわります

けれども、何とか支援をしていきたいなと思っっているいろんなことも考えておりますけれども、ただ、その辺の効果がどれだけ出てくるのかなというのが、費用対効果の問題もちらっと頭に浮かんだりして、難しいところが非常にあります。

とにかく、関係機関一緒になって、この問題は真剣にこれからも取り組んでいく必要があると思うところでもあります。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

議員の質問の中に地域医療の現状という部分もあったかと思いますが、町としましては郡医師会、そして郡医師会が設立しております郡医師会病院の財政的支援というのはやっております。在宅当番医制度と、以前からありました共同利用型病院運営事業に加えました地域医療の確保のためと医師確保のための救急医療負担軽減改善事業補助、それから救急医療医師確保支援事業補助を行っております。そしてまた、先ほど町長からありました地域医療シンポジウム等も330名の出会をいただきましたが、それらがつながりとなって、その鹿大のトレーニングキャンプもつながることになったと。

このキャンプは、対象的には地域医療に興味のある医学科学生、保健学科学生、歯科学科学生20名程度を受け入れて行くと。そして、本町のグリーン・ツーリズムのプログラムの中に入れてやっていきたいと思っておりますし、そういう地域医療に関心のある学生の方々と交流することで、将来の本町の医師確保に少しでもつながればというふうに考えております。

それから、こういうことをやる中で、現在の地域医療の関係であります、郡医師会病院の共同利用型病院運営事業、これは、常勤が少なくて非常勤が多いということで赤字が相当出ておりましたが、先ほど申し上げました事業等をやることで、25年度は赤字が解消されるというふうに伺っております。

それから、医師についても、マックス13名いらっしやったのが5名、昨年度は4名になろうかとしておりましたが、そういう事業等を用いて5名を維持できておりますし、新年度、26年におきましては、赤字は解消できた、それからそういう財政的支援によって、非常勤の先生を常勤に上げようという考え方も出てきております。

それから、町における、いわゆる救急医療、それから救急関係の利用の関係ですが、病院のほうからも、また消防署のほうからも、いわゆるコンビニ受診的な、若干モラルに欠ける利用、受診というのが減ったように感じるという言葉も聞いております。ですので、少しずつではありますが、財政的支援による効果というのは表れてきているというふうに感じております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

もう1点。直接予算には関係ないんですが、この安心安全対策の関係でお聞きいたしますけれども、先般、私の家にも来たんですが、1人500円で交通災害保険ですか、あの葉書がきて、大変ありがたいということで私も加入しましたけれども、特に近頃この交通事故の関係、それからニュースなんかでも年寄りがよく交通事故で死亡されたり出ているようでございますけれども、ああいう低保険金で、ある程度の保険が支払われるということでございますので大変ありがたいと思っっているんですが、我が町でああいう交通災害保険の関係で、世帯数かける、あの葉書の中にはそれぞれの家族の名前も出ておるようでございますけれども、世帯数でどれぐらいあれに加入されていらっしやるのか、できれば人数等がわかっれば教えていただきたいと思っいます。

○安全安心対策課長（湯下 吉郎君）

これは、町村会のほうで運営をしておりますが、加入率がだんだんもう、前は公民会長さんに

依頼をして徴収等のお願いをしておりましたけれども、金銭等の関係で、現在では直接送付をして、金融機関等に直接納付をいただいております。

24年度の実績では、加入率は35.5%でございますので、町としては約7,000人ぐらいの人数ということになります。

そしてまた、受給については申請件数が約30件程度ということで、年間300万から400万円の請求があり、交付が決定をされているというような現状でございます。

それから、先ほど新改幸一議員が言われましたグループ研修の定義を2名以上と申しましたけれども、3名以上ということで、従来は5名以上の定義をしていたんですが、それを緩和して3名以上ということで修正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

済いません。直近の、今の平成26年度の現状でございます。7,730人というようなことが出ておまして、昨日現在の25年度の申請が27件、そして交付金額が261万5,000円ということでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第13「議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第14「議案第15号 平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第15「議案第16号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第16「議案第17号 平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第17「議案第18号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第18「議案第19号 平成26年度さつま町水道事業会計予算」、日程第19「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第13「議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第19「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上議案7件を一括して議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題の議案7件は、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から3月13日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月27日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前10時36分

平成26年第1回さつま町議会定例会

第 4 日

平成26年3月27日

平成26年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成26年3月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩原 康正 君	局長補佐兼議事係長	中間 博巳 君
議事係 主任	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	湯下 吉郎 君
企 画 課 長	崎野 裕二 君	財 政 課 長	下市 真義 君
税 務 課 長	松尾 英行 君	環 境 課 長	貴島 晃人 君
福 祉 課 長	王子野 建男 君	介 護 保 険 課 長	中村 慎一 君
健康増進課長	小椎八重 廣樹 君	農 政 課 長	平田 孝一 君
担い手育成支援室長	高橋 哲郎 君	建 設 課 長	三浦 広幸 君
水 道 課 長	脇黒丸 猛 君	消 防 長	高木 卓朗 君
教委総務課長	上野 俊市 君	学校給食センター所長	栗野 明男 君
薩摩支所長	今東 純夫 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 2 号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 2 議案第 3 号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 3 議案第 5 号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 7 号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 8 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9 号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について
- 第 8 議案第 10 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 9 議案第 11 号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 10 議案第 12 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 11 議案第 13 号 平成 26 年度さつま町一般会計予算
- 第 12 議案第 14 号 平成 26 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 13 議案第 15 号 平成 26 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 14 議案第 16 号 平成 26 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 15 議案第 17 号 平成 26 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 16 議案第 18 号 平成 26 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 17 議案第 19 号 平成 26 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 18 議案第 20 号 平成 26 年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第 19 議案第 25 号 平成 25 年度さつま町一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 20 議案第 26 号 平成 25 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 21 議案第 27 号 平成 25 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 22 議案第 28 号 平成 25 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 23 議案第 29 号 平成 25 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 24 議案第 30 号 平成 25 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 25 議案第 31 号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第 26 陳情第 2 号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書
- 第 27 発委第 1 号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）の提出について
- 第 28 報告第 1 号 平成 26 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 29 議員派遣の件
- 第 30 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成26年第1回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」、日程第2「議案第3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」、日程第3「議案第5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」、日程第4「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第7号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第8号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第7「議案第9号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」、日程第8「議案第10号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第9「議案第11号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」、日程第10「議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第11「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」、日程第12「議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第13「議案第15号 平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第14「議案第16号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第15「議案第17号 平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第16「議案第18号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第17「議案第19号 平成26年度さつま町水道事業会計予算」、日程第18「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」から、日程第18「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案18件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

[新改 秀作議員登壇]

○総務厚生常任委員長（新改 秀作議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」、「議案第3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」、「議案第5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」、「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第7号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、「議案第8号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第9号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」、「議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第15号 平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第16号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、「議案第17号 平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、「議案第18号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」以上、議案14件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、同法第77条第1項に基づき、さつま町子ども・子育て会議を設置することについて必要な事項を条例で定めるものであります。

子ども・子育て会議は、全国的に少子化が進行していることを踏まえ、町内における結婚、出産に関する課題、子育てに関するさまざまな要望等を把握しながら、子育て支援策とあわせた子供の健全育成のための指針をつくり上げていくことを目的とするものです。

次に、「議案第3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」であります。

今回の条例制定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を行った場合に、市町村において対策本部の設置が義務づけられたことから、さつま町新型インフルエンザ等対策本部に関する必要な事項について定めるものであります。

次に、「議案第5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正が平成26年4月1日から施行されることに伴い、本条例の題名改正とあわせて、第1条に定めた「障害者程度区分審査会」を「障害者支援区分審査会」へ名称変更するために改正をするものであります。

次に、「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、議案第2号で提案されている、さつま町子ども・子育て会議条例に基づく委員の新設及び議案第5号で提案されている、さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正における審査会の名称変更に伴い、本条例の一部もあわせて改正するものであります。

次に、「議案第7号 さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の

種類及び基準に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、さつま町職員の給与に関する条例及びさつま町技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の条文で規定する持ち家に係る住居手当を廃止しようとするものであります。

現在、職員が世帯主として住居を新築または購入した際、購入日から起算して5年間、月額2,500円の住居手当を支給しているが、これを平成26年3月末日をもって廃止しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げによる地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成26年4月1日から施行され、危険物の製造所等の設置許可申請等に係る審査手数料等の標準額が見直されることに伴い、当該標準額に準じた改正を行おうとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町一般廃棄物処理場条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、さつま町一般廃棄物処理場施設の使用手数料について適正な額に改めようとするものであります。さつま町環境センターの使用手数料は、し尿処理手数料の一般分、1リットル当たり1円を引き上げ、浄化槽の汚泥投入業者分では1,800リットルにつき「315円」を「330円」とするものであります。さつま町クリーンセンター及び最終処分場使用料手数料については、家庭系のごみと事業系のごみに分け、事業系のごみを100キログラム当たり「300円」から「600円」に改定するものです。

また、条文中の単位表記については、「ローマ字書き」から「カタカナ書き」に変更するものであります。

なお、本条例は周知期間を3カ月設けたあと、平成26年7月1日から施行するものであります。

質疑の中で、本町と近隣自治体の使用手数料を比較した場合、どのような状況なのかただしましたところ、し尿処理手数料については、薩摩川内市が1リットル当たり8円16銭に対して、本町は7円である。事業系のごみ処理手数料が100キログラム当たり薩摩川内市では600円であるが、本町は現在、事業系ごみ・家庭系ごみともに300円である。これを平成26年7月1日から本町の事業系ごみについて、薩摩川内市と同額となる600円へ手数料の改定を行うとのことであります。

次に、「議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、消防法施行令及び建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例中の引用法令条項にずれが生じたため、条項のずれ部分について条文整理を行おうとするものであります。

次に、「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費周辺地域等活性化対策事業費については、周辺地域等移住定住促進補助金として1,600万円を計上しております。

これは、平成26年度から3年間の時限措置による補助金の制度であります。補助金の目的は、町外からさつま町への移住及び町内における地域間のバランスある定住促進を図ろうとするもので、住宅を建設または購入しようとする者に対し、建設した地域の区分に応じて一定の助成を行おうとするものであります。空き家などを利用して町外から転入する場合には、住宅リフォーム補助金を支給し、また、若年層の移住定住を推進するために子供の人数によって助成を行う子育て加算や一定規模以上の地元産材を活用した場合には地元産材加算を実施するものであります。

質疑の中で、周辺地域等活性化対策事業における地域区分については、どのような基準で設定しているのかただしましたところ、これまで町では公民館単位で自治コミュニティの活性化事業等をお願いしているため、今回の周辺地域等活性化対策事業についても、公民館を主体とした地域区分を選定したとのことであります。

次に、4款1項保健衛生費、口腔衛生推進事業費について、町内の全小学校におけるフッ化物洗口の普及を図るための新規事業、さつまっ子歯と口腔の健口推進事業について、317万2,000円の予算を計上するものであります。

質疑の中で、過去の決算特別委員会の審査の中では、小学校におけるフッ化物洗口について、学校側の協力が得られにくいとの報告があった。今回、実施する事業については、学校側から協力は得られるのかただしましたところ、現在、町内でフッ化物洗口を実施している小学校は、佐志小学校、柏原小学校の2校である。

また、既に町内全ての保育園及び幼稚園1園では、フッ化物洗口の毎日法に取り組んでいる状況である。旧宮之城町では、県下で初めて歯科衛生士を職員として採用し口腔保健について力を入れてきた歴史があり、これまでに複数の小学校でフッ化物洗口をやってきたが、その後は諸問題のために事業の継続はできていない状況となっていた。今回は学校等と緊密に連携を図りながら、さつまっ子歯と口腔の健口推進事業として新たに組み、幼児・学童期の健康な歯の維持を図り、生涯にわたる健康づくりにつなげていきたいとの説明であります。

次に、9款1項消防費常備消防施設費については、消防・救急無線デジタル化の整備について1億9,514万5,000円、高規格救急自動車及び高度救急救命処置用資機材の更新に3,300万円を計上するものであります。消防・救急無線デジタル化については、現在使用しているアナログ無線の使用期限が平成28年5月31日までとなっているため、消防本部では年次計画的にデジタル化への環境整備を実施してきている。平成26年度では、デジタル化工事に伴う工事費用のほか、施工管理業務委託料を計上するもので、財源については緊急防災減災事業債を予定しているとのことであります。

また、購入後14年が経過した高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材については老朽化が激しいため、国庫補助金の緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して更新をするとのことであります。

次に、「議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出におきましては、保険給付費、後期高齢者支援金等その他を計上し、歳入におきましては、国民健康保険税、国庫支出金のほか、国民健康保険基金から1億2,000万円の繰入金その他を計上して、予算総額を33億3,181万1,000円にしようとするものであります。

国民健康保険基金の取り崩し後、平成26年度末の基金残高は180万円程度となる大変厳しい財政状況であるため、平成26年度は国民健康保険税の税率見直し等も含めた抜本的な検討を行う必要があるとのことであります。

次は、「議案第15号 平成26年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等その他を計上し、歳入におきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金その他を計上して、予算総額を3億4,082万円にしようとするものであります。

次は、「議案第16号 平成26年度さつま町介護保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出におきましては、保険給付費、地域支援事業費等その他を計上し、歳入におきましては、介護保険料、国庫支出金のほか、一般会計から繰入金その他を計上して、予算総額を32億1,689万3,000円にしようとするものであります。前年度当初予算と比較すると、2億1,333万5,000円、7.1%の増額での計上となります。

給付費用は平準化されてきていますが、介護度合いが重度化しているため、居宅サービスの増加、施設サービスが増加しており、消費税増税による報酬改定分を含めて本年度も相当の伸びが予想されるとのことであります。

次は、「議案第17号 平成26年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」についてであります。

歳出におきましては、地域包括支援センターに係る総務費を計上し、歳入におきましては、サービス収入のほか、一般会計からの繰入金その他を計上して、予算総額を2,058万5,000円にしようとするものであります。

次は、「議案第18号 平成26年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

歳出におきましては、施設管理費等その他を計上し、歳入におきましては、使用料のほか、一般会計から繰入金その他を計上して、予算総額4,357万5,000円にしようとするものであります。

農業集落排水事業については、平成8年度から一部供用を開始、平成10年度から本格的に供用を開始しており、平成25年3月末現在の供用率は86.4%であります。

このほか次の2点について、特に町長の見解を求めたところであります。

まず、1点目にクリーンセンターの使用手数料についてであります。クリーンセンターの使用手数料については平成26年7月1日から事業系のごみの持ち込みは値上げとなるが、事業系の中にはごみ収集業者のほかに、一般の町民である小売店舗の事業主も含まれている。今後、増税等で町民の負担が増える中、使用手数料を急激に値上げするのではなく、段階的に細かく設定していく考えはないかとただしましたところ、これまで町政座談会等で資源ごみの分別、ごみの減量化への取り組みを訴えてきているが、中でもごみ焼却施設の長寿命化は重要な問題である。施設を長く安全に維持管理していくためには、炉の改修などの多額の経費が必要となるため、クリーンセンターの直接持ち込みの内、六、七割程度を占める事業系の方々に対して、より多く負担をしていただこうとするものである。

また、段階的な使用手数料の設定については、本町はこれまで見直しをせず安価な手数料のまま、ごみ処理をしてきた。今後は施設管理と受益者負担の関係も踏まえた上で段階的な設定をするのではなく、近隣と同じ金額で改定するものである。

また、施行日までの3カ月間には十分な周知、啓発活動を実施して町民の御理解をいただくよう努めていきたいとの答弁でありました。

次に、2点目として、国民健康保険事業財政の健全化についてであります。

町長は、施政方針の中で国民健康保険税の税率見直しを含めた抜本的な検討を表明されたとおり、本町の国民健康保険事業の財政は大変厳しい状況である。本町の国保財政がこのような状況になった原因をどのように考えているのか。

また、今後、国保財政の健全化に向けてどのように取り組んでいくかとただしましたところ、国民健康保険事業の財政状況は、これまで申し上げてきたように大変厳しい状況が続いており、国民健康保険基金についても枯渇しつつある。国保事業の予算は過去の実績をもとに編成しているが、流行性の感冒や高度医療の増加などで毎年大きく変動するために見通しが困難な部分があ

る。

本町の国保税は県内では43団体中26番目と比較的安い税金でありながら、医療費は高いほうから5番目という状況であるため、特定健康診査の受診率向上など予防対策に取り組んでいるが、安易に一般会計から繰り出しするということは難しく、国保税の税率改正についても検討していく必要がある。

今後は、町民に対して国保財政の状況、国保税の税率改正など広く周知していきたいと考えており、広報誌による広報のほか、座談会や公民会長会などの機会においても周知、啓発をしていきたいとの答弁でありました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第10号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、「議案第11号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」、「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第19号 平成26年度さつま町水道事業会計予算」及び「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」、以上の議案5件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第10号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、隣接する県立北薩広域公園多目的グラウンドとの料金格差による施設利用の偏り防止及び児童・生徒の利用料金が天然芝グラウンドの県内類似施設と比較した場合に低料金であること並びに消費税率及び地方消費税率の改定に伴い見直しを行うとの説明であります。

この説明を受けて委員からは、施設の開設当初における県との協議を含め、スポーツコンベンションの推進、ラグビーを初めとするスポーツの普及・振興という観点から料金設定がなされたものであることから、利用目的に応じて減免措置を適用するなど一定の優遇措置を講じ、今後も交流人口の増加に努めてもらいたいとの意見が出されました。

次は、「議案第11号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」であります。

道路法の規定により国有林野事業については、道路占用料を徴収できるものと定められていましたが、当該事業が企業形態を廃止したことにより、道路法施行令の一部が改正され、道路占用料の徴収に関する事業がなくなったこと並びに消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い改正するものであります。

次は、「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」関係分についてであります。

6款1項農業費の農業委員会費の旅費に委員の先進地研修費が計上されているが、本年度の計画と研修報告のあり方についてただしましたところ、7月は改選が行われ、新たな委員の選任も

予定されることから、農業委員会総会の進め方や農地の集積、耕作放棄地の防止、有害鳥獣対策などの研修を予定している。

研修結果の報告など広報に関することについては、先進地では、研修報告や農業委員会の活動内容等を掲載した農業委員会だよりを発行している。今後の新たな農業政策を展開していく中で、農業委員は重要な役割を担っていくものと考えてるので、研修等を通じた資質の向上と農業委員の活動内容を知ってもらうための広報のあり方についても検討していきたいとのことでもあります。

同じく、農業費の肉用牛振興事業費に簡易牛舎等設置事業補助として3棟分150万円が計上されており、畜産農家の後継者を育成する観点からも、この事業の推進と拡大を図る必要があることから、事業推進の考えについてたまたましたところ、少頭数飼いの農家の規模拡大を図る有効な手段であると考え、補助金額の充実も行いながら進めていきたい。

25年度はこの事業を活用して4棟の整備が行われ、本年度も既に3棟の要望がある。飼養農家数が減少する中で、市場への出場頭数を確保していくことが購買者の増加と高価格取り引きにつながるものと考えてるので、今後も積極的な推進を図っていきたいとのことでもあります。

また、農業費の人・農地プラン推進事業費に農地集積推進員の賃金168万円が計上されていることから、活動内容等についてたまたましたところ、1日7,000円で月に20日の年間分を計上してあり、25年度は国の緊急雇用対策事業を活用して実施したが、その必要性から本年度は町の単独事業として計上した。

活動内容は、人・農地プラン策定時のアンケート調査結果に基づき、農地を貸したいという方から具体的な内容を聞き、それを認定農家に斡旋するもので、現地に出向くことも多いことから、現場や人を知り、一定程度農地集積に関することや農地法などの関係法令についても知識のある方が必要であるとのことでもあります。

次は、6款2項林業費の里山林機能回復事業費は、竹林の景観保全と森林の公益的機能の維持増進を図ることが目的であるが、事業導入後におけるタケノコの生産につながるような対策についてたまたましたところ、この事業は、幹線道路や人家周辺の竹林を中心に実施しており、景観保全と竹林整備が目的であるが、改良を重ねながら将来的にはタケノコが収穫できるような竹林にしたいと考えている。そのようなことから、5年間は維持管理に関する町との契約が条件になっており、事業導入後の実態調査も実施しているので、事業効果が最大限生かされるよう推進していきたいとのことでもあります。

次は、7款1項商工費の商工振興事務費に宿泊施設の整備充実を図る目的で、旅館業等施設整備事業補助として1件分100万円が計上されています。

宮之城温泉街の旅館においては、現在、鶴田ダム再開発工事の関連客で満杯に近い状態が続いているようだが、数年後を見据えた宿泊者の確保を図る観点から、この事業を積極的に取り入れ、整備を図る必要があると考えるが、現状についてたまたましたところ、一部の旅館業においては、宿泊客が多い現時点での施設整備は見合わせたいとの意向であった。

また、高校生などの合宿の時期は、旅館が満杯であることから、紫尾や観音滝のログハウスを紹介したところ、備品等が単独校で利用出来ることなどもあり好評であった。

また、今後は、小規模団体については、グリーン・ツーリズムによる農家民泊の受け入れができないか検討をしていきたいとのことでもあります。

この答弁を受けて、委員からは、合宿時における対策は講じられているが、一般客が町外へ宿泊する状況が継続すると、交流人口の減少につながり、旅館経営はもちろん、観光業にも影響を及ぼすと思われるので、旅館業組合、観光特産品協会などと協議を行い、鶴田ダム再開発工事が終了する数年後を見据えた対策について検討すべきであるとの意見が出されました。

次に、8款2項道路橋りょう費の道路新設改良費には、道整備交付金事業による町道7路線の整備など合計で23路線の改良工事や測量設計委託等が計上されています。このうち、電源立地地域対策交付金を財源とした単独道路整備事業費では9路線の改良が計画されていることから、現地調査を行ったところ、舗装路面の激しい傷みなど事業実施の必要性を確認いたしました。

また、質疑の中で、今回予定している路線以外にも整備が必要な路線は、町内には数多くあると思われることから、二、三年程度の整備計画を策定して実施できないものかたまたましたところ、道路新設当時の設計によりそれぞれ構造等が異なることなど、道路劣化の進行を予想しにくい面がある。短期的な整備計画を策定して実施することは難しいが、要望は多いことから財源確保に努め、現地調査を実施し、緊急性等を考慮しながら、優先順位をつけて対応していきたいとのことであります。

次は、10款1項教育総務費についてであります。

不登校の児童生徒を対象に自立を促し、学校への復帰を目指す、適応指導教室事業が新規事業として計画されていることから、不登校児童生徒の現状とスクールソーシャルワーカー活用事業との関係を含めた当該事業の推進のあり方についてたまたましたところ、不登校の児童生徒については、小学生が1名、中学生が12名であったが、年度末になって中学生が若干増えている。適応指導教室事業は、さつま町自立支援教室（仮称）を設置し、そこに月曜日から金曜日までの週5日間通学し、生活習慣の改善や自学自習の力をつけさせながら、学校への復帰を目指すものである。

スクールソーシャルワーカー活用事業では、家庭の教育力が低下し、不登校傾向にある児童生徒の家庭に出向き保護者と対応を行っていることから、さつま町自立支援教室（仮称）にも出向いていただき、そこで保護者に助言するなど両事業の連携が図れればと考えているとのことであります。

次は、「議案第19号 平成26年度さつま町水道事業会計予算」についてであります。

41款1項建設改良費の中に宮之城地区の中央監視システム整備事業費が計上されていることから、整備計画内容についてたまたましたところ、平成26年度から平成28年度までを整備期間とし、全体事業費が5億円程度になる見込みで、このうち水道事業については平成26年度と平成27年度の2年間を計画している。

このシステムが構築されることにより、水源地、配水池における水位や流量及び残留塩素の情報等が的確に把握でき、漏水事故等における迅速な対応が可能となる。

このようなことから、今後の事業経営の適切な維持管理の面からも欠かせないシステムであるとのことであります。

次は、「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」についてであります。

31款4項固定資産売却代金には、鶴田中央浄水場管理舎の売却代金が計上されており、質疑の中で、この施設については、過去にも数回の公売が行われているが、全て不調に終わっていることから、これの経緯と今後の対応についてたまたましたところ、この施設は、これまで3回の公売を実施している。不動産鑑定による評価額を参考に2回実施したが、不調に終わったことから、3回目はこれまでの応札価格等も考慮しながら予定価格を設定したが、やはり不調に終わった。平成26年度は、他の自治体でも実施している随時受付による公売など、早期処分に向けた検討をしたいとのことであります。

最後に、次の2点については、特に町長の見解を求めたところであります。

まず初めに、第3期中山間地域等直接支払制度は、平成26年度が最終年度となることや国の新たな農業政策が始まろうとする中で、本町における今後の農業政策への対応についてたまたま

したところ、中山間地域等直接支払制度については、制度創設以来、県内では、本町への交付金が最も多く、それぞれの地域における農業生産はもちろん、農業施設の維持管理等についても、共同作業による成果とその重要性は十分理解出来ることから、今後もこの制度の必要性を鑑み、事業継続に関する要望に関しては、あらゆる機会、立場で強く訴えていきたい。

また、国の新たな農業政策への対応については、4つの改革が大きな柱となっており、まず、農家の皆さん方にこの制度の趣旨を理解していただくことが必要であると考え、各地域での農政座談会を計画している。

そして、初年度であることから、可能なものから取り組み、地域農業の振興と農家所得の向上につながればと考える。

また、各地区で、人・農地プランが策定されているので、制度の有効的な活用により、これが具現化し、実効性のある農業政策が展開できるよう関係機関と連携し、取り組みを進めていきたいとの答弁であります。

次に、過疎と高齢化の進行により、特に周辺部の公民館においては、厳しい運営を強いられていることから、公民館運営補助金の充実についてたどしましたところ、今後の公民館活動のあり方については、環境の変化に伴って、共生・共助の精神で、自主的な取り組みをしていただくことも大切であるかと考えるが、地域に元気があることが町の発展にもつながることから、地域活性化計画の策定や地域元気再生事業による支援等を行っている。

しかしながら、それぞれの公民館で、世帯数、高齢化率、イベント活動などの条件が異なることから、平成26年度においては、それらも含めた実態調査を行い、公民館運営に関する標準的なものを勘案しながら、行政として支援出来る事項について検討していきたいとの答弁であります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」及び「議案第3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」の議案2件について一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第2号 さつま町子ども・子育て会議条例の制定について」及び「議案第3号 さつま町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」の議案

2件は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」から「議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案8件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案8件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第5号 さつま町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」から「議案第12号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案8件は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第13号 平成26年度さつま町一般会計予算」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案7件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案7件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第14号 平成26年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第20号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案7件は、各

委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第19「議案第25号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」、日程第20「議案第26号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第21「議案第27号 平成25年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第22「議案第28号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第23「議案第29号 平成25年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第24「議案第30号 平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第19「議案第25号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」から日程第24「議案第30号 平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案6件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第25号から議案第30号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、「議案第25号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」についてであります。

財政管理費に要する経費及び財政調整基金費、児童福祉総務費、行政管理費、道路新設改良費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,693万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億614万8,000円とするものであります。

次に、「議案第26号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、保険給付費、共同事業拠出金及び保健事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,539万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,526万2,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第27号 平成25年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、諸支出金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ472万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,373万円にしようとするものであります。

次に、「議案第28号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、保険給付費に要する経費及び基金積立金に要する経費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,658万

3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,173万1,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第29号 平成25年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、一般管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,163万7,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第30号 平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、農業集落排水施設管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,858万9,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第25号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

しばらく休憩します。再開は、おおむね10時55分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時53分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、開議を開きます。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

引き続きまして、「議案第26号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

次に、「議案第27号 平成25年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは次に、「議案第28号 平成25年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

次に、「議案第29号 平成25年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第

1号)」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○環境課長（貴島 晃人君）

「議案第30号 平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案6件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

44ページの保健衛生費、4項目の予防費の中の負担金、補助及び交付金1,200万円が減額され、予防接種補助で減額されております。当初の予算でいきますと6,100万円弱ですけれども、決算でも出てくると思うんですけども、この1,200万ぐらい減額しなければならなかったその各種事業の接種事業状態が分かるとれば、なぜこんなに多額の予算が減額されるのかをお示し願いたいと思います。

それと、同じような考え方で50ページ。農業費の中の担い手育成費、中心経営体等整備事業補助177万4,000円。当初の計画で茶、水稻の機械導入、これを認定農業者に貸しつけていくんだということですが、当初464万ぐらい組まれてその執行が38%ぐらいの残になっているんですが、やっぱり当初でこういうのを組まれて農業あるいは健康に対して推進して行かれる中であれば、この推進率がもう少し伸びるのも、伸びるのもちゅうんか計画に沿うた事業がなされるべきと思うんですが、なぜこんなに多くの金額が残ったのかお示し願いたいと思います。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

予防接種事業費の減額の関係でございますが、予防接種につきましては、定期と任意と大きく分かれております。その種類も相当たくさんありまして、一応、課としては対象者については、マックスでといいますか、全体で予算については組む形にいたしております。

ただ、まず定期につきましても1回じゃなくして、打つ期間とか保護者の判断とかそういうのがありまして、我々が見込んでいるこの期間内に打つ人、また次に延ばす人、それとまた、任意につきましても、任意でありますのでその希望によってやっておりますけれども、それらの見込みと実績の差ということで、こういう額が出ているところでございます。

○担い手育成支援室長（高橋 哲郎君）

経営体等施設整備事業で減額で177万4,000円となっておりますが、当初の計画では11の認定農業者が申請を上げておりましたが、国の審査の段階で認定されなかった団体もいたということと、それと、5戸の認定農業者が事業に当たりまして認定をされたわけですが、これにつきましては入札による事業費の減ということでこのようになったところでございます。

○川口 憲男議員

今のその予防接種事業の中で、やはりこれ当初予算でちょっと私もうろ覚えでちょっと悪いんですけども、町長が県内でも初めてこういう全種目に対して接種事業を行っているのはうちの町だけだということを申された経緯があるんですが、課長の説明の中に何ですか定期予防接種で10項目ぐらいあるわけですから、その変動、いろいろな接種する時期ですか、そういうのはあると思うんですが6,100万ぐらいの予算を、そこで当初でこういう人数を当たられてこれだけはするんだという意気込みがあるんですけども、私も見まして60パーセンテージを出さんかったですかね、相当人数の人たちが、それができてないとなれば課としての推進策がどうだったのか、こういうのは100%までいかなくても、せめて80%ぐらいは推進をされる必要がある

だと思えます。

当然、決算でも出てくると思うんですけども、課長この予防接種事業の中で一つで言います。四種混合でいきますと、720人ぐらい見込んでいらっしゃるんですが、こういうの数値が今まだ出てこないだろうと思うんですけど、こういう数値が出たら議会にも提示をしていただけませんか、そこを要望したいんですが。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

予防接種事業の対象の関係、それから実情、実績等についてはまとめてありますので、御呈示したいと思いますのですが、その数字といいますのは、確認させていただきたいのですが、対象者それと接種した者、その数字、それから行わなかった者等のそういうものの数字とか、そういう形のものでよろしいでしょうか、承知いたしました。

○川口 憲男議員

課長720人延べ人数を見込んでいらっしゃるわけですから、それに対して大体何名、何%受診されたとか、そういう数値でいいと思いますけれど、せっかくこういう予防接種事業ちゅうのは、町内、町民に対しても健康的にもものすごく推進していかれるべきことだと思います。

当然、決算でもこれは出てくると思いますので、今の数値的に延べ人数の計画に対して何人が受診されたという数値で構いませんので、それ出していただきたいと思えます。

○議長（舟倉 武則議員）

要望ですね。

○川口 憲男議員

要望です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案6件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案6件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、ただいまの議案6件について順に討論、採決を行います。

まず、議案第25号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第25号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第25号 平成25年度さつま町一般会計補正予算（第

10号)」は原案のとおり可決されました。

次は、議案第26号から議案第30号までの議案5件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第26号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から「議案第30号 平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案5件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案5件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって「議案第26号 平成25年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から「議案第30号 平成25年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案5件は原案のとおり可決されました。

△日程第25「議案第31号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第25「議案第31号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第31号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち、杉田昌美氏が平成26年5月9日付をもって任期満了となることに伴いまして、新たに白坂和美氏を教育委員会委員に任命しようとするものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第31号 さつま町教育委員会委員の任命について」説明をいたします。」。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第31号 さつま町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本案はこれを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第31号 さつま町教育委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

△日程第26「陳情第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第26「陳情第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書」を議題とします。

文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

当委員会に付託されました「陳情第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町虎居745番地北さつま農業協同組合代表理事組合長永福喜作氏及び県農民政治連盟さつま支部支部長の同氏から提出され、平成26年2月21日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は、TPP交渉は昨年末までの妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなった安倍総理を初め政府の主要官僚及び与党幹部は、国会及び自民党による決議を守ることの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっていることから、政府はいかなる状況においても現在の姿勢を断固として貫かなければならない。

また、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままで、TPP交渉は農林水産業のみならず、食の安全、医療など国民生活に直結する問題があるため、早急に十分な情報を開示すべきであるとのことから、

- 1、TPP交渉において衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。
- 2、TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上の2項目について、政府に対し強く要請していただきたいとの内容であります。

この陳情にある衆参農林水産委員会決議及び自民党決議の内容の主なものは、米、牛肉など農林水産物重要品目の関税に関する事、自動車等の安全基準、環境基準、数値目標等に関する事、国民皆保険、法的薬価制度に関する事、食の安全・安心の基準に関する事などであり、審査に当たっては農政課からTPPにより関税が撤廃された場合の重要農産物5品目における本町への影響額に関する資料の提出も受けたところであります。

審査の過程で、委員からはこれまでのTPP交渉の状況を見る中では、アメリカ合衆国の強気な姿勢など、日本にとっては非常に厳しい状況にあると思われるが、農林水産品の関税に関する事を初め、日本の将来を大きく左右する交渉であることから、日本政府としては、決議に基づく意思を表明することは大切なことである。

また、農業を基幹産業としている本町の議会としての意見も国に示すべきであるなどの意見が出され、採決の結果、本陳情については陳情の趣旨を了とし全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの文教経済常任委員長の報告について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第2号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

よって、「陳情第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書」は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第27「発委第1号 TPP（環太平洋連携協定）
交渉に関する意見書（案）の提出について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第27「発委第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

[米丸 文武議員登壇]

○文教経済常任委員長（米丸 文武議員）

ただいま議題となりました「発委第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「陳情第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書」と同趣旨であり、お手元に配付してあります意見書（案）のとおり、
1、TPP交渉において衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。
2、TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。の2項目について、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で、趣旨の説明を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「発委第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第28「報告第1号 平成26年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第28「報告第1号 平成26年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」を議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで報告第1号を終わります。

△日程第29「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第29「議員派遣の件」の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により別紙のとおり、次期定例会までの期間に開催される研修会等に議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第30「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第30「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会及び行財政改革対策調査特別委員会の各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、会議を閉じ、これをもって平成26年第1回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 柏 木 幸 平

さつま町議会議員 平八重 光 輝